資料１-２

平成２９事業年度

業　務　実　績　等　報　告　書

独立行政法人労働者健康安全機構

（別紙）

評価書様式

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 29 年度（第３期）
	中期目標期間	平成 26～30 年度

２．評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

３．評価の実施に関する事項

４．その他評価に関する重要事項

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定様式

１．全体の評定						
評定 （Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）	Ｂ：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況 ※過年度の総合評定は別添「総合評定」の算出方法により算出願います。				
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
		Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	
評定に至った理由	項目別評定は 14 項目中、Ｓが１項目、Ａが２項目、Ｂが 11 項目であった。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、Ｂとした。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各評定項目の定量的指標及び定性的指標を総合的に見て、全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	なし

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

４．その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
統合による効果を最大限に発揮するための研究の推進			A○	A○		1-1-1	指標設定困難
労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施			B○	B○		1-1-2	
労災疾病等に係る研究開発の推進			B○	B○		1-1-3	
化学物質等の有害性調査の実施			B○	B○		1-1-4	指標設定困難
労働災害調査事業			A	A		１－２	指標設定困難
労災病院事業			B	B		１－３	
産業保健総合支援センター事業			B○	B○		１－４	
治療就労両立支援センター事業			S○	S○		１－５	
専門センター事業			B	B		１－６	
未払賃金立替払事業			B○	B○		１－７	
納骨堂運営事業			B○	B○		１－８	
（参考：27年度までの評価項目）							
研究所の業務との一体的実施	B○	B○				１－１	指標設定困難
すべての業務に共通して取り組むべき事項	B	B				１－２	指標設定困難
労災疾病等に係る研究開発の推進等	B○	B○				１－３	
勤労者医療の中核的役割の推進	B○	B○				１－４	
円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等	B○	B○				１－５	
地域の中核的医療機関としての役割の推進	A	B				１－６	
産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進	B○	B○				１－７	
優秀な人材の確保、育成	B	B				１－８	
未払賃金の立替払業務の着実な実施	A○	B○				１－９	
納骨堂の運営業務	B	B○				１－１０	

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		２－１	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	C	C	B	B		３－１	指標設定困難
Ⅳ．その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	C	B	B	B		４－１	

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－１－１	統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成 25 年 12 月 20 日行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会） 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（平成 27 年２月 24 日閣議決定、平成 27 年４月 24 日成立、平成 27 年５月７日公布） 独立行政法人にかかる改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 27 年４月 23 日参議院厚生労働委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」・難易度：「高」 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジングな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	3,541,502	4,534,978	
決算額（千円）	－	－	3,614,085	4,187,164	
経常費用（千円）	－	－	3,670,093	3,997,527	
経常利益（千円）	－	－	67,134	23,934	
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	3,828,159	4,159,064	
従事人員数（人）	－	－	129	123	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 Ⅰ　労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項 　機構は、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究の機能を有機的に統合し、予防、治療及び職場復帰支援を総合的に実施するとともに、労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究を行うことをミッションとしていることを踏まえ、以下のとおり、事業を実施するものとする。	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 Ⅰ　労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 Ⅰ　労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	**第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **Ⅰ　労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項**	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 以下のとおり、年度計画に定める、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮できる研究を実施した。 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、専属の研究員が理学、工学等の観点から労働災害を防止することを目的とした調査研究を実施している安衛研（２か所）と、臨床業務に従事する医師等が疾病の早期発見、治療等を目的とした研究を実施している労災病院（34 病院）という異なる目的・体制で研究を実施している両組織が、労働災害防止、職業性疾病の早期発見、治療、	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等		**１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等**			

	（１）統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供等、機構が担うべき業務を着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、以下の５分野に取り組むこと。 この取組により、労働災害の減少及び社会復帰	（１）統合効果を最大限に発揮するための研究の推進 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、以下の５分野に取り組む。 社会変動や産業保健活動の動向に留意した上	（１）統合効果を最大限に発揮するための研究の推進 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、引き続き、以下の５分野について、工程表に基づき取り組む。	**（１）統合効果を最大限に発揮するための研究の推進** ・工程表に定める目的及び計画に従い、過労死等関連疾患分野、石綿関連疾患分野、精神障害分野、せき損等分野及び産業中毒等分野の各研究を実施した。 ・産業中毒分野では、厚生労働省からの要請を受け、新たに有機粉じんによる肺疾患をテーマとした研究計画を立案し、同計画に基づき研究を実施した。	職場復帰支援等に資する研究を一体となって実施する体制の構築という国内では初めてのチャレンジングな取組に引き続き尽力し、工程表に沿って研究を行っている。 平成 29 年度は、原因の究明等に係る研究を進めるよう厚生労働省から要請があった有機粉じんによる肺疾患事案について、研究計画を迅速に立案し、「有機粉じんによる肺疾患事案の原因の究明等に係る研究」を新たに開始した。 本研究は、従来の労災病院と安衛研の研究体制に、毒性試験に係る能力を高水準で有する日本バイオアッセイ研究センターを新たに加えた３者を有機的に連携させた体制となっており、体制構築に今まで以上の配慮をしながら、より高度な相乗効果の発揮を目指し取り組んだ、中期目標を上回る、より挑戦的なものであった	

	の促進（アウトカム）に結びつけること。 ①　過労死等関連疾患（過重労働）	で、この取組により、得られた研究成果を速やかに行政機関に提供し、労働災害の潜在的なリスクの減少、事業場における安全衛生水準の向上や社会復帰の気運の醸成を図り、その結果、労働災害の減少につながるようにするとともに、労働災害により重篤な障害を負った労働者等の社会復帰の促進に結びつける。 ①　過労死等関連疾患（過重労働） 　過労死等の危険因子（労働要因、生活要因、健康状態等）やそれと過労死等をもたらす疾患との関連の解明・効果的な予防対策等に資する研究を行う。	①　過労死等関連疾患（過重労働）		**【各分野における研究の進捗状況及び成果】** ①　過労死等関連疾患（過重労働） 「脳・進血管病の早期発見のための新たな指針の検討」 　職場ストレス・精神的ストレスを包括的に検討した上で、過労死事案とサバイバーとを比較検証する観点から項目内容を精査したアンケート調査により、過労死等の危険因子（労働要因、生活要因、健康状態等）を把握し、過労死等をもたらす脳・心血管病との関連の解明を進めた。また、新たな酸化ストレスマーカー（Lox-Index）の関連及び抑うつとともに変動する脳由来神経栄養因子と労働者の心血管障害との関連を検証することで脳・心血管病の早期発見のための新たな指針を確立するという過労死等の効果的な予防対策に資する研究を進めた。 　平成29年度の研究の進捗は以下の通り。 ・複数の労災病院及び外部医療機関で、人間ドック受診者、脳・心血管病患者の協力により、研究協力者に対して血液検査、アンケート調査等の実施によりデータを収集した。 ・また、酸化ストレスマーカー（Lox-Index）で評価される酸化ストレスと精神的ストレスとの関連及び抑うつとともに変動する脳由来神経栄養因子、アンケート調査により把握した労働時間等と労働者の脳・心疾患病との関連の比較・検討を行った。 ・その結果、①負荷されるストレスの質や強度は、地域における社会的基盤、生活様式に大きく影響されること、②冠動脈疾患に比べ、脳血管疾患の入院症例で、有意に抑うつ度が高値になること等の結果が得られた（30年度においても、収集済データの分析を継続中）。 ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。	が、３者の議論、検討によってそれぞれの機能を十分に発揮出来る研究計画を立案し、迅速な研究開始が実現している。 　目標の達成に加え、有機粉じんによる肺疾患事案の研究という重篤な健康被害が懸念される事案について、バイオを含めた、より高度な相乗効果を発揮する体制を構築のうえ機構が一体となって迅速に対応し研究が開始できたことは、中期目標策定時より、より高い水準の相乗効果が発揮されたと考えられることから自己評価を「A」としている。 ・安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限発揮できる研究として、過労死等関連疾患分野、石綿関連疾患分野、精神障害分野、せき損等分野及び産業中	

	② 石綿関連疾患（アスベスト）	② 石綿関連疾患（アスベスト） 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化に資する研究を行う。	② 石綿関連疾患（アスベスト）		② 石綿関連疾患（アスベスト） 「石綿疾患診断の妥当性の検証」 労災保険給付に係る決定等の迅速化に資するため、石綿繊維の迅速な計測法の妥当性の検証を進めた。 また、肺内石綿小体数1,000～4,999本／ｇの範囲の肺がん症例において、肺内石綿繊維を測定することにより、どのような職種で従事期間がどの程度であれば、判断基準（石綿繊維５μｍ超200万本以上又は１μｍ超500万本以上）に該当するかについての研究を進めた。 平成29年度の研究の進捗は以下の通り ・労災病院が保有する試料等を利用し、安衛研において迅速な計測法で石綿繊維数を計測すると共に、迅速な測定法に適した試料濃度（試料濃度を判断する指標として、粒子面積パーセントと単位面積アスベスト本数を設定）の検討を行なった。 ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。	毒等分野のすべてを実施した。 ・重点研究協議会を開催し、重点研究５分野に関する方針決定、進捗管理、意見交換及び各分野の工程表の検討を行い、それにしたがって研究を行った。	
	③ 精神障害（メンタルヘルス）	③ 精神障害（メンタルヘルス） 職場復帰のプロセス等に関する調査研究を実施し、メンタルヘルス不調の予防のための方策及び精神障害に罹患した労働者の職場復帰を促進する要因を検討する。	③ 精神障害（メンタルヘルス）		③ 精神障害（メンタルヘルス） 「メンタルヘルス対策として広く現場で活用できるツールの開発」 不眠とうつ病との関係を評価する指標と、健常者レベル及び疾病性レベルの抑うつの重症度の関連を分析し、メンタルヘルス不調を予防する目的で広く現場で活用できるツール開発の研究を進めた。 平成29年度の研究の進捗は以下の通り ・労災病院の一般健診・人間ドック受診者のデータ約1,800件のうち、日勤者約1,200件（コントロール群）を分析し、(1) 不眠等を評価する指標（不眠スコア：ISs）は疲労、抑うつ、不安のそれぞれとの有意な相関が認められ、 問題不眠がある者（ISs≧３点）と抑うつとも有意な関連が認められる、(2) ISsの質問を幾つかの因子に分けた不眠スケール（入眠困難、熟眠障害、早朝覚醒）で検討しても抑うつとの関連は認められ、特に入眠困難が抑うつとの関連が強いことが確認された。 ・患者群（ケース群）のデータを得るため、労災病院に加え、外部の医療機関の協力を得つつ、症例収集を行っているところである。今後、ケース群とコントロール群を性、年齢等でマッチングして、不眠スコア等がどのくらいになればうつ病等の重症化に至るのかについて検討を行うこととした。 ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。	・特に産業中毒分野では、症例報告の少ない慢性ベリリウム症の患者を有する労災病院と安衛研が一体となって研究を進めることにより、新たな健康管理手法の提案や健康障害の早期発見などが期待できる。また、平成 29 年度は高分子ポリマーを取扱い事業場で新規に発生した肺疾患事案を契機に、労災病院、安衛研のほか日本バイオアッセイ研究センターも加わり、統合の効果をさらに発揮した研究を開始した。	
	④ せき損等（職業性外傷）	④ せき損等（職業性外傷） せき損等の職業性外傷の疾病研究等を踏まえ、予防策、モデル医療の策定及び生活支援策の検討を行う。	④ せき損等（職業性外傷）		④ せき損等（職業性外傷） 「予防策及び社会復帰を含めた生活支援策の提示」 せき損等の職業性外傷に至った根本原因の分析と、予防のための工学的対策と同時に、臨床現場で新たな支援機器の効果を検証することで、予防策及び社会復帰を含めた生活支援策に関する研究を進めた。 平成29年度の研究の進捗は以下の通り ・せき損に関する労働災害データと全労働災害データを比較した結果について、11月、Asia Pacific Symposium on Safety, 2017（APSS2017）にて研究発表するとともに、これに平成29年度分析データを加えてとりまとめた。 ・人体ダミーを用いた落下試験･ぶら下がりを実施し、現在流通しているハーネス型安全帯の基本性能・問題点について明らかにした。 ・転倒時の人体挙動と頭部加速度を検討し、脚立が人体とともに倒れることで頭部衝撃荷重が大きくなる傾向を確認した。	・重点研究を円滑に進めるため、各	

					・吉備高原医療リハビリテーションセンターでの実証試験に向け、せき損患者の生活支援策の安全性・効果の検証として、現存する生活支援ロボット等の工学的支援技術の導入可能性について検討を行った。現場の需用に応えうる工学的技術について市場調査等を実施し、有望な支援技術を選定（3課題）した。 ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。	分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換等を行った。また、安衛研の研究員が臨床現場を訪問し、実態調査を行う等、積極的な交流を図った。 ・機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループにとらわれない配置を行った。 ＜課題と対応＞ －	
	⑤　産業中毒等（化学物質ばく露）	⑤　産業中毒等（化学物質ばく露） 産業中毒等化学物質ばく露の原因究明や対応策の検討を行う。	⑤　産業中毒等（化学物質ばく露）		⑤　産業中毒等（化学物質ばく露） ア「ベリリウム取扱者の適切な健康管理の確立」 ベリリウムの現在及び過去の取扱作業者を対象に、ベリリウムばく露の状況及び感作など生物学的モニタリング指標と健康状態との関連を検証し、ベリリウムによる健康障害への効果的な対応策に関する研究を進めた。 また、米国エネルギー省が作成したベリリウムリンパ球幼若化試験に関して、測定値のばらつきや偽陰性出現が見られることから、当該試験の改良を行う研究を進めた。 平成29年度の研究の進捗は以下の通り ・ベリリウムに対する感作を確実に診断するための検査手法の改良・代替手法を検討し、ベリリウム刺激による幼若化試験の条件を最適化し、有効性の高い検出方法を確立した。 ・また、研究協力者85名に対し、労災病院の協力により２年目の胸部ＣＴ検査による肺病変の経過観察及び血液中の免疫担当細胞の分析によるベリリウム肺の発生に関わる免疫環境を検討した。 イ「有機粉じん取扱者の適切な健康管理」 平成29年４月に厚生労働省が発表した有機粉じんによる肺疾患事案を受け、労災病院、安衛研、日本バイオアッセイ研究センターが協力し、本事案の発生原因の究明等に係る研究を進めた。また、事業者の協力を得た上で、当該物質にばく露する労働者に対する健康管理手法等の研究を進めた。 平成29年度の研究の進捗は以下の通り ・有機粉じんによる肺疾患に対する健康管理手法等を検討するため、労災病院、安衛研及び日本バイオアッセイ研究センターのそれぞれが担当する研究計画の事前評価等を行った。 ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。		
	なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮すること。	なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮する。	重点研究の５分野を推進するため、これらに関連する研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用及び獲得に努める。		「過労死等関連疾患（過重労働）」分野及び「産業中毒等（化学物質ばく露）」分野のアについては、厚生労働省労災疾病臨床研究補助金事業による研究費により実施した。		
	また、附帯決議	また、理事のう	また、平成28		・過労死分野、産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換等を行った。		

	を踏まえ、理事のうち１人に研究・試験を掌理させ、研究・試験等について企画調整を行う部門（研究試験企画調整部並びに内部組織として研究試験企画調整課及び研究試験支援普及課（全て仮称））を機構本部に設置し、必要な体制を整えた上で、統合による相乗効果を発揮する研究・試験等を始めとして、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行うこと。併せて、重点研究の５分野に関係する施設等で構成する協議会等の設置・運営、外部機関との連絡調整、研究・試験結果の普及・広報等を行うこと。さらに、協議会やテレビ会議の場なども最大限活用して、研究の基盤や背景が異なる基礎研究者と臨床	ち１人に研究･試験を掌理させ､研究･試験等について企画調整を行う部門(研究試験企画調整部並びに内部組織として研究試験企画調整課及び研究試験支援普及課（全て仮称））を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）本部に設置の上､統合効果を発揮する研究･試験等を始めとして､機構における研究･試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう､当該部門において総合的な企画調整等を行う。併せて、重点研究５分野に関する方針決定、進捗管理､各関係者との意見交換等を行う協議会を設置する等により､重点研究の５分野を推進するための体制･手法を構築する。また､協議会やテレビ会議の場なども最大限活用して､研究の基盤や背景が異なる基	年度に設置した関係者による協議会において､重点研究５分野に関する進捗管理、意見交換等を行う。さらに、協議会だけでなく､研究成果を公表する調査研究発表会の開催､基礎研究者と臨床研究者との間でグループディスカッションを実施する等により､基礎研究者と臨床研究者との間で十分で活発な意見交換や意思疎通による交流を図る。その際には、テレビ会議システム等も最大限活用する。		・９月１日に安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、調査・研究発表会を開催し、基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図った。 出席者：安衛研研究員及び労災病院医師等　85名 研究発表テーマ：重点研究、労災疾病等医学研究、プロジェクト研究　等 ※プログラムについては「４．その他参考情報」を参照		

	研究者との間で十分で活発な意見交換や意思疎通を図りつつ、より高次元の研究成果につなげることを目指すこと。 重点研究の５分野については、過労死等関連疾患（過重労働）分野では、過労死等の要因等に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させること、精神障害（メンタルヘルス）分野では、メンタルヘルス不調の要因に係る研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰支援を促進させること等に配慮し、研究内容並びに目指す成果に係る具体的な指標及び目標を中期計画において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機	礎研究者と臨床研究者との間で十分で活発な意見交換や意思疎通による交流を図ることにより、一層高次元の研究成果につながることを目指す。 重点研究の５分野においては、過労死等の要因等に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させること等に配慮し、下記に示す研究内容並びに目指す成果に係る指標及び目標の下、研究を実施する。また、これらに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、下記（５）の事前評価が終了したものから順次公表する。	なお、重点研究の５分野については、平成28年度に作成・公表した各分野の工程表に基づき、成果を得るべく、着実に実施する。なお、必要に応じて工程表の見直し、新規研究の立ち上げ等の検討を行う。		・産業中毒分野等において新規研究として有機粉じんによる肺疾患をテーマとした研究を行うこととしたため、工程表を見直した。		

	構発足後できる限り早期に作成し、公表すること。	①　過労死等関連疾患（過重労働）分野では、過労死等の要因等として考えられる長時間労働、過度な出張業務、精神的緊張を伴う業務などの「労働要因」、睡眠や休養の状況、飲酒・喫煙状況、食習慣などの「生活要因」、健康に関する自覚症状などの「健康状態」に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させる。 ②　石綿関連疾病（アスベスト）分野では、臨床事例の職歴や石綿へのばく露歴等を踏まえて石綿小体と石綿繊維の計測結果の対応関係を科学的に検証し、迅速な石綿繊維計測法の開発を目指し、労災認定における診断の迅速化・適正化を図					

		る。 ③　精神障害（メンタルヘルス）分野では、メンタルヘルス不調の要因として考えられるうつ病等の精神障害に罹患した労働者の就労状況、生活要因、受入側の企業の問題点等に係る調査・研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰支援に寄与する要因について検討する。 ④　せき損等（職業性外傷）分野では、せき損をはじめとする重篤な障害を伴う災害の予防に関する工学的研究と社会復帰に係る医用工学研究が結びつくことを生かし、予防策、モデル医療の策定及び生活支援策を促進させる。 ⑤　産業中毒等（化学物質ばく露）分野では、健康障害等の発生が確定していない化学物質に関する毒性情報や健康障害の臨床						

		情報の収集等を通じて、職場における化学物質の適正な管理や労働者の適切な健康管理手法の確立を目指す。当初は、ベリリウムを対象として、産業中毒等の原因究明や対応策についての検討、研究を行う。						
	なお、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、基礎・応用研究と臨床研究、研究グループ（部門）の垣根にとらわれることなく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究ユニットや研究員の柔軟な配置等に配慮すること。	なお、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、基礎・応用研究と臨床研究、研究グループ（部門）の垣根にとらわれることなく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究ユニットや研究員の柔軟な配置等に配慮する。	また、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、研究グループの垣根にとらわれることなく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究員の柔軟な配置等に配慮する。		・機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループにとらわれない配置を行っている。			
	４　成果の積極的な普及・活用 重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度	４　成果の積極的な普及・活用 重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度	４　成果の積極的な普及・活用 重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、論文や学会での発表、ホー		**４　成果の積極的な普及・活用** 重点研究の５分野の研究成果については、以下のとおり論文・学会での発表等を行った。 【過労死等関連疾患（過重労働）】 1. 井上信孝　ストレス応答の視点からみた脳心血管病予防　-LOX-Index の有用性- Animus 2017 92 p51-55 2. 福山和恵，井上信孝．総労働時間と抑うつとの関連に関する研究 ―特に男女差の違いを中心に ― 日本職業・災害医学会会誌 65:147―152 2017. 3. Otsui K, Yamamoto J, Inoue N.　Overwork accelerates thrombotic reaction: implications for the pathogenesis of Karoshi.　J Thromb Thrombolysis. 2018;45(2):222-224			

	を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。	を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。	ムページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。		【石綿】 篠原也寸志（2017）アスベスト計測に使用される透過電子顕微鏡試料の状態評価法について．第24回石綿・中皮腫研究会，第24回石綿・中皮腫研究会プログラム・抄録集，21-22 【精神障害分野】 Hiroki Ikeda, Kotaro Kayashima, Takeshi Sasaki, Sachiko Kashima, Fumihiko Koyama (2017) The Relationship between Sleep Disturbances and Depression in Daytime Workers: A Cross-sectional Structured Interview Survey. Industrial Health, Vol.55, No. 5, pp.455-459. 【せき損等分野】 1. Akiko Takahashi, Shigeo Umeaki (2017) Analysis of work-related accidents for spinal cord injury. Asia Pacific Symposium on Safety, 2017, Kitakyushu, Japan, USB. 2. 日野泰道(2017) 保護帽の転倒時保護性能に関する基礎的研究 2017 年度日本建築学会大会，材料施工，pp. 1255-1256. 3. 菅間敦(2017) 脚立からの転落災害の状況分析と人体挙動に関する基礎的検討．安全工学シンポジウム2017，講演予稿集，pp.416-417. 【産業中毒】 王　瑞生，豊岡達士，佐々木毅，柏木裕呂樹，甲田茂樹（2017）ベリリウムリンパ球幼若化試験の見直しと改良．第45回産業中毒・生物学的モニタリング研究会，抄録集，p13.		
	（５）講演会等の開催 【難易度：高】【重要度：高】 統合効果を最	（５）講演会等の開催 イ　重点研究の５分野で得られた研究成果等を普及・活用するために、分野ごとに関連する研究者や労働安全衛生関係者等を対象にしてシンポジウム等を開催し、専門的かつ実践的なアドバイスを求める。	（５）講演会等の開催 イ　重点研究の５分野で得られた研究成果等を普及・活用するために、分野ごとに関連する研究者や労働安全衛生関係者等を対象にしてシンポジウム等を開催し、専門的かつ実践的なアドバイスを求める。		**（５）講演会等の開催** イ　シンポジウム等の開催 ・11月21日に開催したの労働安全衛生研究評価部会において、重点研究に係る事前評価においては外部有識者により研究計画の内容、妥当性のほか、成果を普及・活用する手法等についても併せて評価を受けた。 ・研究成果について、９月１日に関連する研究者等を対象とした調査研究発表会を行った。 ※プログラムについては「４．その他参考情報」を参照。		

	大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジングな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。						

１　過労死等関連疾患（過重労働）分野工程表

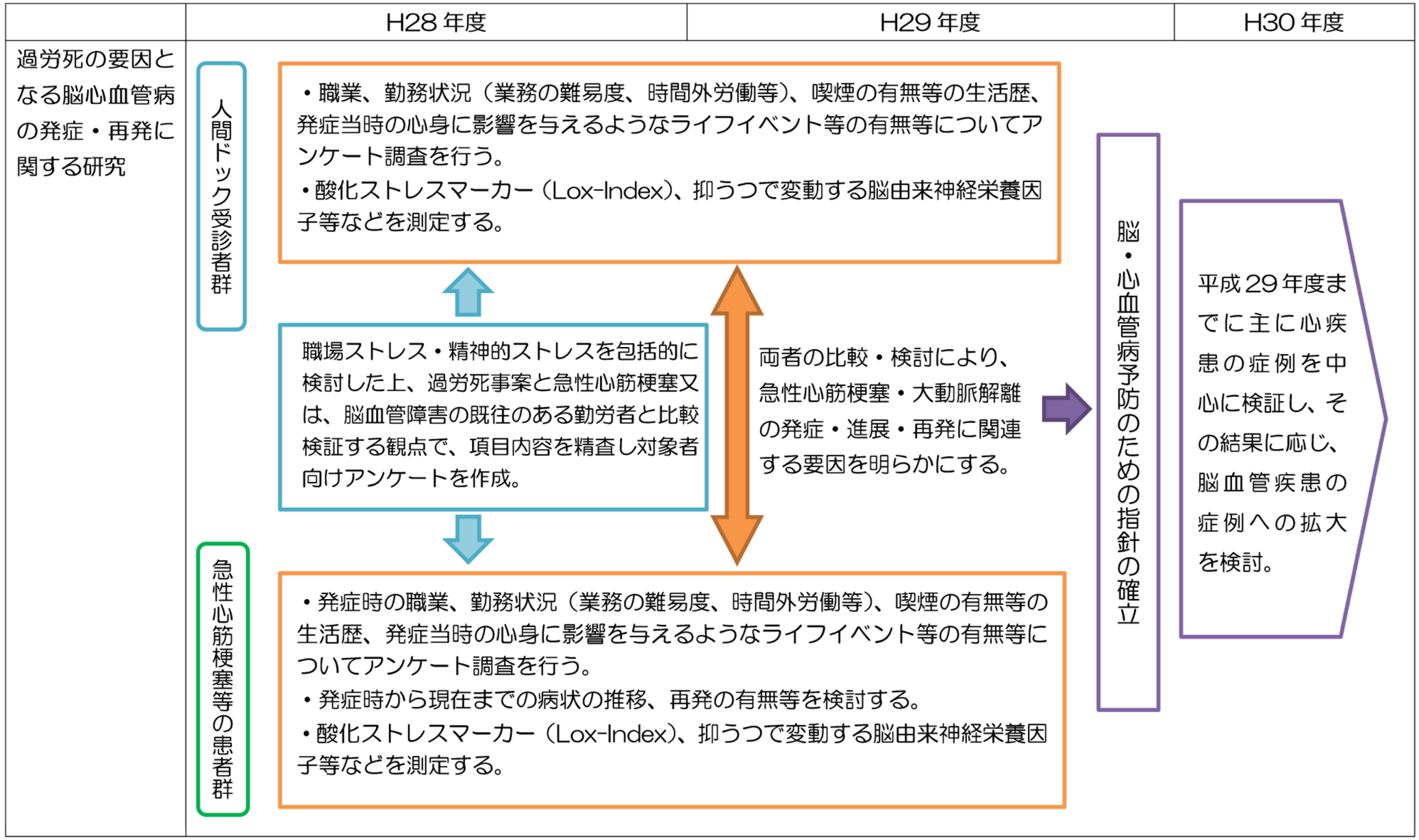

2　石綿関連疾患（アスベスト）分野工程表

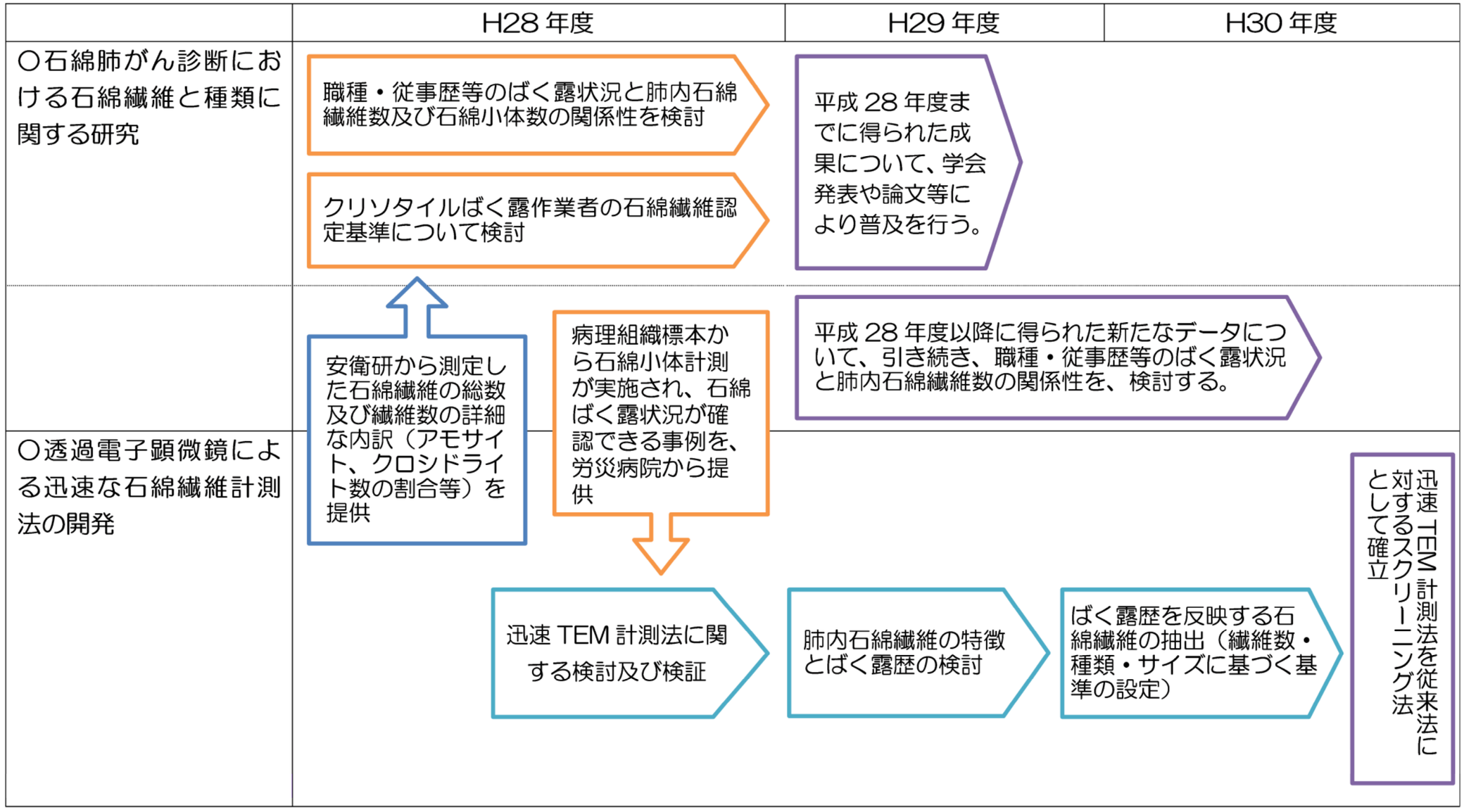

3　精神障害（メンタルヘルス）分野工程表

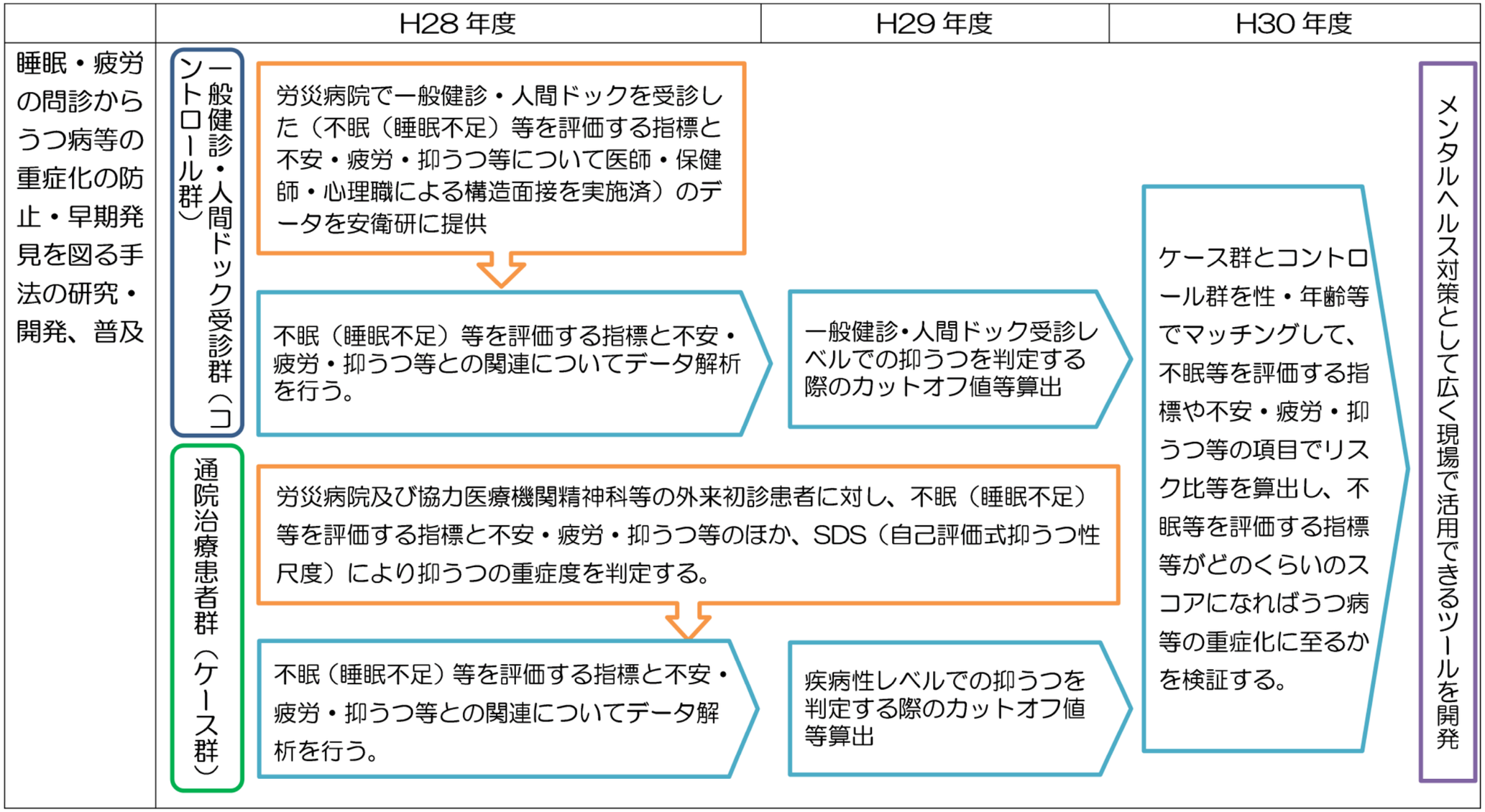

4　せき損等（職業性外傷）分野工程表

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
せき損等の職業性外傷に至った根本原因の分析	・せき損等に関わる労働災害の傾向把握等 ・設備的対策、教育的対策等の提案		
墜落・転倒災害の予防・被害拡大防止を目的とした工学的対策の検討	（墜落） 既存の保護具を用いた墜落実験の実施 （転倒） 事例抽出、作業モデル作成、計算条件の設定	（墜落） 適切な保護具の検討 （転倒） 状況再現のための検討、安全性の比較検証	（墜落） 適切な保護具についての技術指針の整理 （転倒） 推奨作業方策の整理
生活支援策の安全性・効果の検証	リハビリテーション施設を訪問し、生活支援ロボット等の工学的支援技術への需要及び課題について現場調査を実施	有望な支援技術を選定し、リハビリ施設における実証試験のための仕様を決定する。 支援機器の安全性評価の検討 支援機器の機能効果評価方法の検討	安全性と機能効果の評価方法を吉備リハセンターでの実証試験において適用する ・支援機器を安全化及び可用性の観点から改良 ・評価検証プロトコル提案

・災害防止のためのガイドライン等の策定
・せき損等の予防策及び生活支援策に関する論文等の発表
・重篤災害防止のためのリスク低減策の提言

成果の普及・促進（※）

※成果のうち、特に労働災害防止に関する普及促進効果が見込まれるものを対象に、都道府県産業保健総合支援センター等との連携を図る。

5　産業中毒等（化学物質ばく露（ベリリウム））分野工程表

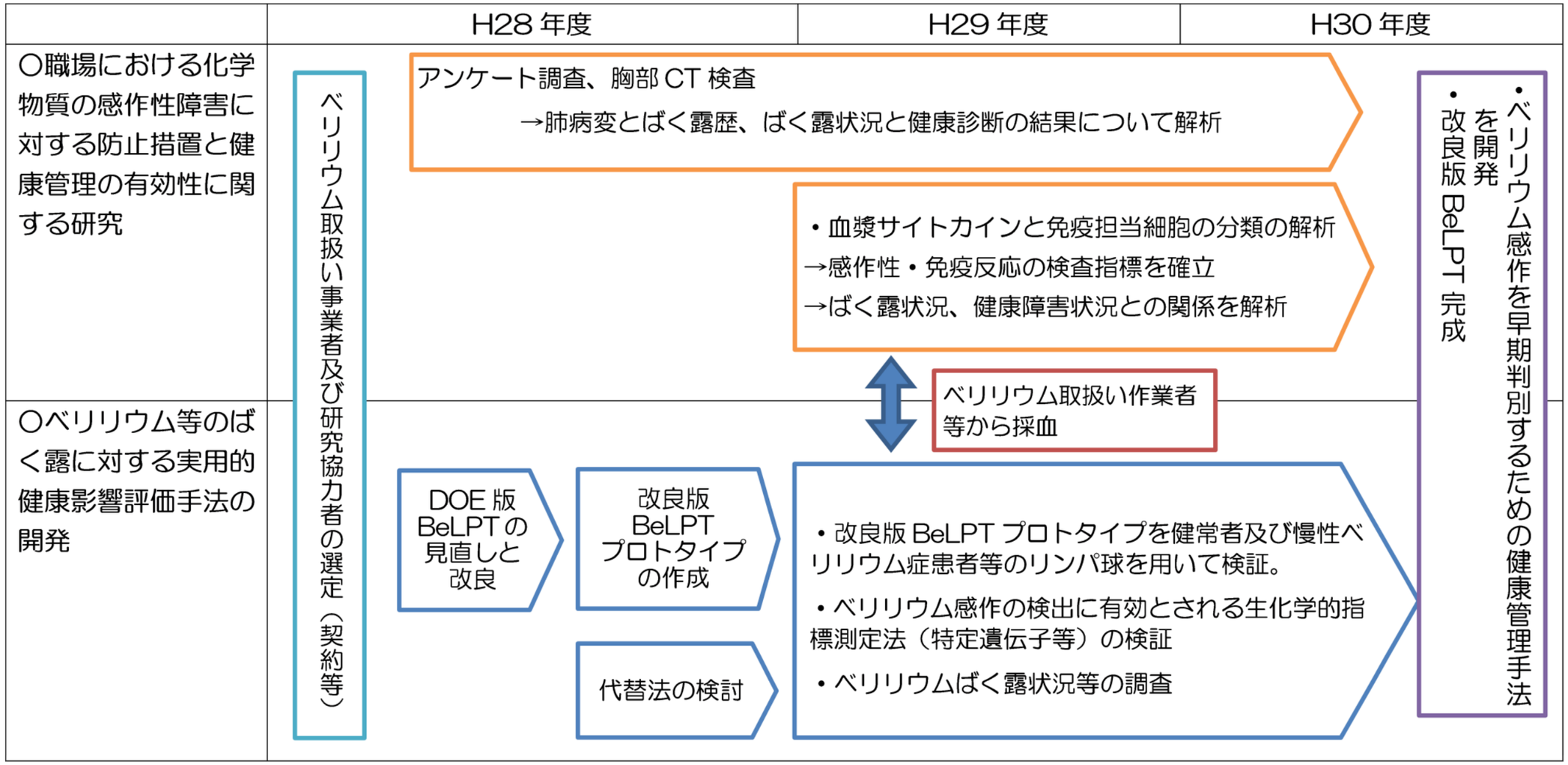

5　産業中毒等（化学物質ばく露（高分子ポリマー））分野工程表

	H２９年度	H３０年度	H31 年度	H32 年度
○高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究	高分子ポリマー取扱い事業者及び研究協力者の選定（契約等） アンケート調査、胸部 CT 検査及び血液検査（血漿サイトカイン及び免疫担当細胞の検査） →肺病変とばく露歴、ばく露状況と健康診断の結果について解析			・高分子ポリマーを原因とする肺疾患を早期に発見するための健康管理手法を開発 ・現場における測定法の実用性評価とばく露評価法の提案 ・急性期から慢性期に至る肺病変の発生機序及び病態の把握及びその際の用量作用関係
○アクリル酸系水溶性ポリマーエアロゾルのばく露評価法の開発	・炭素分析の妥当性を評価し、定量性を確認する。 ・発じん実験の系を構築し、リアルタイム測定による粒径分布測定を実施する。 ・発生させたエアロゾルについて炭素分析法の妥当性を評価する。	・初年度に開発した手法の評価のため、現場測定を実施する。 ・発じん実験では、製品ごとの発じんの違い等について整理し、吸入性粉じんの割合を評価する。		
○アクリル酸系水溶性ポリマー吸入による肺の急性及び慢性毒性の発生機序の解明	培養細胞試験	全身ばく露吸入試験 病理検査・特殊染色・in situ hybridization（特定の遺伝子の発現を検査する方法）等 遺伝子発現解析（マイクロアレイ） 培養細胞試験 遺伝子発現解析（マイクロアレイ）	遺伝子発現解析（マイクロアレイ） 培養細胞試験	

平成29年度　調査・研究発表会　プログラム

※1課題につき15分（発表10分、質問5分）

No.	課　　題　　名	発表者
1	睡眠・疲労の問診からうつ病等の重症化の防止・早期発見を図る手法の研究・開発・普及	労働安全衛生総合研究所
2	生活習慣病 「職場高血圧に関する調査研究」	労災病院
3	長時間作業時の血行動態反応	労働安全衛生総合研究所
4	過労死の要因となる脳心血管病の発症・再発に関する研究	労災病院
5	医師の過重労働と勤務環境改善	労働安全衛生総合研究所
6	職場における化学物質の感作性障害に対する防止措置と健康管理の有効性に関する研究	労災病院
7	ベリリウム等のばく露に対する実用的健康影響評価手法の開発　−リンパ球幼若化試験の見直しと改良−	労働安全衛生総合研究所
8	透過電子顕微鏡による迅速な石綿繊維計測法の開発	労働安全衛生総合研究所
9	吸入毒性試験・研究の進捗	日本バイオアッセイ研究センター
10	職業性ストレスとコルチゾール	労働安全衛生総合研究所
11	就労支援と性差 「夜間労働が女性の健康に及ぼす影響」に関する研究	労災病院
12	夜勤と健康障害 「雄性生殖機能を指標とした基礎的検討」	労働安全衛生総合研究所
13	病職歴調査について	労働者健康安全機構本部
14	病職歴 DB を用いた、労災疾病職業性胆管癌に関する研究成果	労災病院
15	せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究	労働安全衛生総合研究所
16	受診後早期の高血糖が脊髄構成細胞ならびに炎症細胞に及ぼす影響	労災病院
17	高齢者介護施設における介護者の腰痛予防対策	労働安全衛生総合研究所

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―１－２	労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標２　安全・安心な職場づくりを推進すること ２－１　労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法（以下「法」という。）第３条（機構の目的）、第 12 条第１項第３号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくことが求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
基準の制改定等への貢献（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に 30 件	―	―	―	10 件	15 件	12 件
基準の制改定等への貢献（実績値）	―	10 件（平成 24 年度実績）	―	―	20 件	15 件	
達成度	―	―	―	―	200.0%	100%	
作業現場への導入実績（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に９件	―	―	―	３件	３件	３件
作業現場への導入実績（実績値）	―	３件（平成 26 年度実績）	―	―	４件	３件	
達成度	―	―	―	―	133.3%	100%	
講演・口頭発表数（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に 1,000 回	―	―	―	340 回	340 回	340 回
講演・口頭発表等（実績値）	―	355 回（平成 26 年度実績）	―	―	368 回	348 回	
達成度	―	―	―	―	108.2%	102.3 %	
論文発表数（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に 1,000 報	―	―	―	340 報	340 報	340 報
論文発表数（実績値）	―	359 報（平成 26 年度実績）	―	―	355 報	373 報	
達成度	―	―	―	―	104.4%	109.7%	

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	―	―	3,541,502	4,534,978	
決算額（千円）	―	―	3,614,085	4,187,164	
経常費用（千円）	―	―	3,670,093	3,997,527	
経常利益（千円）	―	―	67,134	23,934	
行政サービス実施コスト（千円）	―	―	3,828,159	4,159,064	
従事人員数（人）	―	―	129	123	

ホームページアクセス（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に研究業績・成果等へのアクセス件数675万回	―	―	―	225万回	225万回	225万回								
ホームページアクセス（実績値）	―	225万回（平成26年度実績）	―	―	237万回	240万回									
達成度	―	―	―	―	105.5%	106.7%									
講演会等（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に６回	―	―	―	２回	２回	２回								
講演会等（実績値）	―	２回（平成26年度実績）	―	―	２回	２回									
達成度	―	―	―	―	100.0%	100.0%									
安衛研の一般公開（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に６回	―	―	―	２回	２回	２回								
安衛研の一般公開（実績値）	―	２回（平成26年度実績）	―	―	２回	２回									
達成度	―	―	―	―	100.0%	100.0%									
研究員の派遣・受入人数（計画値）	毎年度60人以上	―	―	―	60人	60人	60人								
研究員の派遣・受入人数（実績値）	―	84人（H23-27平均）	―	―	75人	79人									
達成度	―	―	―	―	125.0%	131.7%									

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大臣による評価
１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （２）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア　現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、機構の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、機構の職員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱え	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （２）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア　現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 （ア）労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、安衛研の研究員自らがより積極的に労働現場に赴	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （２）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア　現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 （ア）安衛研が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、安衛研の研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。 労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。研究	＜主な定量的指標＞ ○行政機関、公的機関、国際機関等からの要請に基づく、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等への貢献を 15 件程度とすることを目標とする。 ○調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等について、積極的な普及・広報活動を行い、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に該当する場合を除き、３件以上が作業現場に導入されるよう努める。 ○国内外の学	**１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等** **（２）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施** **ア　現場のニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施** （ア）労働現場のニーズの把握 ・「化学工場で発生した膀胱がん」等を受け、厚生労働科学研究費で「オルトートルイジン等の芳香族アミンによる膀胱がん発症の原因究明に関する研究」について、安衛研もこの研究に関与し、化学物質の経皮吸収の定量的評価や代謝・生物学的モニタリングの指標の開発に取り組んだ。 ・安衛研主催による「安全衛生技術講演会」や企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会への参加、延べ 229 名の研究員が個別事業場を訪問するなどあらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を把握した。 ・災害調査事案（化学工場で発生した膀胱がん）を反映して、「芳香族アミン類の生体影響と活性化経路の解明」の研究を進めた。 ・９月に開催した内部評価委員会において、研究課題が労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査した。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 ・関係業界団体、安全衛生関係団体、厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。 ・延べ 229 名の研究員が自ら情報収集等のために現場に赴き、積極的な情報収集に努めた。 ・内部・外部評価委員会において、業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえた研究となっているかの観点からの評価を実施した。 ・多数の職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に積極的に参加し、労	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	る喫緊の課題や問題点、職場環境の実態を把握すること。 さらに、労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用するなど、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。	き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。 （イ）労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用し、労働現場のニーズや実態を的確に把握する。 （ウ）行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。 （エ）産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。 （イ）労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用し、労働現場のニーズや実態を的確に把握する。 （ウ）厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。 （エ）産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表（安衛研刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進し、その総数を340回以上及び340報以上とする。 ○ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成 29 年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を225 万回以上得る。	（イ）臨床データ等に基づく研究の実施 ・岡山労災病院が収集した臨床データを活用することで、労働現場の実態等を把握し、岡山労災病院と共同で石綿関連疾患の迅速診断を目的とした基盤的研究「透過電子顕微鏡による迅速な石綿繊維計測法の開発」を平成26年11月に開始し、引き続き実施した。 （ウ）厚生労働省安全衛生部との連絡会議 ・機構本部と厚生労働省安全衛生部との間で安衛研の研究について連絡会議を行い、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行った。 （エ）産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等への積極的参加 ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。	働現場のニーズの把握に努めた。 以上のように、研究所主催の講演会、企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体等の講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問、行政との連絡会議などあらゆる機会を利用して労働場のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。 ・プロジェクト研究等については、研究計画書を作成する段階において研究グループ内で研究の方向及び到達目標を検討・設定するとともに、内部・外部評価による事前評価結果に基づき必要な見直しを加え、的確な目標等を設定した上で研究を実施した。また、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。	
	イ　社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施	イ　社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施	イ　社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施		**イ　社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施**		

	上記アにより把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、機構の社会的使命を果たすため、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連携を図りつつ、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。 なお、過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進すること。	上記アにより把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略(平成22年10月)等を踏まえ、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連携を図りつつ、以下の調査研究を実施する。 過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進する。	社会的・行政的ニーズを踏まえ、重点研究の５分野と連携を図りつつ、以下の調査研究業務を実施する。 また、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を生かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施する。 過労死等調査研究センターにおいては、過労死等の事例・要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関し、調査研究を着実に推進する。	○機構の調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や安衛研の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び同施設の公開を行うこと。中期目標期間中における講演会等は６回以上、一般公開は６回以上実施すること。 ○国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めることにより、研究員の派遣及び他機関研究員の受入れを毎年度あわせて60 人以上とする。 <その他の指標> なし	・業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させて以下（ア）～（ウ）の各調査研究及び過労死調査研究センターにおける調査研究を実施した。 【過労死調査研究センターにおける調査研究】 ・過労死等防止対策推進法(平成 26 年６月 27 日公布、同年 11 月１日施行)の制定を踏まえ、平成 26 年 11 月１日に設置した過労死等調査研究センターにおいて、平成 27 年度から政府からの受託研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」に取り組んでおり、平成 28 年度の研究結果を報告書に取りまとめて、平成 29 年９月に公表された。報告書の内容は厚生労働省ホームページに公表され、10 月に厚生労働省が取りまとめた過労死等防止対策白書にも本調査研究のデータが活用された。 平成 29 年度は平成 28 年度に引き続き、以下の取組を実施している。 ○ 過労死等事案の解析 ・平成 28 年度までに構築した平成 22 年１月から平成 27 年３月までの業務上事案（脳・心臓疾患事案 1,564 件、精神障害事案 2,000 件）及び業務外事案（脳・心臓疾患事案 1,961 件、精神障害事案 2,174）のデータベースを利用し、詳細分析を進めている。 ・医療業、運輸業、教育業、情報通信業及び宿泊業・飲食サービス業の５業種を対象に、主要な職種ごとのデータベースを作成し、解析を進めた。また、業務上事案と業務外事案の比較も併せて検討した。 ○ 疫学研究 ・平成 28 年度までに構築した２万人規模のコホート集団に対して実施する調査方法等について従業員支援プログラム機関と連携しながらデータ収集を進めた。また、大手企業を対象に約 7000 人のデータ収集も進めている。 ・過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成２７年７月２４日閣議決定）で過労死等が多く発生していると指摘されている職種・業種のうち、自動車運転従事者と看護師に対する	・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 ・平成 29 年度は、10 件の行政要請研究を実施し、６件について報告書を提出した。 ・平成 26 年 11 月 1 日施行された過労死等防止対策推進法における重要な柱である調査研究業務を担うこととなり、政府からの受託研究として平成 29 年度も引き続き「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」を実施し	

		なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。 下記（５）に示す研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を		＜評価の視点＞ ○労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 また、研究員自ら労働現場に赴き、現場の抱える課題や職場環境を把握しているか。 ○当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 また、労災の臨床例や業務上疾病例等を入手し活用しているか。 ○労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。 ○行政ニーズ及び社会的ニ	現場介入調査を行うため、対象事業場の選定等のために（公社）全日本トラック協会及び（公社）日本看護協会に協力を求め、自動車運転従事者及び看護師に対して、３週間連続観察調査を実施した。 ○　実験研究 ・循環器負担に関する研究では、平成 28 年度に実施した模擬長時間（12 時間）労働による心血管系に及ぼす影響に関する実験で得られたデータの解析を行い、研究成果の一部を国際学会で報告した。 ・労働者の体力指標に関する研究では、心肺持久力を簡便かつ安全に測定する手法を開発するための実験で得られたデータの解析を行い、研究成果の一部を国際学会で報告した。 ・総務省「地方公務員の過労死等に係る公務外認定事案に関する調査研究」に取り組み、地方公務員災害補償基金より提出のあった平成 22 年１月から平成 27 年３月までの期間において公務外と判断された 386 件の事案（脳・心臓疾患事案 147 件、精神・自殺事案 289 件）についてデータベースを構築・分析を行った。	た。 ・プロジェクト研究について、第三者（外部専門家）による終了評価及び事前評価を実施し、その結果を踏まえて研究計画等の見直しを行った。 ・平成 30 年度から新規で立ち上げる６件のプロジェクト研究に係る外部評価委員会を 11 月に開催し、委員からの意見の取りまとめ終了後3か月以内に評価結果報告書を機構本部及び安衛研ホームページにおいて公表することとしている。 ・職員が、ISO、IEC、JIS 等国内外の基準の制定・改定等を行う検討会等へ委員長等として参画し、知見、安衛研の研究成果等を提供するとともに、国際会議に研究員が日本の技術代表等として出席した。	

	①　プロジェクト研究 　次に示す研究の方向に沿って、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究 ｉ　産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究	活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。 （ア）プロジェクト研究 　中期目標において示された下記研究項目に基づき、プロジェクト研究を実施する。また、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、適宜研究内容の見直し等を行い、下記（５）に示す評価を受けて機動的に研究を実施する。 ｉ　産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 　労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。 　また、技術革新等により新た	（ア）プロジェクト研究 　下記に示す研究課題を実施する。 　また、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、適宜研究内容の見直し等を行い、内部評価委員会及び外部評価委員会における評価を受けて機動的に研究を実施する。 （新規課題） ・大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究 ・医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究	ーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。 ○プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。 ○プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。 ○各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。 　また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ○プロジェクト研究の立案、実施に当たって、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定めているか。 ○効率的な研究への取り組	（ア）プロジェクト研究 ・平成 29 年度計画に基づいて、下記のプロジェクト研究９課題を実施した。 		
---	---
大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究	H29 年度新規
医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究	
数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究	継続
山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究	
テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証	
諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討	
防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究	
化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究	
労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究		 ・15 件の研究成果が基準等への制改定等に反映され、年度計画の 15 件の目標を達成した。 ・調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等として、３件導入された。 ・29 年度においては、講演・口頭発表等回数は 348 回、また論文発表等 373 報となった。 ・特別研究報告を刊行し、平成 28 年度に終了した３件のプロジェクト研究について、その研究成果の広報を図った。 ・研究成果のより分かりやすい普及等のため、一般誌等に積極的に寄稿し、その件数は 165 件であった。また、新聞、テレビ取材等にも適切に対応し、その件数は 20 件	

	ⅱ　産業現場における危険・有害性に関する研究	に産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。 ⅱ　産業現場における危険・有害性に関する研究 　労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。	（継続課題） ・数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究 ・山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究 ・テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証 ・諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討 ・防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究 ・化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究 ・労働者の疲労回復を促進する対策に関する研	みがなされているか。 ○基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。 ○行政要請研究について、迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出しているか。 ○プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について追跡調査による評価を実施しているか。 ○共同研究について、研究所の貢献度を明確にした上で、評価しているか。 ○研究業務を			であった。 ・労働安全衛生総合研究所年報（平成 28 年度）2016 を発行するとともに、ホームページで公開した。 ・安衛研ニュース（メールマガジン）の内容の充実を図るとともに、月１回定期的に発行し、研究成果の広報を積極的に行った。 ・閲覧者が目的とする情報に素早くアクセスできるようページの内容や構成等の見直しを平成 29 年度も引き続き継続した。 ・安全衛生技術講演会を２回開催した。 ・安全衛生技術講演会を平成 29 年９月に東京都（191 名）及び同年 10 月に大阪市（191 名）の２都市において開催した。 同講演会は、「労働安全衛生の新	

	iii　職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 ② 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究	iii　職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。 （イ）基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。 また、重点研究５分野と必要に応じ連携を図	究 （イ）基盤的研究 安衛研の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究等41課題（別紙１）を実施する。 また、重点研究５分野と必要に応じ連携を図りつつ実施する。	適切に推進するために、すべての研究課題について、内部評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 ○プロジェクト研究課題について、第三者（外部専門家）による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 ○外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから３か月以内にホームページ等に公表したか。 ○行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。 ○国内外の基	（イ）基盤的研究 ・年度途中から開始した課題を含め、年度計画にある38課題の基盤的研究を実施した。 ・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。	たなリスクを考える」をテーマとして、４名の研究員及び１名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心に全体で 382 名であった。参加者へのアンケート調査による、参加者数に対する「良かった」又は「とても良かった」とする割合は、97.1%であった。 ・清瀬地区・登戸地区において、それぞれ一般公開を開催した。また、民間企業等延べ 12 機関・団体からの399名の随時見学希望にも対応した。 ・特許出願の要否については、特許審査会で審査を行った。また、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を相談担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に応じる等の支援体	

		りつつ実施する。		準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。		制を整備している。	
	③　行政要請研究 　厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究	（ウ）行政要請研究 　厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。	（ウ）行政要請研究 　厚生労働省からの要請に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、第12次労働災害防止計画を踏まえて、行政施策の科学的根拠となる報告書等を適宜提出する。	〇労働安全衛生関係法令等の制改定等に貢献しているか。 〇学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 〇学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。 〇調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。国民に理解しや	（ウ）行政要請研究 ・行政からの要請を受けて、「くい打機の転倒防止に係る研究」をはじめ10課題についての調査研究を実施した。	・登録特許について、研究所ホームページ及び開放特許情報データベースに掲載し、保有特許の実施促進を図った。 ・研究所が保有する特許は、登録総数は 38 件、新規に１件申請し、特許出願総数は 4 件、特許実施料数は３件であった。	
	プロジェクト研究については、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。個々の研究の研究課題・テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を中期計画において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、公表すること。	プロジェクト研究については、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選する。また、平成28年度に開始するプロジェクト研究については、個々の研究の研究課題・テーマに関し、下記に示す、目指すべき成果についての目標の下、実施する。また、これらに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、下記（５）の事前評価が終	平成29年度に開始するプロジェクト研究については、中期計画に示した目指すべき成果についての目標の下、研究目的、実施事項、到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。 　さらに、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を公表する。 　また、年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる事		〇プロジェクト研究の計画的な実施に係る工程表の作成と公表 ・平成29年度に開始するプロジェクト研究については、研究計画書にしたがって実施した。 ・平成30年度に開始するプロジェクト研究の工程表についても、11月の労働安全衛生研究評価部会において審議した。	＜課題と対応＞ 　－	

		了したものから順次公表する。	案が発生した場合には、これに対応するためのプロジェクト研究課題を適宜立案し、又は実施中の研究課題を見直し、内部評価委員会及び外部評価委員会の事前評価を受けて当該研究を機動的に実施する。 　平成30年度に開始するプロジェクト研究の立案に当たっても、潜在的な労働災害の減少や事業場の安全衛生水準の向上や行政施策に対し、どのように貢献するか目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、内部評価委員会及び外部評価委員会の事前評価を受け、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を作成し、公表する。	すく、活用しやすいものとなっているか。 〇年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。 〇メールマガジンを毎月１回発行し、定期的に広報しているか。 〇調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。 〇ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。				
		①　数値解析を活用した破損事故解析の高度化		〇研究所主催の職場の安全				

		に関する研究 　近年、材料の破壊に起因する労働災害調査では、当該機械・構造物に作用していた外力などを定量的に推定することによって、再発防止対策等を検討することが求められるようになってきている。このため、従来は観察者の主観に頼っていた材料破断面の評価等に数値解析を援用することによって破損事故解析を高度化し、科学的根拠に基づいた行政施策への反映を目指す。 ②　山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究 　トンネル工事においては、依然として、落盤・崩壊災害、可燃性ガス及び粉じんによる爆発災害、トンネル用建設機械等による挟まれ・巻き込まれ災害		衛生関係者を対象とした講演会を年２回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。 ○一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。 ○講演会の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。 ○特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。				

		等が発生している状況にある。このため、これらトンネルにおいて多発する労働災害の防止策を検討し、行政や業界団体にこれらの情報を提供し、山岳及びシールドトンネル建設工事の安全基準等への反映を目指す。 ③　テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証 　テールゲートリフター（TGL）はトラック荷台から地面までの荷の移動に不可欠な特殊装備であるが、TGLからの作業者や荷の転落等により、死亡等重篤な災害も頻発している。このため、TGLに関連する災害分析、国内外の現状調査、転落防止柵の開発・改良等を行い、転落防止柵の使用に対応したガイドライン等の提示を目指す。 ④　諸外国にお		○実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために、開放特許情報データベースへの登録等の措置を行っているか。 ○知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。 ○労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。 ○労働安全衛生研究戦略を踏まえた研究を実施することにより、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。 ○内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施			

		ける労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討 　近年の労働災害の発生件数は減少傾向が鈍化しており、さらなる減少を目指すには新たな対策の検討が必要となっている。このため、諸外国に目を向け、欧米等の法制度、安全衛生施策、実態を調査し、優れた部分については我が国の優位な点も考慮して、新たな安全衛生管理手法として提言する。その成果は、労働災害の減少に資するとともに、日本企業が進出するASEAN諸国をはじめとした国々に情報提供し、これら国々の安全衛生水準の向上に貢献する。 ⑤　防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究 　有害物質に対応した防護服は、近年では原		する環境を整備したか。 ○国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画とおりに発行しているか。 ○諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。 ○共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究員の研究交流が促進され、毎年度少なくとも60人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。			

		発復旧作業や感染症対応等様々な作業に用いられており、その作業には、暑熱負担増加に伴う夏季の熱中症発症の危険性、さらに作業効率及び動作性の低下等の身体的負担を生じるが、その実態は十分に把握されておらず、具体的な対策はとられていない。このため、暑さ対策のみならず、事故につながる可能性のある身体的な負担や疲労の実態を調査し、熱中症予防につながる防護服着用作業時の暑熱負担軽減策を提案し、通達等に反映させる。 ⑥　化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究 　化学物質のリスクアセスメントが義務化され、関連して場の管理に加え、個人ばく露測定を用いるリスク						

		評価について第12次労働災害防止計画において言及されている。このため、①分析法開発時に必要な標準試料の簡便な作成方法の検討、②高感度分析方法を利用した、サンプリング捕集量の削減とサンプラーの軽量化、③サンプラー装着が作業者に与える負担の評価とより負担の少ない装着法等を検討し、マニュアル化した文書を公表することにより、実際の労働衛生管理の現場で使用され、化学物質による健康障害のリスクの減少に資する。						
	また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に	また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる事案が発生した場合には、これに対応するためのプロジェクト研究課題を適宜立案し、又は						

	実施すること。	実施中の研究課題を見直し、下記（５）の評価を受けて当該研究を機動的に実施する。					
	さらに、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、機構が担うべき真に必要な労働災害防止、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、以下に基づき実施すること。	なお、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図るため、以下に基づき実施する。	なお、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、以下に基づき実施する。		○プロジェクト研究及び基盤的研究の総合的かつ効果的な実施 プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図るため、以下のとおり取り組んだ。		
	ｉ　厚生労働省との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内	①　厚生労働省との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内	①　国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。		①　外部機関との連携・交流の促進 ・欧州及びアジアの労働安全衛生研究機関による国際的な連絡会議であるシェフィールドグループ会議を安衛研が開催し、12か国の代表者22名の参加があった。 ・APSS 2017（Asia Pacific Symposium on Safety2017）に安衛研所長をはじめ研究員18名が参加し、研究発表を行った。 ・アジア労働安全衛生研究所会議（AOSHRI Progress Update Meeting）に参加し、研究発表を行った。		

	外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進すること。	外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。					
	ⅱ　労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、労働安全衛生の水準向上のための基盤的知見が必要であることから、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強化すること。	②　労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の潜在的なリスクの減少、事業場における安全衛生水準の向上を図り、その結果労働災害の減少に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強化する。外部資金の活用に当たっては、若手研究者の育成に配慮する。	②　競争的研究資金の活用を図る。競争的研究資金の活用に当たっては、若手研究者の育成に配慮する。		②　競争的研究資金の活用 ・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や、組織的に若手研究員に対する申請支援を行い、厚生労働科学研究費補助金、日本学術振興会科学研究費補助金等38件の競争的研究資金を獲得した。 ・競争的研究資金等の外部研究資金の活用について、新たに採用した若手研究員に対して、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援した。		
	ⅲ　労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点から他の機関との役割分担	③　中長期的視点から、他の機関との役割分担を行いつつ、未知の健康障害の解明、新たな安	③　開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じ		③　開発した機器等の普及 ・知的財産の活用促進を図るため、38件の登録特許について、安衛研のホームページにその名称、概要等を公表した。 ・安衛研の職員が、JIS、ISO/IEC等、国内外の基準の制定・改定等を行う検討会等へ委員長等として参画し、安衛研の研究成果等を提供するとともに、国際会議に出席した。		

	を行いつつ、中期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮すること。 さらに、開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、作業現場への導入等広く普及されるよう努めること。	全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。 さらに、開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める。	て、広く普及されるよう努める。				
	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月６日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月６日内閣総理大臣決定（※））を踏まえ、各研究種別に応じ、外部委員を含む研究を評価する場において、各研究テーマの事前評価を行い、中間・事後又は終了評価を行うことで、その結果	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 ア　安衛研の研究については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)に基づき改正された「研究評価規程」により厳正に実施する。 また、研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令		**（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表** ア　安衛研の研究について ・安衛研の研究については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定)に基づき規定されている安衛研の内部評価委員会及び労働安全衛生研究評価部会において評価を実施した。		

	及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、本中期目標において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価すること。なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。	を研究計画の改善に反映させ、公表する。 　また、研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、本中期計画において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価する。なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価する。 ※平成26年５月19日一部改正	や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、中期計画において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価する。 　なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、安衛研の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。 （ア）内部研究評価の実施 　研究業務を適切に推進するため、原則として、全ての研究課題を対象として評価を行う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定等の研究管理に反映させる。 　研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実		（ア）内部研究評価の実施 ・重点研究及びプロジェクト研究を対象として９月に内部評価委員会を行った。 ・各研究課題を対象として、年度末に、公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価・中間評価・事後評価では、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点、学術的貢献度、行政的・社会的貢献度等について、それぞれ５段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等の研究管理に反映させた。 ・研究員を対象として、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、総括領域長及び所長による総合的な評価の仕組みの下で実施した。 ・評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員等を表彰し、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。		

			施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。 　なお、プロジェクト研究については、追跡評価を実施する。 （イ）外部研究評価の実施 ⅰ　外部評価の実施 　労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会を開催し、プロジェクト研究等を対象について評価を行う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定、内部評価等の研究管理に反映させる。 ⅱ　外部評価の結果の公表 　外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当		（イ）外部研究評価の実施 ⅰ　外部評価の実施 ・平成 29 年 11 月に、労働安全衛生分野の専門家、労使関係者等から構成される労働安全衛生研究評価部会を開催し、平成 30 年度から開始する重点研究及びプロジェクト研究に係る事前評価を実施し、その結果に基づき研究を実施した。 ⅱ　外部評価の結果の公表 ・平成 29 年度の労働安全衛生研究評価部会（11 月開催）の評価結果及び業務への反映については、評価結果の報告を受けてから３か月以内に報告書として取りまとめ、その全文を機構本部及び安衛研のホームページに公表することとしている。		

			該評価結果の受理日から３か月以内に安衛研のホームページに公表する。				
	４　成果の積極的な普及・活用 　重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。	４　成果の積極的な普及・活用 　重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。	４　成果の積極的な普及・活用 　重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。		**４　成果の積極的な普及・活用**		
	（１）労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 　調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛	（１）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 　行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、	（１）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 　行政、公的機関、国際機関等の要請に基づき、労働安全衛		**（１）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献** ・国内の基準の制定・改定のための検討会議等に安衛研職員が参加することで、安衛研の研究成果が労働安全衛生法関係通達等９件及び国際・国内規格等６件に、それぞれ反映された。		

	生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。 中期目標期間中（平成28年度から平成30年度）における労働安全衛生関係法令等への貢献については、30件以上（※）とすること。 【※：平成26年度実績　14件　】 【目標設定等の考え方】 法改正など大規模な法令改正等の有無により、年度によってばらつきがあり、前中期目標期間中で最も少なかった実績が平成24年度の10件であったため、その３倍の30件以上としている。	労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO/IEC規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じ参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。 中期目標期間中（平成28年度から平成30年度）における労働安全衛生関係法令等への貢献については、30件以上とする。	生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に安衛研の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、安衛研の研究成果等を提供する。 これらの法令・基準等への貢献については、15件以上とする。				
	（２）労働現場	（２）労働現場	（２）労働現場		**（２）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献**		

	における安全衛生の確保等への科学技術的貢献 　中期目標期間中における調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等の作業現場への導入実績については、上記（１）に該当する場合を除き、９件以上とするよう努めること。 【※：平成26年度実績　３件】 【目標設定等の考え方】 　平成 26 年度実績（３件）を踏まえ、その３倍の９件以上としている。	における安全衛生の確保等への科学技術的貢献 　調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等が作業現場に導入されるよう、積極的な普及・広報活動を行い、上記（１）に該当する場合を除き、９件以上とするよう努める。	における安全衛生の確保等への科学技術的貢献 　調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等について、積極的な普及・広報活動を行い、上記（１）に該当する場合を除き、３件以上が作業現場に導入されるよう努める。		・調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等として、３件（静電気リスクアセスメント手法の現場運用）が作業現場に導入された。		
	（３）学会発表等の促進 　中期目標期間中における研究に関する学会発表、事業者団体における講演、論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働	（３）学会発表等の促進 　国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表（安衛研刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労	（３）学会発表等の促進 　国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表（安衛研刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労		**（３）学会発表等の促進** ・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表は348回であった。（達成率102.3%） ・原著論文等の論文発表は373報であった。（達成率109.7%） ・学会等における受賞件数は14件であった。		

	安全衛生に係る調査報告書を含む。）等の総数を、1,000回以上及び1,000報以上（※）とすること。 【※：平成26年度実績　355回、359報　】 【目標設定等の考え方】 　平成26年度実績（355回、359報）を踏まえ、その３倍をした数値を端数処理し、1,000回以上及び1,000報以上としている。	働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。具体的には、中期目標期間中においてその総数を1,000回以上及び1,000報以上とする。	働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。具体的には、その総数を340回以上及び340報以上とする。				
	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 　調査及び研究の成果については、原則としてホームページに掲載すること。	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア　調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア　研究成果の公開 　調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラ		**（４）インターネット等による研究成果情報の発信** ア　研究成果の公開 ・安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」（年６回発行）、和文学術誌「労働安全衛生研究」（年２回発行）、特別研究報告等の掲載論文、技術資料等の研究成果の全文をホームページ上に公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 ・国際学術誌「Industrial Health」と和文学術誌「労働安全衛生研究」を、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 ・東日本大震災及び熊本地震の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、安衛研ホームページの震災関連情報コーナーを平成 29 年度も継続して掲載した。 ・YouTube に JNIOSH チャンネルを登録し、実験動画等の公開を開始した。また、調査研究の成果は引き続きホームページに公開した。 ・イベント等は開催告知だけでなく、終了後の結果報告についても早期のタイミングでホームページに掲載した。		

			ストの挿入等に努める。 　なお、安衛研においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage（独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム）に公開する。また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。				
	また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、労災病院、ホームページ及び一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。	イ　特別研究報告（SRR）等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月１回発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。	イ　年報、メールマガジン等の発行 　平成 28 年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月１回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。平成 28 年度に終了した以下のプロジェクト研究等に		イ　年報、メールマガジン等の発行 ・平成 28 年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに、メールマガジン（安衛研ニュース）は、月１回配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・平成 28 年度に終了した３件のプロジェクト研究については、特別研究報告書として取りまとめて刊行すると同時に、安衛研のホームページに掲載した。		

			ついて、「特別研究報告(SRR)」を発行し、その研究成果を広く社会に還元する。 ・労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及 ・介護職場における総合的な労働安全衛生研究 ・電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究				
	なお、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を675万回以上とすること。 【※：平成26年度実績　160万回（安衛研）、65万回（労福機構）】	ウ　事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	ウ　技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 　事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。		ウ　技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 ・一般誌等に165件の論文・記事を寄稿し、研究成果の普及等を行った。 ・国内テレビ局等からの取材20件に協力した。		
	【目標設定等の考え方】 　平成26年度実績を（合計225	エ　ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善	エ　ホームページの改善 　ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホ		エ　ホームページの改善 ・安衛研ホームページへのコンテンツ公開（動画、資料等）や研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう見直しを進めるため、ワーキンググループにおいて、引き続き検討を進めている。		

	万回）を踏まえ、その３倍の675万回以上としている。	し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。具体的には、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を675万回以上得る。	ームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成 29 年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 225 万回以上得る。		・安衛研ホームページ上の「研究業績・成果」、「刊行物」（「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」等）へのアクセス件数は176万回となり、機構全体としては240万回となった（達成率106.7%）		
	（５）講演会等の開催 　機構の調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や安衛研の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び同施設の公開を行うこと。 　中期目標期間中における講演会等は６回以上、一般公開は６回以上実施すること。【※：平成26年度実績　講演会等２回、一	（５）講演会等の開催 ア　調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年２回以上設け、発表・講演を行う。	（５）講演会等の開催 ア　安全衛生技術講演会を、第３四半期までに国内２都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。さらに、労働災害防止関係団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。		**（５）講演会等の開催** ア　安全衛生技術講演会等の開催 ・安全衛生技術講演会を平成平成 29 年９月に東京都（191 名）及び同年 10 月に大阪市（191 名）の２都市において開催した。 同講演会は、「労働安全衛生の新たなリスクを考える」をテーマとし、４名の研究員及び１名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心であった。参加者へのアンケート調査による、参加者数に対する「とても良かった」又は「良かった」とする割合は、97.1%であった。		

	般公開２回　】 【目標設定等の考え方】 　平成26年度実績を踏まえ、それぞれ、その３倍の６回以上としている。	ウ　一般公開日を設け、安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。	ウ　４月に安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。		ウ　安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開 ・平成 29 年４月に清瀬地区及び登戸地区で、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者数は、清瀬地区 380 名、登戸地区 149 名であり合計 529 名であった。 ・平成 29 年８月に開催された厚生労働省子ども見学デーに２日間参加し、研究成果の発表・実演、研究所の紹介を行った。見学者数は 1,094 名であった。 ・その他、随時見学を希望された見学者数は、民間企業等延べ 12 機関・団体の 399 名であった。		
	（６）知的財産の活用促進 　研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。 　また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	（６）知的財産の活用促進 　特許権の取得を進めるとともに、 機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。	（６）知的財産の活用促進 　研究成果のうち特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、特許権等の出願・維持費用、将来の収益見込み等を勘案しつつ、その取得を積極的に進める。 また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないもの（権利放棄の予定のあるものを除く。）については、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。		**（６）知的財産の活用促進** ・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性、費用対効果等を勘案しつつ、出願を判断した。 ・知的財産の活用促進を図るため、登録特許について、安衛研のホームページ及び開放特許情報データベースにその名称、概要等を公表した。 ・特許権の取得を進めるため、安衛研の研究員の業績評価において「特許の出願等」を評価材料の一つとして評価した。 ・特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を相談担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に応じる等の支援体制を整備している。		

	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進		**10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進**		
		（１）労働安全衛生分野の研究の振興	（１）労働安全衛生分野の研究の振興		**（１）労働安全衛生分野の研究の振興**		
			「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）」等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。		「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）」等を踏まえ、研究の一層の推進を以下のとおり図った。		
	（１）安衛研は、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	ア　労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。	ア　国内外の技術・制度等に関する調査 関係機関とも連携しつつ、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する情報収集及び調査・研究を行い、関係機関に提供する。		ア　国内外の技術・制度等に関する調査 ・国際会議への職員派遣、ISOやOECDの国際会議等の機会を利用し、国内外の研究所・諸機関が有する知見等の調査、情報収集を行い、国内関係機関等に提供した。		
		イ　労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行い、労働者の安全と健康確保に資	イ　労働安全衛生重点研究推進協議会 労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された「労働安全衛生研究戦略」のフォローアッ		イ　労働安全衛生重点研究推進協議会 ・労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された「労働安全衛生研究戦略」について、安衛研で実施した研究等の実績を踏まえ、フォローアップを実施した。		

		する研究を振興する。	プを行う。				
		ウ　効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。	ウ　最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換、セミナー・ワークショップの開催、参加等を通じて、内外の最先端の研究情報を収集するとともに、安衛研のホームページに関連情報を公表する。		ウ　最先端研究情報の収集 ・韓国国立災難安全研究院と韓国労働安全衛生研究院を訪問し、建設中の災害、化学工場で発生する爆発・火災などの防止対策について意見交換を行った。		
		エ「Industrial Health」を年６回、「労働安全衛生研究」を年２回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。	エ　国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年６回、「労働安全衛生研究」誌を年２回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。		エ　国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布 （ア）国際学術誌 「Industrial Health」 ・国際学術誌 「Industrial Health」 を６回刊行し、国内、国外の大学・研究機関等に配布した。 ・Industrial Health 誌のグローバルオンライン閲覧の増加及び読者への利便性向上を目指し、米国 National Library of Medicine が運営する PubMed において検索可能である全文オンラインジャーナルサイト"PubMed Central (PMC)" への加入申請を行った結果、平成 26 年 12 月より正式登載されたことから、今後更に幅広い注目を受けることが期待され、平成 29 年度にも引き続き取組を進めた。 （イ）和文学術誌「労働安全衛生研究」 ・和文学術誌「労働安全衛生研究」を２回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。 ・J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を検索し、閲覧できるようにしている。		
		（２）労働安全衛生分野における	（２）労働安全衛生分野における		**（２）労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献**		

	（２）安衛研は、国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び安衛研の研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。	国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等（以下「他機関研究員」という。）を受け入れるとともに、求めに応じ研究員による他機関等への協力・支援を行う。	国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア　連携大学院制度等の推進 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。 イ　大学客員教授、非常勤講師等の派遣 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。 ウ　若手研究者等の受入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。 エ　労働安全衛生機関の支援 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。 オ　在外研究員派遣制度による研究員の派遣 研究員の資質・能力の向上等を図るため外国		ア　連携大学院制度等の推進 ・連携大学院協定を締結している長岡技術科学大学、日本大学、東京都市大学、北里大学、東京電機大学及び立命館大学において、研究員が客員教授、客員准教授等として任命され、教育研究活動を支援した。 ・連携大学院協定に基づき、論文執筆等のための研究指導を行った。 イ　大学客員教授等の派遣 ・早稲田大学、神奈川大学等大学及び大学院に対して延べ54名の研究員が非常勤講師等として支援を行った（連携大学院制度に基づく派遣を除く。）。 ウ　若手研究者等の受入れ ・連携大学院制度に基づく研修生11名を始め、内外の大学・研究機関から延べ14名の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。 エ　労働安全衛生機関の支援 ・都道府県労働局が実施する技術研修、中央労働災害防止協会、産業保健総合支援センター等が行う研修会等に対し、講師として多くの研究員を派遣した。 ・労働政策研究・研修機構労働大学校の産業安全専門官研修、労働衛生専門官研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 オ　在外研究員派遣制度による研究員の派遣 ・平成27年度から、研究職員が資質・能力の向上を図るため、海外の大学または研究機関において研究を行う制度（在外研究員派遣制度）を設け、平成29年度は１名の研究員を客員研究員として派遣した。		

			の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、研究員を派遣する。				
	（３）平成22年10月に定められた「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。	（３）研究協力の促進 ア　「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。 イ　上記により、研究員の派遣及び他機関研究員の受入れを毎年度あわせて60人以上とするとともに、研究情報の相互提供を促進する。	（３）研究協力の促進 ア　「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。 イ　上記アにより、研究員の派遣及び他機関研究員の受入れを毎年度あわせて60人以上とするとともに、研究情報の相互提供を促進する。 また、産業医科大学との研究交流会を開催し、お互いの研究成果について発表を行うことにより、		**（３）研究協力の促進** ア　研究協力協定等 ・マレーシア国立労働安全衛生研究所（マレーシアNIOSH）との研究協力を進めるため、平成29年９月にマレーシアNIOSHにおいて、今後の研究協力について意見交換を行った。 ・韓国国立災難安全研究院と韓国労働安全衛生研究院を平成29年９月に訪問し、建設中の災害、化学工場で発生する爆発・火災などの防止対策についての意見交換等を行った。 ・韓国労働安全衛生研究院（OSHRI）との間で、平成29年11月に北九州において、双方の機関で現在行っている研究について情報交換した。 ・フランス国立安全研究所(INRS)を平成29年10月に訪問し、フランス及びEUにおける建設業における発注者及び設計者の安全衛生面での役割と責務等の調査を実施した。また、2002年に旧産業安全研究所とINRSの間で締結したMOUについて、改めて再締結する方向性で調整・合意した。 ・英国安全衛生研究所(HSL)を平成30年１月に訪問し、英国の建設業における規則CDM（Construction (Design and Management) Regulation）について意見交換を行った。 ・米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)を平成30年１月に訪問し、米国のPrevention through Design(PtD)「設計から安全を考える方策」について調査を行った ・カナダ　ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所(IRSST)との共同研究を行うことで合意し、当研究所との間で情報交換しつつ実験計画の策定、個別協定締結及び実験機材の製作等を行った。 イ　研究交流会等 ・研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集を行った。		

			最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。				
		ウ　欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、情報交換、研究員の派遣・他機関研究員の受入れ、共同研究等を進める。	ウ　平成26年度にとりまとめた国際的な研究協力のあり方に基づき、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、情報交換、研究員の派遣・他機関研究員の受入れ、共同研究等を進める。		ウ　共同研究 ・労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。また、共同研究等の実施に伴い、研究員を他機関へ派遣するとともに、他機関から若手研究者等を受け入れており、この派遣又は受入れした人数は79名であった。		
	また、世界保健機関（ＷＨＯ）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。 【重要度：高】 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、	エ　世界保健機関（ＷＨＯ）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。	エ　世界保健機関（ＷＨＯ）から指定を受けた労働衛生協力センターとしてワークプラン(2012-2017)を推進する。		エ　世界保健機関（ＷＨＯ）労働衛生協力センター ・平成23年７月13日付けで世界保健機関(WHO)から労働衛生協力センターの再指定が実現したのを受けて、WHOの活動計画(GMP2012-2017)の一環として推進している２つの研究課題（仕事による疲労を回復するためのツール開発、職場での暑熱リスクに対する予防戦略とツール開発）を引き続き実施した。		

	これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくことが求められているため。						

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－１－３	労災疾病等に係る研究開発の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号） 独立行政法人労働者健康福祉機構法案に対する附帯決議（平成 14 年 12 月 5 日参議院厚生労働委員会） 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定） アスベスト問題への当面の対応（平成 17 年９月 29 日再改訂アスベスト問題に関する関係閣僚による会合） アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　０４３８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予防法・指導法の開発件数（計画値）	中期目標期間中に、45 件の開発	－	－	９件	５件	18 件	
予防法・指導法の開発件数（実績値）	－	－	－	９件	５件	18 件	
達成度	－	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	
ホームページアクセス（計画値）〔再掲〕	中期目標期間中（H28-30）に研究業績・成果等へのアクセス件数 675 万回	－	－	－	225 万回	225 万回	
ホームページアクセス（実績値）〔再掲〕	－	225 万回（平成 26 年度実績）	－	－	237 万回	240 万回	
達成度〔再掲〕	－	－	－	－	105.5%	106.8%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	3,541,502	4,534,978	
決算額（千円）	－	－	3,614,085	4,187,164	
経常費用（千円）	－	－	3,670,093	3,997,527	
経常利益（千円）	－	－	67,134	23,934	
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	3,828,159	4,159,064	
従事人員数（人）	－	－	129	123	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （３）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア　行政からの要請を踏まえた臨床データ等に基づく研究の実施 労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構の第３期中期目標において取り上げた以下の３領域（※）については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （３）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア　労災疾病等に係る研究開発の推進 中期目標に示された３領域については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連携を図りつつ、次のとおり取り組む。	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （３）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア　労災疾病等に係る研究開発の推進 中期目標に示された３領域については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連携を図りつつ、運動器外傷機能再建については研究計画書に沿って研究を遂行するとともに、これまでの研究により得られた成果については普及活動を実施し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。 また、新たな	＜主な定量的指標＞ ○過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法については、中期目標期間中には 45 件、平成 29 年度には 18 件行う。 ○ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成 29 年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 225 万回以上得る。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞	**１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等** **（３）労災疾病等に係る研究開発の推進** **ア　労災疾病等に係る研究開発の推進** 中期計画に定めた３領域に係る研究開発の推進を着実に実施するため次のとおり取り組んだ。 ・３領域10テーマ研究 外部委員の評価によって継続が決定した「運動器外傷機能再建」テーマについては、研究計画書に沿って研究を継続するとともに、それ以外の各研究テーマについては、各種学会及び講演会等において発表を行うとともに研究報告書を作成し、平成30年２月に開催した業績評価委員会医学研究評価部会において最終評価を行った。 以下のとおり研究成果の普及に努めた。 ○　学会発表　　国内90件、国外17件 ○　論文発表　　和文31件、英文20件 ○　講演会等　　136件 ○　メディア等への掲載　33件 また、新テーマ「メタボローム解析を主体とした挑戦的研究」については、研究の学術的貢献度、実行性、倫理性等について、平成29年８月29日に業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、外部委員による評価を受けた。その後、平成29年９月19日に開催した医学研究倫理審査委員会において承認を受け、平成29年10月１日から研究を開始した。 《研究テーマ》 ①　労働者における体内代謝産物の網羅的解析（メタボローム解析）による過労死、過重労働、ストレスを予見する生化学的指標の確立 ②　早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発：メタボローム解析を主軸とした挑戦的研究 《研究目的》 ①　勤労者の過労死予防につなげるため、体内代謝産物の網羅的解析（メタボローム解析）を行い、心血管疾患に至る予測因子、関係因子となり得る定量的マーカーの推測・同定を行う。 ②　メタボローム解析を行うことにより、早期慢性膵炎診断法を開発するとともに職場ストレス及び精神的ストレス（抑うつ度）との関連を検討し、早期慢性膵炎スクリー	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 （１）労災疾病等に係る研究開発の推進等 ・　外部委員の評価によって継続が決定した１テーマ以外の各研究テーマについては、各種学会及び講演会等において発表を行うとともに研究報告書を作成し、平成 30 年２月に開催した業績評価医学研究評価部会において最終評価を行った。 ・　新テーマ「メタボローム解析を主体とした挑戦的研究」については、研究の学術的貢献度、実行性、倫理性等について、平成 29	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	の５分野と連携を図りつつ、研究を行うこと。 【※：変更前の中期目標で示した「３分野」を変更後の中期目標においては、「３領域」という。】 ①　労災疾病等の原因と診断・治療 ②　労働者の健康支援	①　労災疾病等の原因と診断・治療 被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、労災疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。 ②　労働者の健康支援 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に	研究テーマについて検討を進めるとともに、研究計画書を作成したテーマについては、業績評価委員会医学研究評価部会において事前評価及び医学研究倫理審査委員会において倫理審査を受け、順次研究を開始する。	○労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。 ○労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。 ○労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供されているか。 ○アスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催したか。 ○中期目標期間の１年目においては、研究支援体制の整備（大学教授等の外部有識者である疫学・統計・公衆	ニングの新たな指標を開発する。 ・運動器外傷機能再建 「運動器外傷診療の集約化による治療成績向上と早期社会復帰を目指した探索的研究」 ○　平成29年２月３日及び17日に開催した業績評価委員会医学研究評価部会において、外部委員から、後遺障害を残した勤労者の社会復帰のためのデータバンクの確立は必要であり、更に症例を登録することにより、日本骨折治療学会が作成した四肢開放骨折データバンクとの統合の実現性が高い等の評価を受けたことから、１年間、症例登録を継続した。 ○　「Rodeo Study」において、累計1,079件の症例収集を行った（平成30年３月末現在）。 ○　rodeo sutady解析により受傷後１年の復職率は83%、復職においては肉体労働、精神的ＱＯＬ、受傷後６ケ月の痛みが関連していることを明らかにした。	年８月29日に業績評価医学研究評価部会を開催し、外部委員による評価を受けた。その後、平成29年９月19日に医学研究倫理審査委員会において承認を受け、平成29年10月１日から研究を開始した。 ・　関係機関のホームページのトップページに労災疾病等医学研究普及サイトのバナー広告の掲載や、昨年度に引き続きＰＲリーフレットを作成し、医師会（日本医師会・都道府県医師会）、及び都道府県労働局に配布するとともに各種研修会参加者等にも配布した。 ・　平成26年度から開始した予防法・指導法の開発のための調査研究のうち、「高血圧	

	③　労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 また、過労死等については重点研究と連携を図りつつ、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。 イ　行政機関等への貢献	取り組む。 ③　労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。 イ　過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進 過労死等については重点研究と連携を図りつつ、過労死に係る生活習慣病等の予防対策の指導の実践により、指導事例等を集積し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。 また、予防法・指導法の開発については、45件行う。 ウ　行政機関等への貢献 ①　国が設置する委員会等への	イ　過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進 平成28年度までに開発された14件の予防法・指導法については、リーフレットの作成等により普及啓発を図るとともに、平成29年度から新たに開始するテーマにおいても重点研究の研究結果等も踏まえつつ、指導を実践するとともに、事例の集積を行う。 また、予防法・指導法の開発については、18件行う。 ウ　行政機関等への貢献 ①　国が設置する委員会等への	衛生の専門家を本部研究コーディネーターとして招聘等）に取り組んでいるか。また、病職歴データベースの整備・活用等に取り組んでいるか。 〇ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。	**イ　過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進** 治療就労両立支援センターにおいて、過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法を開発に向けた指導を実践し、事例の集積を行った。 前年度から継続実施している42テーマの調査研究に加えて、新たに以下の５テーマの調査研究を開始し、18件の予防法・指導法の開発を行った。 ・「勤労女性の歯科受診の状況と年代ごとのアドバイスについての検討」 ・「生活習慣病患者における膝関節痛を考慮した有効な運動指導の開発」 ・「中高年勤労女性の女性ホルモンと動脈硬化の関係―指導・介入の効果」 ・「ヘルス・リテラシーの向上に着目した腰痛予防の指導法の開発」 ・「高齢タクシードライバー特有の健康障害の予防に向けた健康指導法の開発」 **ウ　行政機関等への貢献** ①　行政機関からの検討会参加要請等への対応	患者における握力トレーニングの降圧効果の検討―家庭血圧測定を用いたエビデンスの構築―」等、計18件の予防法・指導法の開発を行った。 ・　行政機関等への貢献において、国の要請に応じて、審議会、委員会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供、生活習慣病の健康診断等を含めた巡回診療の実施、労災診療費レセプト審査事務の質の確保及び向上のため、都道府県労働局の職員を対象に行われた研修に労災病院の医師を講師として派遣、労災認定に係る意見書作成への迅速かつ適切な対応、第２期中期計画期間に得られ	

	労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、迅速・適正な労災請求等に対する認定に係る意見書の作成等については、積極的に協力すること。	参画 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。	参画 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。		○　国の設置する審議会等への参画 国（地方機関を含む）の要請に応じて、労災病院の医師等が医員・委員の委嘱を受けるとともに、審議会、委員会、検討会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。 平成29年度実績 ・中央じん肺診査医（4名）、地方労災医員（58名）、労災保険診療審査委員（30名）、地方じん肺診査医（10名）等を委嘱。 ・52種類の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。 ○　「労災医療担当者ブロック研修」（厚生労働省主催）への講師派遣 厚生労働省からの要請により、労災診療費レセプト審査事務の質の確保、向上を図ることを目的とした労働局のレセプト審査事務担当職員を集めた研修へ、労災病院から医師６名を講師として派遣した。	た医学的知見についての行政機関への情報提供、アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等への積極的な対応、等の取組を行った。 ＜課題と対応＞ －	
		②　労災認定に係る医学的意見書への取組 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。	②　労災認定に係る医学的意見書への取組 労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。		②　労災認定に係る医学的意見書への取組 複数の診療科にわたる事案については、一度の受診で複数科の意見書作成が行えるよう事務局において日程調整を行うなど院内の連携を密にするとともに、返書管理の徹底を行い、迅速かつ適切に対応している。 １件当たり意見書処理日数：平成29年度実績　15.7日 （平成16年度実績の20.7日から5.0日削減） 意見書処理日数（単位：日） 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 15.1 17.7 18.4 17.9 17.5 15.7 特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。		
	また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じ	③　医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医	③　医学的知見の提供 第３期中期計画期間の労災疾病等医学研究を通じて得られた		③　医学的知見の提供 業績評価委員会医学研究評価部会で承認された研究報告書については、厚生労働省関係部署へ送付し、情報を提供した。		

	て得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。	学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。	医学的知見については、報告書を作成し速やかに行政機関に情報を提供する。			
		④　アスベスト関連疾患への対応	④　アスベスト関連疾患への対応	④　アスベスト関連疾患への対応		
	さらに、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。	今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。	アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修会を開催する。	i　アスベスト健診及び健康相談への取組 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院及び産業保健総合支援センター等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。 アスベスト疾患センター等における相談等件数　（単位：件） 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 健診 / 8,115 / 8,224 / 7,941 / 7,574 相談 / 1,549 / 1,372 / 1,288 / 1,171 ii　石綿関連疾患診断技術研修への取組 厚生労働省委託事業「石綿関連疾患診断技術普及事業」を受託し、呼吸器系の疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を開催した（平成29年度は35か所にて開催）。平成18年度以降、全国延べ325か所で開催し、延べ10,419人の労災指定医療機関等の医師及び産業医等がこの研修を受講した。 石綿関連疾患診断技術研修受講者数（単位：人） 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 基礎研修 / 177 / 287 / 296 / 378 専門研修 / 574 / 600 / 653 / 490 合計 / 751 / 887 / 949 / 868		
		また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図	また、肺内の石綿小体及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。	iii　肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施 環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、平成29年度は、肺内石綿繊維計測に係る業務の一般化に資することを目的として、石綿ばく露が疑われる肺癌患者８事例について、岡山労災病院、民間測定機関２社の３機関の間で、試料作成等の一般化における課題等の検討及び測定精度の比較検討を行った。 iv　石綿小体計測検査への取組 平成18年から全国７か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び３か所のアスベスト疾患センター計10か所において石綿小体計測検査を実施。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。		

		る。			石綿小体計測件数（単位：件） 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 小体計測検査 / 251 / 202 / 320 / 140 ｖ　「石綿確定診断等事業」の実施 厚生労働省委託事業「石綿確定診断等事業」を受託し、全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、平成29年度は170件の依頼を受け、石綿肺、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。 石綿確定診断実施件数（単位：件） 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 件数 / 132 / 128 / 172 / 168		
		⑤　うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。	⑤　うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。		⑤　うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し以下のとおり医療面に関する協力を行った。 ・「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、14名の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。		
	（４）データベースの構築等	（４）データベースの構築等 ア　研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等	（４）データベースの構築等 ア　研究部門の充実		**（４）データベースの構築等** **ア　研究部門の充実**		
	研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を	総括研究ディレクターの補佐及び病院研究者への助言、指導	研究成果の取りまとめにおいては、疫学・統計・公衆衛生の		本部研究コーディネーターである疫学・統計・公衆衛生などの専門家６名が、研究協力者として各研究テーマの分析、解析に参画し、研究報告書の作成に当たり指導・助言を行うとともに平成 30 年２月 19 日及び 20 日に開催した業績評価委員会医学研究評価部会に本部研究コーディネーターも参加し、研究代表者に対して疫学・統計・公衆衛生に係る専門的な助言		

	図り、病職歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。	等のサポートを行うため、専門分野のコーディネーターを確保する。 また、研究者が所属する労災病院に研究データの収集等を行う補助者を確保するなど、医師等研究者の負担軽減を図る。	専門家であるコーディネーターに指導・助言を求めた上で行う。		を行った。		
		イ　病職歴データベースの整備・活用等 病職歴データベースについては、労災疾病等医学研究及び重点研究で活用を進めるとともに、行政課題、政策医療への活用等の観点も踏まえ、健診を通じた未病者のデータ収集を行う等の改善策について検討する。	イ　病職歴データベースの整備・活用等 病職歴データベースの更なる集積と基本解析等を進め、研究者へ周知することにより、研究での利活用を促進する。		**イ　病職歴データベースの整備・活用等** 病職歴調査データベースを有効に活用することを目的として、データの精度向上や疫学研究に係る統計解析について検討を行うため、外部有識者を委嘱して、入院患者病職歴調査統計処理専門委員会を３回開催した。 その結果、疫学専門家により病職歴データベースの有用性が評価され、専門家自らがデータを用いた分析を行った。 そのうち、入院患者の退院後の復職不安に寄与する背景因子を明らかにするための分析、検討については、平成 30 年２月の日本疫学会において中間発表を行った。		
	また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例集積が重要であることから、労災病院のネットワー	ウ　症例データ収集のための連携体制の構築 労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災病院のみならず国立病院や大学病院等の労災指定医療機関からも共同	ウ　症例データ収集のための連携体制の構築 国立病院や大学病院等の労災指定医療機関に所属する共同研究者と引き続き連携体制の構築を行う。		**ウ　症例データ収集のための連携体制の構築** ３領域（第３期労災疾病等医学研究）の研究協力者として、安衛研の研究者２名、国立病院の医師１名、大学病院等の労災指定医療機関の医師 25 名の参画を得ており、幅広い症例データの収集に努めている。 ○　研究者内訳（平成 30 年３月末現在） ・労災病院医師　103 名 ・安衛研研究者　2 名 ・国立病院医師　1 名 ・大学病院等の労災指定医療機関の医師　25 名		

	クの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行うこと。	研究者等として研究への参画を勧奨することにより、幅広く症例データの収集ができる連携体制の構築を図る。					
	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 イ　労災疾病等医学研究の３領域については、研究・開発計画の評価を行うため外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、その評価結果を機構のホームページに公表する。		**（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表** **イ　労災疾病等医学研究について** 労災疾病等医学研究の３領域については、平成 30 年２月 19 日及び 20 日に外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、結果を機構のホームページにおいて公表した。		
	４　成果の積極的な普及・活用 重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発	４　成果の積極的な普及・活用 重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームペー	４　成果の積極的な普及・活用 重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業		**４　成果の積極的な普及・活用** 労災疾病等医学研究の成果について、国内外の各種学会での発表、論文投稿を行った。 ・研究テーマ「生活習慣病」では、全国 29 の労災病院から症例収集を行い、月曜日の午前に勤労者はダブル・プロタクト［Ｗ－Ｐ：収縮期血圧×脈拍数］が上昇することを明らかにし、各種報道機関で大きく取り上げられた。また、医師、産業医、行政職員を対象とした血圧やストレスからみた過労死予防等に関する講演会等を計 22 回行った。 ・研究テーマ「じん肺」では、研究で得られた治療方法や労災補償上で重要となる診断法等について記載した冊子「じん肺合併症　続発性気管支炎・続発性気管支拡張症の診断・治療と症例」（平成 29 年３月）、最新の知見を基にじん肺健康診断等の解説書「よくわかるじん肺健康診断」（平成 29 年５月）を作成し、産業医研修会等でテキストとして使用した。（研修会 57 回、参加者 約 2,000 人） ・研究テーマ「アスベスト」では、早期に的確な中皮腫診断を行うため、初診時のＣＴ画像を収集して鑑別診断の方法を検討した。その成果等について、医師等に対する講演会等を計 39 回行った。		

	表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。	ジ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。	保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。				
	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 エ　ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。具体的には、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を675万回以上得る。	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 エ　ホームページの改善 ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成29年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を225万回以上得る。	**（４）インターネット等による研究成果情報の発信** **エ　ホームページの改善** ・関係機関のホームページのトップページに労災疾病等医学研究普及サイトのバナー広告の掲載や、昨年度に引き続きＰＲリーフレットを作成し、医師会（日本医師会・都道府県医師会）、都道府県労働局に配布するとともに各種研修会参加者等にも配布した。 ・また、研究テーマの１つである「じん肺」の成果として発刊した２つの冊子をホームページ上で紹介した。 上記取組を通じたアクセス件数増により、機構全体のホームページへのアクセス回数については、平成30年３月末時点で240万回を得た。		
	（５）講演会等の開催	（５）講演会等の開催 エ　労災病院と産業保健総合支	（５）講演会等の開催 エ　第２期及び第３期中期目標	**（５）講演会等の開催** **エ　研修会等の開催** ・労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災疾病等医学研究で明らかになったメ			

		援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。	期間に得られた研究成果について、労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。		ンタルヘルス不調者等健康障害を抱えた勤労者の職場復帰などをテーマに、平成29年度は計85回（受講者2,856名）の研修を実施するなど研究成果が産業保健活動の現場へ還元できるよう努めた。 **【研修会の推移】** 年度 / 24年度 / 25年度 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 回数 / 25回 / 32回 / 28回 / 46回 / 49回 / 85回 人数 / 1,749 / 1,740名 / 1,754名 / 2,412名 / 2,727名 / 2,856名		
	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （４）アスベスト等について、諸外国からの要請に基づき、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。 【重要度：高】 労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベス	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （４）国際貢献 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （４）国際貢献 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼による等、機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。		**10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進** **（４）国際貢献** ・独立行政法人国際協力機構（JICA中国）からの依頼により、当機構が厚生労働省から受託している「石綿確定診断委員会」及び「石綿関連疾患診断技術普及事業」における中皮腫パネルを中国医師団（５名）が見学するとともに中皮腫パネルにおいては発表も行った。		

	ト問題に係る総合対策（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。						

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－１－４	化学物質等の有害性調査の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標４　国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること ４－１　化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第 58 条 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第４号 業務方法書第４条第１項第４号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結び付くため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	3,541,502	4,534,978	
決算額（千円）	－	－	3,614,085	4,187,164	
経常費用（千円）	－	－	3,670,093	3,997,527	
経常利益（千円）	－	－	67,134	23,934	
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	3,828,159	4,159,064	
従事人員数（人）	－	－	129	123	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
３　化学物質等の有害性調査の実施 中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。	３　化学物質等の有害性調査の実施 日本バイオアッセイ研究センターにおいては、次のような取組により、化学物質による健康障害防止対策の推進に積極的に貢献する。 ①　発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつ	３　化学物質等の有害性調査の実施 日本バイオアッセイ研究センターにおいては、働く人の健康障害防止対策の推進に積極的に貢献するため、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査等を次のとおり実施する。 ①　発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	**３　化学物質等の有害性調査の実施** 日本バイオアッセイ研究センターにおいては、働く人の健康障害防止対策の推進に積極的に貢献するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（以下「安衛法」という。）第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査等を次のとおり実施した。 ①　発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定した下記の化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）を、動物実験委員会を設置し動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づき適正に実施した。また、発がん性予測試験法である形質転換試験を実施した。 〇長期吸入試験 ・メタクリル酸ブチル ・２－ブロモプロパン ・酸化チタン（ナノ粒子、アナターゼ型） ・ブチルアルデヒド ・アリルアルコール 〇遺伝子改変動物による発がん性試験 ・二酸化窒素 ・４－（１，１，３，３－テトラメチルブチル）フェノール 〇中期発がん性試験 ・１，３，５－トリス（２，３－エポキシプロピル）ヘキサヒドロ－１，３，５－トリアジン－２，４，６－トリオン ・カルシウム＝ジホルマート 〇形質転換試験 ・アリル＝メタクリラート ・４－ヒドロキシ安息香酸エチル ・プロピルパラベン	＜評定と根拠＞ 評定：　B 以下のとおり、年度計画を達成している。 ・国が指定した化学物質について、ＧＬＰ基準に従い、適切に試験を実施した。 ・遺伝子改変動物を用いた発現性試験の実施のほか、外部機関の機能を活用し、構造活性相関を実施した。 ・国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）へアクリル酸メチルの長期吸入試験の結果を、厚生労働省を通じて情報提供した。 ＜課題と対応＞ －	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

		つ計画的に実施する。			・１，３－ジフェニルグアニジン ・３，４－ジメチルフェノール ・３，５－キシレノール ・２，３－キシレノール ・６－フェニル－１，３，５－トリアジン－２，４－ジアミン		
	また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。	② また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討する。	② また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データの収集・分析や構造活性相関等、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討する。		② 国内唯一の研究施設としての試験の質の維持及び迅速化・効率化に向けた試験法の検討 ・試験の質を維持するため、試験責任者等の研修を定期的に実施した。 ・発がん性の詳細調査が必要となる化学物質を絞り込むためのスクリーニング試験として、新たに「遺伝子改変動物を用いた発がん性試験」を実施した。		
	化学物質の有害性調査の成果の普及については、後記４の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。	③ 化学物質の有害性調査の成果の普及については、ホームページへの掲載、学会発表等情報の発信を行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）	③ 化学物質の有害性調査の成果の普及については、ホームページへの掲載、学会発表等情報の発信を行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）		③ 化学物質の有害性調査の成果の普及の目的で、今まで日本バイオアッセイ研究センターが実施した長期吸入試験等の結果は厚生労働省のホームページに掲載している。また、学会発表等情報の発信を行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）へアクリル酸メチルの長期吸入試験の結果を、厚生労働省を通じて情報提供した。		

	安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性調査等として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施すること。 【重要度：高】 日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発	等）への情報発信に努める。 ④　安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査等として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。	等）への情報発信に努める。 ④　日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施し、高精度の報告書を提出する。		④　日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要するガス状物質による変異原性試験及び急性毒性試験等について、民間事業者等からの依頼に応じて適切に実施し、終了したものから報告書を提出した。		

	がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。						

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―２	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	施策大目標２　安全・安心な職場づくりを推進すること ２－１　労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第 96 条の 2 独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 2 項
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度

① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	―	―	75,883	76,179	
決算額（千円）	―	―	54,295	63,414	
経常費用（千円）	―	―	54,234	75,237	
経常利益（千円）	―	―	3,358	△10,208	
行政サービス実施コスト（千円）	―	―	5,677	68,502	
従事人員数（人）	―	―	3	3	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
２　労働災害の原因調査の実施 労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要がある。 このため、引き続き、安衛法第96条の２に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等に	２　労働災害の原因の調査の実施 ①　行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等を踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行う。 ②　災害調査等の迅速な実施のため、緊急時も含めた連絡体制を整備する。 ③　調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を	２　労働災害の原因の調査の実施 （１）労働災害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を迅速かつ的確に実施する。 また、災害調査等の迅速な実施のため、緊急時も含めた連絡体制を整備する。 （２）原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。 ○行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。 ○本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。 ○一定の期間が経過し、公表	**２　労働災害の原因の調査の実施** **（１）労働災害の原因調査等の実施** ・平成 29 年度は、新規に兵庫県で発生した有機粉じんによる肺疾患、岐阜県のシリカ製造工場で発生したじん肺災害、千葉県で発生したクレーン転倒災害、沖縄県の駐車場造成工場現場で発生した石積擁壁崩壊災害等９件の労働災害調査を実施した。 ・労働災害調査分析センターが災害調査等について内外の中核調整機能を担い、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 ・当研究所の災害調査結果により、ばく露開始から２年前後と極めて短期間で間質性肺炎等の重篤な肺疾患を発症する有機粉じんが、作業場内に高濃度で発散しており、労働者が危険な環境下にあることが判明した。これを受け、有機粉じんによる肺疾患の発症機序の解明と並行して、製造メーカー（薬品、化粧品等）や業界団体に対して法令で規制される内容に準じた発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導・要請が速やかに行われる契機となった。 （平成 29 年４月 28 日基安発 0428 第３号「吸入性粉じんによる肺疾患の防止について」） （平成 29 年４月 28 日厚生労働省記者発表） **（２）原因調査結果等の報告** ・平成 29 年度は、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、静岡県の化学工場で発生した膀胱がんに関する災害調査等 13 件について、依頼元である労働基準監督機関等に調査結果等を報告した。	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 以下のとおり、年度計画を達成するとともに、当研究所の災害調査結果により、ばく露開始から２年前後と極めて短期間で間質性肺炎等の重篤な肺疾患を発症する有機粉じんが、作業場内に高濃度で発散しており、労働者が危険な労働環境下にあることが判明した。これを受け、有機粉じんによる肺疾患の発症機序の解明と並行して、製造メーカー（薬品、化粧品等）や業界団体に対して法令で規制される内容に準じた発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導・要請が速やかに行われる契機となったという成果を踏まえ、評定を「Ａ」とした。 ・労働災害調査分析センターが災	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

	ついて、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと。 さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。 また、災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること。	積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努める。 ④　災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努める。	（３）鑑定・照会等への積極的な対応 労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。 （４）調査内容の公表 調査実施後、一定の期間が経過し、同種災害の防止に資する観点から公表することが適当と判断される調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、安衛研のホームページ等で公表に努める。 （５）労働災害の災害調査等の高度化を図るために、原因調査等に科学的根拠を与えるための設備・機器等の整備及び重大災害や職業がんのリスク評価手法を開発する。	が可能となった調査内容について、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めているか。	**（３）鑑定・照会等への積極的な対応** ・労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づき平成 29 年度に開始した鑑定等は 12 件、労働基準監督署等からの依頼による石綿繊維の有無等労災保険給付に係る鑑別、鑑定等は７件、行政機関からの依頼による調査は１件であった。 ・災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、「報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用した」や「必要な再発防止対策が適切に記載されていた」とする割合は 100%であった。 **（４）調査内容の公表** ・「窓拭き用ゴンドラの落下による作業者の墜落災害」、「セルロース製造工場における爆発災害」の２件について、特定の企業名等は削除する等、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ災害調査報告書を安衛研のホームページで公表した。 **（５）労働災害の災害調査等の高度化** ・災害現場で分解できない事故機械内部の詳細状況を観察するための工業用ファイバーカメラを導入した。	害調査等について内外の中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 ・災害調査結果を踏まえ、法令改正に先立ち、製造メーカーへの指導を関係労働局に指示しつつ、業界団体に要請を行った。（平成 29 年４月 28 日厚生労働省記者発表）　平成 29 年４月 28 日基安発 0428 第３号「吸入性粉じんによる肺疾患の防止について」 ・災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、報告済みである。 災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、「報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用した」や「必要な再	

						発防止対策が適切に記載されていた」とする割合は100%であった。 ・災害調査等については、特定の研究員に過大な負荷が生じないように、研究員の専門性、研究の負荷状況等を十分考慮して、担当チームの人選を行っている。 ・あらゆる事案に対応できるよう、建設分野や機械分野、化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施した。 ・平成29年度においては、「窓拭き用ゴンドラの落下による作業者の墜落災害」、「セルロース製造工場における爆発災害」の２件の災害調査報告書を安衛研のホームページにおいて公表した。 ＜課題と対応＞ －	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－３	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号） 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成 25 年 12 月 16 日政策評価・独立行政法人評価委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　０４３８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
患者紹介率（計画値）	地域医療支援病院の要件	－	60.0%	65.0%	65.0%	72.0%	
患者紹介率（実績値）	－	60.7%	68.4%	70.3%	73.5%	74.7%	
達成度	－	－	114.0%	108.2%	113.1%	103.8%	
逆紹介率（計画値）	地域医療支援病院の要件	－	40.0%	40.0%	40.0%	60.0%	
逆紹介率（実績値）	－	49.2%	58.0%	58.4%	60.6%	63.6%	
達成度	－	－	145.0%	146.0%	151.5%	106.0%	
症例検討会・講習会開催回数（計画値）	中期目標期間中、延べ 3,700 回以上実施	－	740 回	740 回	740 回	740 回	
症例検討会・講習会開催回数（実績値）	－	735 回	790 回	699 回	809 回	990 回	
達成度	－	－	106.8%	94.5%	109.3%	133.8%	
受託検査件数（計画値）	中期目標期間中、延べ 17 万５千件以上実施	－	35,000 件	35,000 件	35,000 件	35,000 件	
受託検査件数（実績値）	－	33,409 件	36,943 件	35,502 件	35,286 件	35,564 件	
達成度	－	－	105.6%	101.4%	100.8%	101.6%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	298,796,848	297,329,405	
決算額（千円）	－	－	294,419,751	289,372,351	
経常費用（千円）	－	－	279,848,635	292,802,741	
経常利益（千円）	－	－	7,422,141	△3,778,410	
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	△110,247,756	7,777,686	
従事人員数（人）	－	－	15,177	15,182	

患者満足度調査（計画値）	80%以上の満足度を確保	―	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%									
患者満足度調査（実績値）	―	81.8%	72.3%	84.2%	83.3%	84.2%									
達成度	―	―	90.4%	105.2%	104.1%	105.3%									
治験症例数（計画値）	中期目標期間中10,900件以上確保	―	2,180件	2,180件	2,180件	3,950件									
治験症例数（実績値）	―	2,173件	3,785件	3,987件	4,072件	4,903件									
達成度	―	―	173.6%	182.9%	186.8%	124.1%									
ﾒﾃﾞｨｶﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰの業務実績件数（計画値）	中期目標期間中延べ725,000件	―	145,000件	145,000件	145,000件	145,000件									
ﾒﾃﾞｨｶﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰの業務実績件数（実績値）	―	―	150,169件	149,707件	167,384件	202,588件									
達成度	―	―	103.6%	103.2%	115.4%	139.7%									
地域連携パス（計画値）	中期目標期間中延べ500件以上実施	―	100件	100件	100件	136件									
地域連携パス（実績値）	―	100件	150件	151件	154件	155件									
達成度	―	―	150%	151%	154.0%	114.0%									

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
５　研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 　勤労者医療において中核的役割を果たすために、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等に取り組むこと。 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 　労災病院が行う労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。	５　研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 　勤労者医療において中核的役割を果たすために、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等に取り組む。 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 　労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関して、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。	５　研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 　勤労者医療の中核的役割を果たすため、労災疾病に関しては、他の医療機関では対応が困難な高度専門的な医療を提供することで、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、地域の産業医等との連携を強化する。	＜主な定量的指標＞ ○患者紹介率を72%以上、逆紹介率を60％以上確保すること。 ○地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ3,700回以上実施する。 ○地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ175,000件以上実施する。 ○患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足	**５　研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進** **（１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等** **○勤労者医療の中核的役割を果たすための病院機能の整備** **地域の中核的役割の推進** 　地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の維持に積極的に取り組み、診療機能の充実を図った。 ・地域医療支援病院 25年度：25施設 26年度：25施設 27年度：25施設 28年度：25施設 29年度：26施設 ・地域がん診療連携拠点病院 25年度：11施設 26年度：11施設 27年度：11施設 28年度：12施設 29年度：12施設 **急性期医療への対応** 　救急医療における地域での役割を果たすため、診療機能の維持、強化を図った。 ・救急医療に係る診療報酬の算定 救命救急入院料：21床（25年度）、21床（26年度）、21床（27年度）、21床（28年度）、21床（29年度） 特定集中治療室管理料：112床（25年度）、120床（26年度）、122床（27年度）、122床（28年度）、122床（29年度） ハイケアユニット入院医療管理料：41床（25年度）、63床（26年度）、69床（27年度）、69床（28年度）、76床（29年度） ・リハビリテーション体制の強化 脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ：32施設（25年度）、32施設（26年度）、32施設（27年度）、32施設（28年度）、31施設（29年度） 心大血管リハⅠ・Ⅱ：14施設（25年度）、17施設（26年度）、18施設（27年度）、20施設（28年度）、22施設（29年度）	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 　以下のとおり、年度計画を上回る成果が得られている。 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等において、①地域の中核的役割を果たすため、「地域医療支援病院」や「地域がん診療連携拠点病院」の施設数を維持するとともに、急性期医療への対応として、特定集中治療室（ＩＣＵ）等を維持するとともに、ＨＣＵを７床増としたほか、高度医療機器についても計画的に更新、②患者等が抱える問題の解決に向けて、メディカルソ	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院 90%以上、外来 75%以上、入外平均 80%以上得る。

〇治験実施体制の強化や労災病院治験ネットワークによる広報等の活動により、治験症例数を 3,950 件以上確保すること。

＜その他の指標＞
〇メディカルソーシャルワーカーの業務実績件数（相談件数）については、中期目標期間中に延べ 725,000 件以上、平成 29 年度においては、145,000 件以上実施すること。

〇地域連携パス件数については、中期目標期間中に延べ 500 件以上、平成 29 年度においては、136 件以上実施すること。

＜評価の視点＞

運動器リハⅠ	32施設	32施設	32施設	32施設	31施設
呼吸器リハⅠ	29施設	30施設	30施設	30施設	29施設
がん患者リハ	17施設	22施設	23施設	25施設	27施設

※平成28年度までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。

医療の高度・専門化

ⅰ　学会等への積極的な参加

大学・学会との連携強化を図り、最新技術、知識の修得及び実践を通じて高度な医療を提供した。

ⅱ　専門センター化の推進

臓器別・疾病別の診療科横断的な診療の場（専門センター）を設置することにより、診療科の枠を超えて各分野の専門医が協力して治療にあたった（脊椎・腰痛センター、運動器外傷センター、循環器センター、脳卒中（脳血管）センター、呼吸器センター、生活習慣病センター、消化器内視鏡センター、化学療法センター、認知症疾患医療センター、脳定位放射線治療センター、血液浄化センター、乳癌治療乳房再建センター等）。

・専門センター数

26年度	27年度	28年度	29年度
180	189	190	198

※平成28年度までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。

ⅲ　多職種の協働によるチーム医療の推進

医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。

・チーム医療の実践（一例）

キャンサーボード	19施設	褥瘡対策チーム	31施設
ＩＣＴ（感染対策チーム）	31施設	緩和ケアチーム	26施設
ＮＳＴ（栄養サポートチーム）	30施設	呼吸ケアチーム	10施設

※施設数は平成29年度末時点（北海道せき損センターを除く。）

ⅳ　高度医療機器の計画的整備

高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進めた。

・平成29年度における自己資金投入による機器整備（更新）状況

機　　器	H29年度	整備状況
ダヴィンチ（内視鏡手術支援ロボット）	－	3施設整備済
アンギオグラフィー（血管撮影装置）	3施設更新	31施設整備済
ガンマナイフ	－	2施設整備済
リニアック	－	23施設整備済
ＣＴ（コンピュータ断層撮影装置）	2施設更新	31施設整備済
ＭＲＩ（磁気共鳴画像診断装置）	2施設更新	31施設整備済
ＰＥＴ（陽電子放射断層撮影装置）	－	2施設整備済
ＰＡＣＳ（医療用画像管理システム）	－	31施設整備済

※施設数は平成29年度末時点（北海道せき損センターを除く。）

ーシャルワーカーが様々な問題に係る相談に対応、等の取組を行った。特に、①のうち「特定集中治療室等の拡充」や「高度医療機器の計画的整備」については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目であるだけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等、難易度が高い取組を行った。

（２）大規模労働災害等への対応においては、自治会、医師会等と協同し、合同研修や訓練等を実施するとともに、熊本地震では、速やかにＤＭＡＴを派遣するなどの対応を行った。また、この経験を踏

特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の５分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応すること。

（２）大規模労働

特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の５分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。

ア　モデル医療の実践

研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で普及を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。

イ　社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

（２）大規模労働

ア　モデル医療の実践

第２期及び第３期中期目標期間に研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践する。

イ　社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

（２）大規模労働

○一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供が行われたか。

○社会復帰を促進するため、社会復帰に関する相談等の対応が行われたか。

○災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルは整備されているか。

○地域における最適な医療提供体制の確立等のため、病床機能の見直しがなされているか。

○地域の医療機関との連携強化が図られているか。

○医療情報のＩＣＴ化が推進されているか。

○当該年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、受審が行われたか。

ア　モデル医療の実践

研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し普及するため、労災指定医療機関等の医師、産業医等に対して症例検討会等（参加人数：46,503 人）を開催し、研究で得た知見を情報提供すると共に、参加者からの意見等については、当該研究分野の研究者に情報提供するなど研究に反映させた。

イ　社会復帰の促進

患者、家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカーが行うことにより、患者の社会復帰の促進を図った。

・メディカルソーシャルワーカー業務実績件数（相談件数）（単位：件）

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談件数	142,678	151,172	150,532	167,384	202,588
（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	96,654	105,714	107,987	122,677	148,133

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

（２）大規模労働災害等への対応

まえ、「労災病院災害対策要領」の改正等取組を行った。

（３）「地域で目指すべき役割の明確化」においては、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、回復期リハビリテーション病棟を１施設導入した。

（４）「地域の医療機関との連携強化」においては、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、「地域連携パス」、「症例検討会・講習会開催回数」、「受託検査件数」について

災害等への対応
　労災病院は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。

（３）労災病院ごとの目標管理の実施
　機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。

災害等への対応
　国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。

（３）病院ごとの目標管理の実施

　機構が有する各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。

災害等への対応
　大規模災害をはじめとした災害等が発生した場合に、熊本地震も踏まえて改定した災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。

（３）病院ごとの目標管理の実施

　本部と各労災病院とで協議の上、早期職場・社会復帰等に係る目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。

〇クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。

〇医療安全チェックシートによる自主点検及び医療安全相互チェックが実施されたか。

〇医療安全に関する研修、医療安全推進週間等への参加が継続して実施されているか。

〇患者参加型の医療安全が推進されているか。

〇患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。

〇本部と各労災病院とで協議の上目標値を設定し、病院ごとの実績の評価、検証が行われたか。

　熊本地震発災害時の経験を踏まえ改正した「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会または近隣の労災病院等と協同し、合同研修や訓練等を52回実施した。
　また、災害拠点病院（14病院）、DMAT指定医療機関（13病院）の機能を維持しつつ、福岡県や大分県に大きな被害をもたらした「平成29年７月九州北部豪雨」において、福岡県看護協会からの災害支援ナース派遣協力依頼に応じ、九州労災病院から看護師１名を福岡県朝倉市の避難所に派遣（７月17日～７月19日）、九州労災病院門司メディカルセンターから看護師１名を福岡県朝倉郡東峰村の避難所に派遣（７月21日～７月23日）した。

（３）病院ごとの目標管理の実施

　早期職場・社会復帰等に係る指標について、四半期ごとの実績を本部にて取りまとめ、前年度実績を上回ることを目標として実績評価を行った。

・１月当たり退院援助・社会復帰援助関係相談件数（単位：件／月）

病院名	28 年度実績	29 年度実績	病院名	28 年度実績	29 年度実績
道央	202.4	286.9	旭	533.5	545.3
釧路	298.9	268.3	大阪	251.8	450.8
青森	155.7	228.8	関西	998.3	1,160.4
東北	120.7	175.2	神戸	470.8	539.8
秋田	40.8	36.9	和歌山	297.4	289.5
福島	110.3	161.2	山陰	217.4	208.4
鹿島	21.7	22.1	岡山	416.8	506.3
千葉	489.5	567.4	中国	297.5	334.9
東京	666.6	867.5	山口	250.8	277.1
関東	627.1	702.8	香川	663.8	505.2
横浜	451.5	564.1	愛媛	148.3	179.1
燕	286.3	399.7	九州	174.3	174.5
新潟	57.6	50.8	門司	35.1	65.7
富山	118.3	247.3	長崎	257.7	468.5
浜松	293.3	384.1	熊本	372.4	443.7
中部	864.1	1,232.4			

※対前年度で増となっている施設は 25 施設
※平成 28 年度 9 月までは、平成 28 年 10 月から交付金施設になった北海道せき損センター

目標値を確保した。また、救急搬送患者数についても、前年度実績を大幅に上回る
85,295 人（＋355 人）となった。

（５）「患者サービス向上、チーム医療の推進」においては、「医療の質の向上」、「患者サービスの向上」及び「経営基盤の強化」を主目的として電子カルテシステムを計画どおり２病院で更新した。
　なお、「日本再興戦略」改訂 2015（平成27年６月30日閣議決定）では、「2020年度までに、地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される 400 床以上の一般病院における

９　地域の中核的医療機関としての役割の推進 （１）地域医療への貢献 労災病院における臨床機能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、保有するデータベースを活用するなどして労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更や、効果的な地域医療連携を行うこと。	９　地域の中核的医療機関としての役割の推進 （１）地域医療への貢献 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、病床機能区分の変更や効果的な地域医療連携の強化に取り組む。各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行っていく。また、都道府県において策定する地域医療構想の内容に合わせて診療機能等の見直しを行う。	９　地域の中核的医療機関としての役割の推進 （１）地域医療への貢献 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ、地域医療構想等において求められている病床機能を適切に選択して地域医療に貢献していく。	
（２）地域の医療機関等との連携強化	（２）地域の医療機関等との連携強化	（２）地域の医療機関等との連携強化	
労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れな	ア　地域の医療機関等との連携強化 地域の医療機	ア　地域の医療機関等との連携強化 患者紹介に関	

の実績を含む。

９　地域の中核的医療機関としての役割の推進

（１）地域医療への貢献

労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部とで協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行った。

・主な病床機能区分の見直し状況

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ＩＣＵ	16施設	16施設 (1施設)	16施設 (4施設)	16施設 (4施設)	16施設 (4施設)
ＨＣＵ	5施設	7施設	8施設	8施設	9施設
一般病棟７対１	24施設	25施設	26施設	26施設	25施設
地域包括ケア病棟	－	4施設	7施設	13施設	13施設
回復期リハビリテーション病棟	1施設	2施設	2施設	2施設	3施設
障害者病棟	4施設	4施設	5施設	5施設	4施設

※ＩＣＵのうち（　）内は、上位施設基準の届出施設数である。
※平成28年度までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。

（２）地域の医療機関等との連携強化

地域医療連携室において、次のア～ウの取組を行い、連携を一層推進し、紹介患者の受入れ等地域の労災指定医療機関等との連携強化を図った。

ア　地域の医療機関等との連携強化

地域医療連携室において、連携医療機関からの意見・要望を基に紹介受付枠の拡大等、業務改善に取り組んだ結果、平成29年度における紹介率は年度計画の72%をクリアし、74.7%

電子カルテの全国普及率を90%に引き上げる。」ことを掲げているが、労災病院では、既に平成26年度（2014年度）の段階で、400床以上の12病院のうち11病院（91.7%）において電子カルテを導入している。

（６）「患者の意向の尊重と医療安全の充実」においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認しながら医療安全の充実に取り組んだ。

患者満足度調査では、前年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、積極的に改善に取

	ど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を確保（※）するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績　紹介率（平均）60.7%、逆紹介率（平均）49.2%】	関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持し、要件を適合させていく。 また、地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。	する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を72%以上、逆紹介率60%以上」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合させていく。 また、地域連携パスの導入等、地域医療への積極的な参加を図る。
	【目標設定等の考え方】 地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等	イ　症例検討会等の実施 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中	イ　症例検討会等の実施 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年

を確保した。逆紹介率についても、年度計画の60%を上回る63.6%を確保した。
また、地域医療支援病院について、承認を受けている26病院全てが紹介率、逆紹介率の要件を満たすとともに、地域の救急隊との意見交換会の開催や近隣医療機関との地域連携パスの策定・運用を拡大することにより医療連携体制の一層の強化を図った。

・患者紹介率

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
65.3%	68.4%	70.3%	73.5%	74.7%

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

・逆紹介率

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
53.9%	58.0%	58.4%	60.6%	63.6%

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

・地域連携パス　（単位：件）

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
脳卒中	19	22	23	21	20
大腿骨頚部骨折	23	23	23	21	22
その他（がん、糖尿病等）	94	105	105	112	113
合　計	136	150	151	154	155

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

・救急搬送患者数　（単位：人）

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
76,732	80,008	82,369	84,940	85,295

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む
※参考
平成29年全国医療機関の１施設当たり救急搬送患者数：683人
（出典：平成30年3月14日総務省公表資料「平成29年中の救急出動件数等（速報）」）

イ　症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、労災指定医療機関の医師、産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を990回開催した。

・症例検討会・講習会開催回数（単位：回）

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
817	790	699	809	990

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

り組んだ結果、平成29年度の調査において、入院91.7%、外来80.6%、入外平均　84.2%の患者満足度を得て目標を達成できた。
病院機能評価受審を計画していた６施設が全て受審・更新を行い、認定施設数が28施設（認定率90.3%）となった。
医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、平成29年度はパスの整理・統合を行い、パス件数が対前年度-120件、パス見直し件数が対前年度＋216件となった。

（７）治験については、自院の体制強化はもとより製薬メ

	を有するものとして、都道府県知事から個別に承認されるものであり、労災病院の目標として、当該要件を満たすことが必要であるとして中期目標に定めたものである。	期目標期間中、延べ3,700回以上（※）実施する。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）735回×1.03×５年間】	間740回以上の講習を実施する。			ーカー等からの評価も依頼件数に影響を与えるため、難易度が高い取組であるが、「治験の推進」においては、引き続き体制強化に取り組み、年度計画を上回る4,903件(計画達成度124.1%）の治験を実施した。また、労災病院治験ネットワークを介した治験については、調査依頼件数が前年度23件に対し24件に増加した。	
		ウ　高度医療機器を用いた受託検査 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ175,000件以上（※）実施する。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）33,409件×1.05×５年間】	ウ　高度医療機器を用いた受託検査 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。	**ウ　高度医療機器を用いた受託検査** ＣＴ、ＭＲＩ、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページや診療案内等により積極的に広報を行い、35,564件の検査を受託した。 ・受託検査件数（単位：件） 25年度：34,793 26年度：36,943 27年度：35,502 28年度：35,286 29年度：35,564 ※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。		（８）「病院ごとの目標管理の実施」においては、本部と各労災病院との協議により目標値を設定、四半期ごとの実績を本部で取りまとめた上、本部主催の会議等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認	
	（３）医療情報のＩＣＴ化の推進 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のＩＣＴ化（電子カルテシステム及び労災レセプト電算処理システム等）については、経営基盤の強	（３）医療情報のＩＣＴ化の推進 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のＩＣＴ化（電子カルテシステム及び労災レセプト電算処理システム等）については、経営基盤の強	（３）医療情報のＩＣＴ化の推進 労災病院の患者サービス向上、情報の共有化によるチーム医療の推進及び医療の質の向上と効率化を図るため医療情報のＩＣＴ化を推進する。このため経営	**（３）医療情報のＩＣＴ化の推進** **電子カルテシステム等の導入状況** **ⅰ　導入目的** 電子カルテシステム等については、医療の質の向上と効率化の観点から、主に次の３点を目的として導入の促進を図った。 ①医療の質の向上（医療安全対策の強化、チーム医療の推進等） ②患者サービスの向上（情報伝達の円滑化・迅速化による待ち時間の減少、理解しやすい診療の説明等） ③経営基盤の強化（フィルム等消耗品の使用量削減、カルテ保存や運搬等の効率化等） **ⅱ　推進体制** 電子カルテシステム等の導入推進体制として、本部にＣＩＯ（情報化統括責任者）、ＣＩＯ補佐官及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代			

	化やシステム更改の時期も勘案し、導入を進めること。	化やシステム更改の時期も勘案し、導入を進める。	基盤の強化に考慮しつつ電子カルテシステムについて、３病院で更新し、３病院で新規に導入する。 また、労災レセプト電算処理システムを経営基盤の強化及びシステム更改の時期も勘案し、３病院に導入する。		表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら導入を推進している。 **ⅲ　導入状況** 【電子カルテ等】 平成29年度は、新たに３病院で電子カルテシステムを導入し、３病院でシステムの更新を行った。 なお、電子カルテシステム等については、以下のとおり全ての労災病院（31病院）において導入が完了している。 ・電子カルテシステム稼働病院　（30 病院） ・オーダリングシステム稼働病院（１病院） なお、400 床以上の労災病院における電子カルテシステムの導入割合は、91.7%である（12 病院中 11 病院導入）。 ※「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）における普及率目標：2020 年度（平成 32 年度）までに 400 床以上の一般病院 90%以上 【電子カルテシステム導入病院数の推移】 （下表）	するとともに、目標達成に向け、必要に応じて行動目標の追加・修正を行った。 ＜課題と対応＞ －	

年　　度	～21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
導入病院数（累計）	6	10	11	16	18	24	27	27	30 (96.8%)
400床以上（再掲）	3	6	6	8	8	11	11	11	11 (91.7%)

【労災レセプト電算処理システム】
平成29年度は、新たに３病院で労災レセプト電算処理システムを導入した。その結果、導入割合は61.3%となった（31病院中19病院）。

ⅳ　コンサルタントの導入
新規に電子カルテシステムを導入することとしていた３病院については専門的な見地から有効なアドバイスを受けることを目的にコンサルタントを導入した。
また、電子カルテシステムを更新することとしていた３病院についてはコンサルタントを導入し、中小システムメーカーを含むより多くの業者が応札可能な仕様書を作成するなど、競争性を高める工夫に努めている。

ⅴ　導入後の効果の検証
電子カルテシステム等の導入病院に係る導入後の効果については、医療の質の向上、患者サービスの向上、経営基盤の強化の観点から、導入翌年度にIT化推進の目的や目標を明確にする「病院情報システム導入目的・目標・評価シート」を用いて具体的に数値化した結果を本部へ提出させて検証している。
主な導入後の効果については次のとおり。
・バーコードを用いた３点チェック（スタッフ認証、患者認証、薬剤認証）により誤投薬の防止が図られ、また医師からの指示受けや転記ミスがなくなる等、医療安全対策が強化された。
・電子的に一元管理された医療情報を医師、看護師、コメディカル等の多くのスタッフ間で共有することによりチーム医療の推進が図られた。
・ＰＡＣＳ（医療画像保管･伝送システム）との接続により、患者へのインフォームドコンセントとしてレントゲンや内視鏡の画像を参照できるため、よりわかり易い説明が可能となった。

	なお、患者の診療情報等の個人情報については、強固なセキュリティを確保した上で、保管すること。	なお、患者の診療情報等の個人情報については、当該個人情報を保管するオーダリング（電子カルテ）システムをインターネット環境から分離する等、強固なセキュリティを確保した上で、保管する。	なお、電子カルテシステムの導入及び更新に当たっては、システムに必要とされている機能の絞り込みと入札における競争性を高めるためにコンサルタントを活用して病院機能に見合ったシステム構成とする。		**ⅵ　診療情報等の取扱い** 研究等のために診療情報及び臨床データ等を利用する際は、継続して個人が特定できな	
	また、研究等のために診療情報	また、研究等のために診療情報	さらに、研究等のために診療情報			

	等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図ること。	等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図る。	及び臨床データ等を利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図る。		い形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行った。		
	（４）患者の意向の尊重と医療安全の充実 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。 また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。 これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上（※）の満足度を確保すること。 【※：平成26年度実績　72.3%】	（４）患者の意向の尊重と医療安全の充実 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。	（４）患者の意向の尊重と医療安全の充実		**（４）患者の意向の尊重と医療安全の充実** 良質で安全な医療を提供するため、以下の取組を行った。		
			ア　病院機能評価の受審 良質な医療を提供するため、日		**ア　外部評価機関による病院機能評価** 良質な医療提供を目的として、平成29年度に病院機能評価の更新時期を迎える施設について、再受審・更新を行った（受審済６施設）。		

本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。

イ　医療の標準化と質の向上

医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進する。また、医療の質の評価等に関する検討委員会において、各労災病院の医療の質の評価等を行うことにより、質の向上に取り組む。

また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。

これにより、全病院平均で80％以

ウ　医療安全の充実

安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」と「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。さらに、相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。

・病院機能評価の認定施設数の推移

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認定	30施設	29施設	29施設	28施設	28施設
(認定率)	93.8%	90.6%	90.6%	87.5%	90.3%

※全国病院認定率（推計）： 26.0%（平成30年4月6日現在）
※平成28年度までの認定率の算定には、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。

イ　医療の標準化（高度医療のモデル化）の推進

医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、全ての労災病院に設置されている「クリニカルパス検討委員会」での検討等を行った。平成29年度は、パスの運用実績等を検討し、パスの整理、統合を行った結果、前年度に対して120件減となる4,812件のクリニカルパスの運用となった。

また、既存のクリニカルパスについて、チーム医療の推進による多職種間の連携と情報共有を深めることにより、1,152件の見直しを行った。

・クリニカルパス導入状況

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
パス件数	4,397件	4,587件	4,851件	4,932件	4,812件
パス使用率	―	51.0%	47.3%	46.9%	49.5%
見直し件数	635件	674件	931件	936件	1,152件

※平成 28 年度 9 月までは、平成 28 年 10 月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

ウ　医療安全の充実

（ア）医療安全チェックシート

平成 17 年度から全ての労災病院において毎年度実施している労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた自主点検を、平成 29 年度に２回実施した（5 月、11 月）。

（参考）

区分	24年度	25年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
項目数	231	231	249	249	249	249
達成率	97.1%	98.2%	98.3%	98.3%	98.9%	99.0%
対前回	＋0.3	＋1.1	+0.1	±0	+0.6	+0.1

（イ）労災病院間医療安全相互チェック等

平成14年度に北陸の３労災病院（燕、新潟、富山）が開始した取組をモデルケースとして、平成18年度から全国の労災病院間に規模を拡大し実施している「労災病院間医療安全

上（※）の患者満足度を確保する。
【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）実績81.8%】

また、医療安全の充実を図るため、すべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年２回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。

さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。

エ　患者満足度の確保

患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施

相互チェック」を、平成29年度も全ての労災病院を11グループ（１グループあたり３～４病院）に分けて実施した。

【平成29年度の主なテーマ】
・転倒・転落防止対策
・説明と同意
・患者誤認防止対策
・持参薬及び本人管理薬等の安全管理対策
・内服薬に関する安全管理
・安全な食事の提供　　等

なお、他医療機関との連携については、感染対策に関する取組として相互チェックやカンファレンスを、地域の大学病院や自治体病院等と実施した。

（ウ）職員研修

職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキル、医薬品の安全使用等）を年２回以上実施した。

（エ）医療安全推進週間

厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※（11月19日（日）～11月25日（土））に全ての労災病院が参加し、共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」のもと、患者・地域住民及び職員を対象に次の取組を実施した。

・医療相談コーナーの設置
・患者・地域住民を対象とした公開講座
・医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視）
・職員を対象とした研修・講習会

※　医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。

（オ）公表と再発防止

医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院における医療上の事故等の発生状況（インシデント・アクシデント含む）について、平成29年度分をホームページ上で平成30年5月末に公表した。

「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、労災病院における事例等をもとに、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図った。

エ　患者満足度の確保

全ての労災病院において、平成29年度も引き続き患者満足度調査を実施した。入院患者については、調査期間（平成29年９月12日から平成29年10月９日まで）に退院した患者のうち8,039名から、外来患者については、調査日（平成29年９月12日から平成29年９月15日までのうち病院任意の２日間）に通院した外来患者のうち16,556名から回答を得た。

結果、満足度は、入院 91.7%、外来 80.6%、入外合計 84.2%と目標を達成した。

			し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90％以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。	・患者満足度の推移（単位：%） 年度 26年度 27年度 28年度 29年度 入院 84.9 91.8 91.7 91.7 外来 66.1 80.2 79.4 80.6 合計 72.3 84.2 83.3 84.2 ※平成26年度計画から入院、外来についても目標値が設定された。 ※平成28年度までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。 ＜患者満足度調査結果を踏まえた取組＞ 得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足度が高く、環境に対する満足度と院内設備に対する満足度が比較的低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善出来ない事情があるものの、運用や清掃などで可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいるところである。 各施設においては、上記の結果などを踏まえ、患者サービス委員会で改善計画を策定し、満足度の向上に努めている。		
	（５）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中10,900件以上（※）確保すること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（毎年度平均）2,173件】	（５）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中 10,900 件 以 上（※）確保する。 【※平成21年度から平成25年度までの実績（平均）2,173件】	（５）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を3,950件以上確保する。	**（５）治験の推進** 治験を推進するため、国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院の職員４名が参加してスタッフの充実を図り、平成29年度においては年間計画3,950件を上回る4,903件の治験を実施した。 ・労災病院における治験実績（単位：件） 年度 治験件数 製造販売後臨床試験件数 合計件数 25年度 530 2,065 2,595 26年度 861 2,924 3,785 27年度 843 3,144 3,987 28年度 805 3,267 4,072 29年度 1,153 3,750 4,903 労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、引き続き製薬メーカーを訪問するなど情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった２４件の実施可能性調査を行い、うち５件で治験契約を締結した（平成29年度3月末時点において、その他６件調査継続中）。 また、今年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続き等の中央化などにより受託体制の強化を図った。 ・労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施 年度 新規調査依頼件数 前年度からの調査継続件数 契約件数 契約施設数 25年度 6件 0件 3件 4施設 26年度 12件 0件 9件 14施設 27年度 20件 0件 7件 9施設 28年度 23件 0件 7件 17施設 29年度 24件 6件 5件 8施設 ※平成29年度3月末時点における「調査手続中」の案件：6件（42施設）		

	（６）労災病院ごとの目標管理の実施	（６）病院ごとの目標管理の実施	（６）病院ごとの目標管理の実施
	機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。	機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとにＰＤＣＡサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。	「紹介率」、「逆紹介率」、「平均在院日数」について、本部と各労災病院とで協議の上、目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行うことにより、年度目標の達成を図る。

（６）病院ごとの目標管理の実施

本部と各労災病院との協議により目標値を設定した紹介率等については、四半期ごとの実績を本部にて取りまとめた上、本部主催の医事課長会議にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、年度目標の達成に向け、必要に応じて行動目標の追加、修正を行った。

・紹介率（目標達成施設19施設）

病院名	目標値	29 年度実績	病院名	目標値	29 年度実績
道央	37.3%	37.6%	旭	65.4%	64.5%
釧路	72.1%	73.0%	大阪	91.9%	90.3%
青森	61.6%	62.6%	関西	97.7%	99.2%
東北	75.4%	75.4%	神戸	71.7%	68.3%
秋田	25.5%	22.7%	和歌山	67.0%	69.3%
福島	91.8%	92.0%	山陰	69.8%	70.0%
鹿島	30.3%	28.0%	岡山	70.3%	70.3%
千葉	84.7%	87.1%	中国	78.6%	77.3%
東京	70.7%	65.7%	山口	73.0%	75.0%
関東	86.0%	85.9%	香川	86.0%	86.4%
横浜	73.0%	72.7%	愛媛	35.0%	34.5%
燕	87.2%	88.1%	九州	82.0%	82.8%
新潟	56.7%	57.1%	門司	89.5%	93.2%
富山	47.8%	51.1%	長崎	86.7%	86.0%
浜松	78.9%	82.2%	熊本	70.8%	70.4%
中部	65.2%	68.8%			

・逆紹介率（目標達成22施設）

病院名	目標値	29 年度実績	病院名	目標値	29 年度実績
道央	34.2%	36.1%	旭	51.5%	54.3%
釧路	41.0%	39.1%	大阪	104.7%	107.3%
青森	55.9%	58.1%	関西	72.8%	78.0%
東北	48.6%	48.6%	神戸	93.1%	102.9%
秋田	15.8%	24.9%	和歌山	59.0%	59.9%
福島	69.3%	78.4%	山陰	91.8%	75.2%
鹿島	20.8%	73.7%	岡山	62.6%	57.5%
千葉	60.0%	65.1%	中国	63.6%	59.5%
東京	50.4%	51.3%	山口	53.2%	60.4%
関東	59.5%	59.0%	香川	66.0%	71.8%
横浜	47.5%	51.8%	愛媛	33.0%	26.8%
燕	62.6%	67.3%	九州	105.0%	106.1%

新潟	55.9%	53.2%	門司	48.9%	60.2%
富山	34.8%	34.5%	長崎	64.9%	71.0%
浜松	35.9%	44.1%	熊本	52.0%	52.9%
中部	76.3%	73.9%			

・平均在院日数（全施設において施設基準の要件を満たしている）

病院名	目標値	29 年度実績	病院名	目標値	29 年度実績
道央	18 日以内	14.9 日	旭	18 日以内	15.9 日
釧路	21 日以内	15.1 日	大阪	18 日以内	11.5 日
青森	18 日以内	17.9 日	関西	18 日以内	12.0 日
東北	18 日以内	13.7 日	神戸	18 日以内	14.5 日
秋田	21 日以内	19.1 日	和歌山	18 日以内	14.6 日
福島	18 日以内	16.6 日	山陰	18 日以内	13.9 日
鹿島	18 日以内	15.0 日	岡山	18 日以内	15.7 日
千葉	18 日以内	11.5 日	中国	18 日以内	15.2 日
東京	18 日以内	15.2 日	山口	18 日以内	15.3 日
関東	18 日以内	12.8 日	香川	18 日以内	14.8 日
横浜	18 日以内	12.3 日	愛媛	18 日以内	16.1 日
燕	21 日以内	19.1 日	九州	18 日以内	15.0 日
新潟	21 日以内	19.2 日	門司	21 日以内	17.4 日
富山	21 日以内	19.1 日	長崎	18 日以内	15.9 日
浜松	18 日以内	15.3 日	熊本	18 日以内	14.5 日
中部	18 日以内	15.5 日			

※目標値：施設基準上の要件となっている平均在院日数
（一般病棟７対１入院基本料：18 日以内、一般病棟 10 対１入院基本料：21 日以内）
※労災病院の全ての入院患者を対象とした平成 29 年度３月末平均在院日数は 14.3 日と平成 28 年度と比べ 0.2 日短縮となった。（H28 年度 14.5 日→H29 年度 14.3 日）

・救急搬送数

病院名	28 年度実績	29 年度実績	病院名	28 年度実績	29 年度実績
道央	473 人	498 人	旭	1,713 人	1,697 人
釧路	2,185 人	2,222 人	大阪	3,776 人	3,780 人
青森	1,013 人	1,025 人	関西	6,049 人	6,805 人
東北	3,241 人	3,079 人	神戸	1,889 人	2,070 人
秋田	381 人	292 人	和歌山	3,753 人	3,812 人
福島	1,657 人	1,478 人	山陰	2,418 人	2,591 人
鹿島	351 人	310 人	岡山	2,671 人	2,647 人
千葉	3,750 人	3,949 人	中国	3,572 人	3,669 人
東京	3,676 人	3,419 人	山口	1,687 人	1,764 人

					関東	7,446 人	7,252 人	香川	3,476 人	3,532 人
					横浜	6,562 人	6,513 人	愛媛	974 人	909 人
					燕	1,861 人	1,752 人	九州	3,689 人	3,559 人
					新潟	987 人	615 人	門司	1,027 人	1,000 人
					富山	1,170 人	1,338 人	長崎	2,110 人	2,319 人
					浜松	3,650 人	3,626 人	熊本	3,912 人	3,917 人
					中部	3,728 人	3,856 人			
	（７）労災病院の再編	（７）労災病院の再編 労災病院の再編・整理は地域医療の中での当該病院の役割、位置づけなども踏まえて、個別に慎重に検討すべきであり、適切に対応する。	（７）労災病院の再編		**（７）労災病院の再編**					
	ア　燕労災病院（新潟県燕市）の再編 新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提とした「県央基幹病院基本構想」が策定され、新潟県からその後「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」が示されたことを踏まえて、燕労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措	ア　燕労災病院（新潟県燕市）の再編 燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編については、新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、平成25年12月「県央基幹病院基本構想」が策定され、さらに平成26年８月新潟県が公表した「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」において、県央基幹病院の開院に向けた円滑な統合再編を行うため	ア　燕労災病院（新潟県燕市）の再編 平成28年12月26日に新潟県と締結した基本合意書に基づき、平成30年４月を目途とする燕労災病院の移譲に向けて、機構として適切な対応を行っていく。		**ア　燕労災病院（新潟県燕市）の再編** 燕労災病院の再編については、平成 28 年 12 月 26 日に新潟県と締結した「燕労災病院の移譲に係る基本合意書」に基づき平成 30 年 4 月 1 日をもって燕労災病院を新潟県へ移譲することとなった。また、新潟県は病院の指定管理者を「一般財団法人 新潟県地域医療推進機構」（指定期間平成 30 年４月１日から平成 35 年３月 31 日まで）とし、病院の名称は「新潟県立燕労災病院」と決定された。 なお、新潟県立燕労災病院での勤務を希望する職員は、平成 30 年 4 月 1 日をもって一般財団法人新潟県地域医療推進機構に採用されることとなっている。					

	置できるよう検討を行うこと。	の基盤を確保するために、燕労災病院の早期移譲に向けて詳細な調整を進めると示されたことを踏まえて、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう機構として適切な対応を行っていく。 なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。					
	イ　鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編 茨城県、神栖市等の関係機関や学識経験者で構成される鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会は、鹿島労災病院と神栖済生会病院を統合した上で社会福祉法人恩賜財団済生会が運営するという再編の基本的考え方を検討結果報告書に取りまとめ、茨城県知事に提出した。同報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関	イ　鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編 鹿島労災病院と神栖済生会病院の再編については、茨城県、神栖市等の関係機関や学識経験者で構成される鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会において、鹿島労災病院と神栖済生会病院を統合した上で社会福祉法人恩賜財団済生会が運営するという再編の基本的考え方が取りまとめられ、茨城県知事に提出され	イ　鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編 鹿島労災病院と神栖済生会病院を統合した上で済生会が運営するという鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会の結果報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関で構成される神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえ、鹿島労災病院の移譲について、関係者の合意形成後、できる限り		**イ　鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編** 鹿島労災病院の再編については、平成 29 年８月８日に社会福祉法人恩賜財団済生会、茨城県、神栖市と「神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合に係る基本合意書」を締結し、統合時期は平成 30 年度下半期を目途とすることとした。 また、平成 30 年２月に開催された「第５回神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会」において、統合時期を平成 31 年４月１日とすること、鹿島労災病院は平成 31 年３月 31 日をもって廃止すること等が確認された。 なお、神栖済生会病院での勤務を希望する職員は、原則として採用されることとなっている。		

	で構成される神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえて、鹿島労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう検討を行うこと。	た。同委員会の検討結果報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関で構成される神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえ、鹿島労災病院の移譲について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう機構として適切な対応を行っていく。 なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。	早期に措置できるよう機構として適切な対応を行っていく。				

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－４	産業保健総合支援センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第３号） 労働安全衛生法第 19 条の３（国の援助） 第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年２月 25 日厚生労働省） 産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書（厚生労働省労働基準局、平成 25 年６月 28 日） 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 働き方改革実行計画（平成 29 年３月 28 日働き方改革実現会議決定）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第３号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第２号 業務方法書第４条第１項第２号
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康福祉機構が実施主体となって、国の補助事業として実施すること等が求められている。 難易度 :「高」 過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせて機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。 メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。 新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　０４３８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
専門的研修（計画値）	各年度に 7,340 回以上実施	－	7,340 回	7,340 回	7,340 回	7,340 回	
（実績値）	－	4,594 回	8,245 回	9,383 回	8,768 回	9,024 回	
達成度	－	－	112.3%	127.8%	119.5%	122.9%	
事業主セミナー等（計画値）	各年度に 380 回以上実施	－	380 回	380 回	380 回	380 回	
（実績値）	－	（新規事業）	505 回	768 回	842 回	1,225 回	
達成度	－	－	132.9%	202.1%	221.6%	322.4%	
小規模事業場等への訪問指導及び個別訪問支援（計画値）	各年度に 25,600 件以上実施	－	25,600 件	25,600 件	25,600 件	25,600 件	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	5,415,648	5,336,141	
決算額（千円）	－	－	5,201,417	5,158,953	
経常費用（千円）	－	－	5,203,432	5,140,065	
経常利益（千円）	－	－	△9,624	9,295	
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	3,796,314	5,131,687	
従事人員数（人）	－	－	123	123	

（実績値）	－	（新規事業）	19,127 件	26,749 件	29,646 件	34,750 件									
達成度	－	－	74.7%	104.5%	115.8%	135.7%									
産業保健総合支援センターにおける相談対応（計画値）	各年度に47,000 件以上実施	－	47,000 件	47,000 件	47,000 件	47,000 件									
（実績値）	－	46,703 件 （平成 24 年度実績）	17,147 件	36,907 件	40,881 件	42,640 件									
達成度	－	－	36.5%	78.5%	87.0%	90.7%									
地域窓口における相談対応（計画値）	各年度に29,568 件以上実施	－	29,568 件	29,568 件	29,568 件	29,568 件									
（実績値）	－	（新規事業）	45,703 件	56,283 件	64,615 件	73,549 件									
達成度	－	－	154.6%	190.4%	218.5%	248.7%									
ホームページのアクセス件数（計画値）	各年度に2,132,000 件以上得る	－	2,132,000 件	2,132,000 件	2,132,000 件	2,132,000 件									
（実績値）	－	1,834,587 件	1,997,022 件	2,206,563 件	2,237,556 件	1,628,337 件									
達成度	－	－	93.7%	103.5%	105.0%	76.4%									
研修利用者から有益であった旨の評価（計画値）	研修利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有用であった旨の評価を 80％以上確保	－	80.0%	80.0%	80.0%	85.0%									
（実績値）	－	94.0% （平成 24 年度実績）	93.3%	92.3%	93.0%	93.9%									
達成度	－	－	116.6%	115.4%	116.3%	110.5%									
相談利用者から有益であった旨の評価（計画値）	相談利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有用であった旨の評価を 80％以上確保	－	80.0%	80.0%	80.0%	85.0%									
（実績値）	－	98.8% （平成 24 年度実績）	93.8%	93.7%	94.3%	94.7%									
達成度	－	－	117.3%	117.1%	117.9%	111.4%									
事業が利用者に与えた効果の把握・評価（計画値）	アウトカム調査の有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項がみられるようにする	－	70.0%	70.0%	70.0%	80.0%									
（実績値）	－	（新規項目）	91.3%	87.6%	84.5%	84.3%									
達成度	－	―	130.4%	125.1%	120.7%	105.4%									

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	６　研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供 　労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められている産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能の充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供すること。 　産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の	６　研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供 　労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められる産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供する。 　産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事	６　研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供 　産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的・効果的に実施する。	＜主な定量的指標＞ ○管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行うこと等により、中期目標期間中の各年度において、7,340 回以上の専門的研修を実施する。 ○産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、事業場におけるストレスチェック制度の導入を含む自主的産業保健活動促進を目的とした、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策を題材にした啓発セミナー及び事業場の事例等について討議・検討する事例検討会を中期目標期間中の各年度において、380 回以上実施する。 ○地域の小規模事業場（産業医	**６　産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進** 　働き方改革実行計画において、治療と就労の両立支援の取組の強化が求められる中、平成 28 年２月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修・セミナーの実施や、事業場への個別訪問支援、相談対応等を実施した。 　また、平成 27 年 12 月に施行されたストレスチェック制度については、ストレスチェックサポートダイヤルの設置、ストレスチェック制度に関する研修、セミナーを引き続き実施することに加えて、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等の支援をした。 　平成 29 年度は主に以下のとおり取り組むことで、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。 　【治療と職業生活の両立支援】 　①両立支援に関する研修（ 309 件） 　　両立支援意識啓発教育（ 156 件） 　　両立支援啓発セミナー（ 268 件） 　　両立支援事業場訪問・個別調整支援（1,027 件） 　②両立支援コーディネーターの養成に関する委員会の開催 　（６月 30 日、7 月 28 日、９月 15 日、11 月６日） 　　両立支援コーディネーターに求められる役割・能力を明確化し、養成に必要なカリキュラムを設定すること、養成研修の実施方法について検討することを目的として両立支援コーディネーターの養成に関する委員会を設置している。 【メンタルヘルス関係】 ①ストレスチェック制度に関する研修　489 回（延べ 16,921 人受講） 　長時間労働者、高ストレス者の面接指導について研修を実施　104 回（延べ 3,449 人受講） ②管理監督者向けメンタルヘルス教育（実績：3,522 件） 　若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施（実績：892 件） ③産業保健関係助成金の拡充及びストレスチェック実施促進のための助成金の要件緩和 　産業保健関係助成金について、平成 29 年度からストレスチェック実施前の事前登録をなくし利用し易い環境を整えることにより、小規模事業場におけるストレスチェック制度の導入を支援している。また、平成 29 年度から３種類の助成金（職場環境改善計画助成金、心の健康づくり計画助成金、小規模事業場産業医活動助成金）を新たに追加することにより、事業場における職場の健康づくり等の体制を支援している。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 　以下のとおり、おおむね中期計画の所期の目標を上回る成果が得られており、自己評価を「Ｂ」とした。 １．小規模事業場における産業保健活動の促進や産業保健関係者育成のための専門的研修等の労働者に対する支援の充実、強化について着実な取組を実施した。これに加えて働き方改革実行計画で求められている治療と仕事の両立支援について、円滑に実施することを目的に医療機関を対象とした研修会の開催のほか、医療機関での両立支援相談窓口の設置の拡充など積極的な取組を実施した。また、「治療と仕事の両立支援」に関する普及のため、事業主セミナー研修、事業所訪問、相談対応の実施に加え、事例集の作	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図ること。 （１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化することにより、我が国の産業保健活動の質を向上すること。 また、過去に実施した研修のアンケート結果等	業場における自主的産業保健活動への支援を効率的・効果的に実施する。 （１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 ア　地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実 産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査等の結果並びにストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等のテーマを積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化	（１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 ア　地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実 （ア）産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果に基づき、ニーズを的確に反映し研修内容の質の向上を図る。 （イ）産業保健活動に資する治療就労両立支援センター	の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターで訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組支援について、中期目標期間中の各年度において、25,600 件以上実施する。 ○産業保健総合支援センターでは、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘ	④高ストレス労働者に対する医師による面接指導（面接指導：644 件） 【原子力災害への緊急的対応】 ⑤東電福島第一原発における健康管理体制整備事業（相談等実績：176 件） **（１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施** 研修については、治療と就労の両立支援に関する研修やストレスチェック制度に関する研修を開催する等時宜を捉えたテーマを積極的に取り入れた。また、「運営協議会において事業運営計画を策定」（計画）→「計画に基づく事業の実施」（実施）→「アンケート調査により、受講者からの評価・ニーズ・要望を収集し、相談員会議等において検討・分析」（評価）→「受講者のニーズに即した研修テーマや開催日時の設定、地方開催等受講者の要望を反映」（改善）の仕組を継続的に運用することで、受講者の拡大と併せて研修の質の向上を図っている。 **ア　地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実** **（ア）産業医等の産業保健関係者への研修** 各産業保健総合支援センターが定期的に開催する相談員会議等において、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果に基づき、産業保健相談員等による研修テーマや内容に関する評価を行うとともに、ニーズを的確に反映し、利用者の利便性に配慮するとともに、研修の質の向上に努めている。 **（イ）事業場に対する治療と就労の両立支援の普及** 平成28年２月に厚生労働省に策定された「事業場における治療と職業生活のガイドライン」に関する研修等、治療と就労の両立支援の普及を目的とした研修を昨年度に引き続き実施した。	成、グッズ（カード）の配布、メディアを通じた広報を今まで以上に積極的に実施した。 ２．具体的には、量的な面では目標が設定されている９項目中７項目で目標を達成した。未達成の「産業保健総合支援センターにおける相談」の項目についても前年度比4.3%増となった。さらに、４項目については達成度 120%を超え、７項目で前年度実績を上回るなど全体として高い達成率（達成率平均 147.1%、前年度比 11.3%増）となっている。 ３．質的な面については、平成 29 年度においても職場におけるストレスチェック制度の普及のための取組、全国産業安全衛生大会等に相談ブースを設け相談していただきやすい環境作り、治療と職業生活の両立支援のための事業主セミナー、研修等の実施のほ	

	を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させること。	する。 また、過去に実施した研修のアンケート結果により受講者のニーズを的確に捉え、研修のテーマや内容に関する検討・検証を行うこと等により、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させる。 加えて、地域窓口の機能を活かして、地域の小規模	（部）が実施する医療機関等に対する治療と就労の両立支援モデル事業の成果等を事業場に対して普及させる。 （ウ）ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等のテーマを積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法及びストレスチェック実施後の職場環境改善等の実践的かつ専門的な研修を強化する。 （エ）労働災害防止計画における重点項目である、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害等のテーマを積極的に取り上げる。 （オ）中小規模事業場におけるストレスチ	ルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応を一層進め、中期目標期間中の各年度において、47,000 件以上実施する。 ○地域窓口では、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談を、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、中期目標期間中の各年度において、29,568 件以上実施する。 ○産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保	ー具体例ー ・事業場における治療と職業生活の両立支援について（群馬・熊本・滋賀・栃木・愛知） ・「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を踏まえた健康管理（東京） ・がんなど長期療養者の仕事と治療の両立（静岡） ・産業医のための「がんにり患した従業員の治療と職業生活の両立支援」（宮城） ・知っておきたい！病気の治療と仕事の両立支援（埼玉） ・人材確保に効果的な治療と仕事の両立支援（青森） **（ウ）ストレスチェック制度を含む専門的研修の強化** ストレスチェック制度については、引き続き①産業医等の実施者向け、②担当者向け、③事業者向け、の３種類の制度に関する研修及び高ストレス者の面接指導の実施方法に関する専門的研修を延べ 489 回（受講者数 16,921 人 うち県庁所在地以外 127 回、土日夜間開催 131 回）開催した。 また、今年度から新たにストレスチェック実施後の職場環境改善の研修を 26 回実施した。 **（エ）第12次労働災害防止計画（平成25年度～平成29年度）における重点項目をテーマにした研修の実施** 労働災害防止計画における重点項目である、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等を積極的に取り上げた。 ・メンタルヘルス　1,798回 ・過重労働　331回 ・化学物質による健康障害　417回 ・腰痛対策　239回 **（オ）中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策** 中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させることを目的とした、若年労働者及び管理監督者等を対象のメンタルヘルス対策に係る教育を行った。 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育件数　892件	か、「東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のための廃炉等作業員に係る健康相談」を週１回定期的に行うなど社会的要請の大きいこれらの事業に速やかに対応した。これらの面を考慮すれば、質的及び量的にも評価できる。 【本事業の達成が困難な状況下にあったと考えうる理由等】 ①産業保健に関する本事業の実施については、産業保健に対する意識が総じて低い小規模事業場を対象としていること、②事業を実施する医師・保健師等の多くの協力を得るには、本人に加えて医師会等の理解・協力が不可欠であること、さらには、このような状況の下で、③以下のように職場におけるストレスチェック制度の普及や治療と職業生活の両立支援など以下の社会的要請に伴う新規施策にも対応	

		事業場に対する利用勧奨を通じて潜在するニーズを把握するとともに、中小規模事業場におけるストレスチェック制度を含むメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行うこと等により、中期目標期間中の各年度において、7,340回以上の専門的研修を実施する。	ェック制度を含むメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、若年労働者及び管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行う。 （カ）事業場における治療と就労の両立支援に関する意識啓発を行うため、管理監督者等を対象とした両立支援に関する教育を行う。 （キ）関係機関、業界団体等との共催方式の研修に積極的に取り組むことにより、効率的・効果的な研修の実施を図る。 （ク）産業保健関係者の実践的能力の向上に寄与するため、作業現場における実地研	健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中の各年度において、2,132,000 件以上のホームページへのアクセス件数を得る。 ○研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨	・管理監督者向けメンタルヘルス教育件数　3,522件 **（カ）事業場における治療と就労の両立支援意識啓発教育** ・両立支援意識啓発教育件数　156件 **（キ）共催方式による研修の実施** 効果的・効率的な研修の実施を目的に、都道府県労働局及び医師会等の関係機関や各種業界団体等との共催による研修に積極的に取り組んだ。 **（ク）実践的研修、テーマに応じたシリーズ研修の実施** ○　実践的研修の実施 単に知識の付与にとどまらず、討議・実地等を通じて現場で実践できるスキルを体得させることを目的に、次のとおり実践的研修を実施した。具体的には討議形式（症例検討、事例検討等）、実習形式（機器操作、ロールプレイング等）、実地形式（職場巡視等）の双方向・参加型研修を行った。 ・討議形式　251回	しているものであり、事業実施そのものが困難度が高いと考えている。 ア　平成27年12月のストレスチェック制度の施行に伴い、本制度に関する専門的相談や事業主セミナー、研修の実施に加え、新たに高ストレス労働者に対する医師による面接指導を地域窓口において新規に実施。 イ　一億総活躍社会に向けた柱である「治療と職業生活の両立支援」の促進のため、産業保健総合支援センターにおいて、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を中心とした事業主セミナー、研修や専門的相談を新たに実施。 ウ　精神障害による自殺の労災認定件数が年間200件を超えて推移する中、就労して間もない若年労働者の自殺防止対策のため、若年労働者向けメン	

		修、ロールプレイング方式等の参加型研修、事例検討等の実践的研修、体系的知識の習得を目的としたシリーズ研修等の充実を図る。	の評価を 85%以上確保する。 ○利用者に対し、産業保健総合支援センター事業が与えた効果を評価するための追跡調査を実施し、有効回答のうち 80%以上について具体的に改善が見られていること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○産業保健三事業を一元化し、新たに機構が実施主体となったが、円滑な事業実施が図られているか。 ○新たに設置した地域窓口で事業に従事する者の能力向上が図られているか。 ○産業保健関係者に対する支援を適正かつ効率的に行っているか。	・実習形式　　515回 ・実地形式　　84回 ○　テーマに応じたシリーズ研修の実施 産業医、産業看護職、衛生管理者・労務担当者等を対象に体系的な技法を付与することを目的として、シリーズ研修を実施している。（43都府県で実施） －具体例－ ・テーマに応じたシリーズ研修の実施 「メンタルヘルス対策の基礎研修」【群馬】 （その１）産業保健スタッフの基礎 （その２）ストレスチェックの活用術 （その３）セルフケアに必要なこと （その４）ラインケアに必要なこと （その５）メンタルヘルス対策をさらに進めるために 「産業保健セミナー」【埼玉】 （その１）経皮吸収による曝露を防ぐ （その２）パワーハラスメントとメンタルヘルス対策 （その３）事業場における過労死等予防対策 （その４）ストレスチェックとストレスチェック面談について （その５）ずっと健康で働き続けるために（眼科編） （その６）基礎から学ぶ労働安全衛生法セミナー （その７）被災事例からみた熱中症のリスクアセスメントの考え方と進め方 （その８）ストレスチェックの後どうするか （その９）思い当たる原因もなく体調や気力が不調な時の健康管理 （その 10）働き盛り世代の生活習慣病と健康経営・ヘルスリテラシー 「メンタルヘルス＆カウンセリング実践研修」【徳島】 （その１）新たな時代のメンタルヘルス対策への取り組み方 （その２）援助に繋げる相談対応時のポイント （その３）ストレスチェック実施後の集団分析結果の見方と活用法 （その４）事例検討：不調が続く若年層事例への対応について **（ケ）土日・夜間の開催等** 利用者の利便性の向上を図るため、ホームページ、メールマガジン等による研修の案内、申込み受付を行うとともに、利用者からの要望に応じて、都道府県県庁所在地以外の地域で実施するほか、休日・夜間に研修を実施した（休日・夜間研修の開催延べ回数：890回）（43都道府県で実施。都道府県県庁所在地以外で実施　343回。）。	タルヘルス教育を新規に実施。 エ　東京電力福島第一原発における廃炉作業員の健康確保のため、「廃炉等作業員に係る健康相談」を実施。 ＜課題と対応＞ －	
		（ケ）利用者の利便性の向上を図るため、ホームページ、メールマガジン等による研修の案内、申込受付を行うとともに、地域の利					

			用者ニーズに沿った開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。 以上の取組により、7,340回以上の専門的研修を実施する。	○小規模事業場に対し、事業場を訪問する直接的な支援を積極的に行っているか。 ○産業保健各分野の専門家を確保するとともに、研修内容等の質の向上を図る仕組の充実が図られているか。 ○産業保健に関する情報の提供を行い、広く普及させているか。	**【その他のテーマによる研修の実施】** アスベストによる健康障害の防止等を図ることを目的に、労災病院、アスベスト疾患センター等関係機関と連携するなど、主に産業医を対象とした研修を延べ56回（受講者数1,311人）実施した（対象者：全ての産業保健スタッフ）。 なお、平成25年度以前から、“地域産業保健センター（現・地域窓口）への支援”として実施してきた、地域産業保健センターで活動している産業医及びコーディネーターの能力向上を目的とした研修について、平成29年度においても引き続き実施した。 ・コーディネーター能力向上研修：　5回 ・登録産業医研修：　213回 こうした取組により、平成29年度において延べ9,024回（達成度122.9%）の研修を実施した。 **・産業保健関係者に対する研修回数**　（単位：回） 25年度：4,648 26年度：8,245 27年度：9,383 28年度：8,768 29年度：9,024 **・研修受講者数**　（単位：人） 25年度：154,702 26年度：195,234 27年度：240,304 28年度：218,666 29年度：204,979		
		イ　自主的産業保健活動促進のためのセミナー等の実施 産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、事業場におけるストレスチェック制度の導入を含む自主的産業保健活動促進を目的とした、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生	イ　自主的産業保健活動促進のためのセミナー等の実施 （ア）産業保健総合支援センターと地域窓口が連携して、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策・治療と就労の両立支援などの労働衛生行政上重点的に取	○利用者にとって事業は有益であったか。また、事後的な効果を把握することができたか。	**イ　自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の実施** 職場における労働者の健康管理等に関し、事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すため、産業保健に関する啓発セミナー、事業場の事例等について討議検討する事例検討会等の開催について次のとおり取り組んでいる。 （ア）労働衛生行政上重点的に取り組むテーマ、特に治療と職業生活の両立支援については重点的にとりあげている。また、ストレスチェック制度、熱中症等の社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げている。(47都道府県で実施) ・両立支援を企業現場の事例を通して考える（奈良） ・日本で最も暑い地域で働く人々の熱中症対策（埼玉） ・良い睡眠がつくる体と心の健康～安全な運転業務のために～（新潟） ・航空の安全から学ぶ～作業安全とヒューマンエラー～（和歌山） ・長時間労働・過重労働の心身への影響と職場での対応（山形） ・病院職員の職種間での筋骨格系症状の比較（滋賀） ・事故を起こさないための集中力の高め方（香川） ・化学物質に関する基礎知識とＳＤＳのＪＩＳに基づく記載項目について（静岡） ・受動喫煙の防止について（大阪） ・管理職に求められる部下のメンタルヘルス対策について（東京） ・過重労働による心身への影響～脳心疾患・メンタルヘルス不調の予防にむけて（大阪）		

		活習慣病対策を題材にした啓発セミナー及び事業場の事例等について討議・検討する事例検討会を中期目標期間中の各年度において、380回以上実施する。	り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。 （イ）ホームページ、メールマガジン等によるセミナー等の案内、申込受付を行うとともに、対象者の利便性を考慮し、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。 （ウ）産業保健総合支援センターと地域窓口の連携による勧奨活動、また、事業者団体、商工団体等との連携による共催とする等効率的な実施を図る。 以上の取組により、380回以上のセミナー及び事例検討会を実施する。	（イ）利便性を考慮し、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮した（休日・夜間の開催延べ回数：101 回）（23 都道府県で実施）。 （ウ）効率的な実施を図るため、事業者団体、商工団体等との共催により開催している（753 回）（47 都道府県で実施）。 こうした取組により、平成29年度において延べ1,225回（達成度322.4 %）の事業主セミナー等を実施している。 **・事業主セミナー等の開催回数　（単位：回）** 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 505 / 768 / 842 / 1,225		
	（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア　医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘ	（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア　医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘ	（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア　医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘ	**（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実** **ア　医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労の普及促進のための個別訪問支援の充実**			

	ルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実 地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策に関する訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。 また、事業主	ルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実 地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターで訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組支援について、中期目標期間中の各年度において、25,600件以上実施する。	ルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実 （ア）産業保健スタッフ等に対する専門的研修及び労働災害防止団体等関係団体が開催する研修・セミナー等を活用し、訪問指導を希望する事業場を募る等、積極的・効果的に周知・勧奨を図る。 （イ）労働局・労働基準監督署の協力を得て、訪問事業場に関する情報を入手する等、効率的に周知・勧奨を図る。 （ウ）メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック制度の導入及びストレスチェック実施後の職場環境改善等に係る	積極的な小規模事業場等への訪問指導が求められている中、利用事業場を拡大するため、の新規訪問先開拓について以下の取組を行った。 （ア）産業保健総合支援センターにおける専門的研修や労働災害防止団体等の関係団体が実施する研修・事業主セミナー等あらゆる機会に周知・広報し、事業の利用勧奨を図った。 （イ）労働局、労働基準監督署の協力の下、安全大会等において、支援希望のアンケート等を配布すること等により、事業の周知・利用勧奨を行い、利用者の拡大を図った。 （ウ）メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、事業場におけるストレスチェック制度の導入等に対する支援に加えて、新たに面接指導の結果を踏まえた事後措置や集団分析等の実施による職場環境改善等の支援を行った。 ・メンタルヘルス対策促進員による事業場訪問件数　8,066件 ・ストレスチェック導入等支援件数　　1,930件		

	等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。 さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に併設する治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。	また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。 さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。	事業場への訪問支援を実施する。 （エ）作業環境管理等総合的な支援を行うため、衛生工学衛生管理者等の労働衛生工学の専門家による訪問指導を実施する。 （オ）治療と就労の両立支援の普及促進を図るため、専門家による訪問指導を実施する。 以上の取組により、25,600件以上の訪問指導及び個別訪問支援を実施する。	（エ）作業環境測定や作業管理等に精通した労働衛生工学専門員（137 人）を委嘱し、事業場への個別訪問支援を実施した。 （オ）治療と就労の両立支援を普及促進するため、両立支援促進員が事業場を訪問し、事業場内体制整備等の支援を実施した。 ・治療と就労の両立支援を普及促進のための事業場訪問件数　850件 こうした取組により、平成29年度において延べ34,750件（達成度135.7%）の訪問指導等を実施した。 **・訪問指導及び個別訪問支援の実施件数　（単位：件）** 26年度：19,127 27年度：26,749 28年度：29,646 29年度：34,750		
	イ　産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施	イ　産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施	イ　産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施	**イ　産業保健総合支援センター及びその地域窓口における専門的相談の実施**		
	事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱え	産業保健総合支援センターでは、事業者、産	（ア）事業者、産業保健関係者及び小規模	労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年６月公布）によりますますニーズが高まることが見込まれる、メンタルヘルスをはじめとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取組を行った。 （ア）事業者、産業保健関係者、小規模事業場の労働者等からの相談について（産業保健総合支援センター）		

	るメンタルヘルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応（※１）を産業保健総合支援センターで一層進めるとともに、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談（※２）を地域窓口で、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、地域における体制を充実・強化すること。 また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用すること。 【※１：年間目標値47,000件（47か所×1,000件）】	業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応を一層進め、中期目標期間中の各年度において、47,000件以上実施する。	事業場の労働者等からの相談について ａ　電話、メール及びFAXによる相談については、引き続き的確に対応するとともに、ホームページ、メールマガジン等を活用して、相談の利用を積極的に勧奨する。 ｂ　面談による相談に対しては、事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。 ｃ　相談者からの要請に応じて、事業場を訪問し、具体的に助言する実地相談を積極		【産業保健に造詣の深い精神科医、カウンセラー等の相談員の確保】 ますます増加する事業場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害等への対応や、法改正への的確な対応等を支援するため、1,155人の産業保健相談員を委嘱し、事業場からの専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。 【ストレスチェック制度の円滑な実施のための対応】 ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、８つの産業保健総合支援センターに専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を引き続き開設し、全国の事業場からの様々な相談に対応した。 ・相談件数　4,757件 【東電福島第一原発における健康管理体制整備事業】 産業医科大学、福島労災病院等の協力を得て、平成29年４月より、週１回、東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のための出張相談対応を実施した。 ・出張相談窓口実績176件 ａ　効率的・効果的な相談の利用勧奨 電話、メール及びＦＡＸによる相談については、引き続き的確に対応し、さらに、ホームページ、メールマガジン等を活用して、積極的な利用勧奨を行った。 また、全国共通の電話番号で最寄りの産業保健総合支援センターに着信することができる全国統一ダイヤルを開設し、相談しやすい環境作りを実現した。 ｂ　効率的・効果的な相談対応 相談の事前予約制を引き続き実施し、面談による相談に対しては、予め相談内容を記載した用紙を担当相談員に渡すなど、相談業務の効率化を図った。 ｃ　積極的な実地相談の実施 作業環境管理、作業管理等について、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要と判断した場合は、積極的に事業場を訪問して必要な助言等を行った。 ・実地相談件数：315件		

【※２：年間目標値29,568件（352か所×84件）】
【目標設定等の考え方】
※１　平成24年度実績（46,703件）を踏まえ、第３期中期目標期間の目標として設定したものである。
※２　新規事業につき、都市部や山間地も含めて１か所当たりの平均相談件数を月７件と見積もり、第３期中期目標期間の目標として設定したものである。

地域窓口では、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談を、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、中期目標期間中の各年度において、

的に行う。
ｄ　研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマ関連の相談等を積極的に受け入れる。
ｅ　相談内容については、産業保健関係者に対する専門的研修に有効に活用する。
産業保健総合支援センターにおいては、以上の取組により、47,000件以上の相談を実施する。

（イ）小規模事業場からの相談について

ａ　事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。
ｂ　地域窓口では対応が困難な安全衛生工学等の専門的な相談については、ワンストップサービ

ｄ　研修終了時における相談コーナーの設置
研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマに関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。

ｅ　相談内容の活用
相談の内容によって専門的研修のテーマにする等有効に活用した。

こうした取組により、相談件数の増を図り、平成29年度において、延べ42,640件（達成度90.7%）の相談に対応した。

・産業保健関係者からの相談件数（産業保健総合支援センター）（単位：件）

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
31,368	17,147	36,907	40,881	42,640

（イ）小規模事業場からの相談について（地域窓口）

登録産業医等が、小規模事業場における産業保健活動を支援するため、次の取組により、小規模事業場の事業者及び労働者からの相談に幅広く対応した。
ａ　効率的・効果的な相談対応
事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努めた。

ｂ　ワンストップサービス機能の発揮
小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産業保健総合支援センターと地域窓口が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。
なお、平成29年度におけるワンストップサービス機能を発揮して対応した件数は、1,844件であった。
－具体的事例－

29,568件以上実施し、地域における体制を充実・強化する。
また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用する。

ス機能を十分発揮して、迅速・的確な対応に努める。

ｃ　労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・勧奨に努める。

ｄ　ストレスチェックに係る労働者に対する面接指導を実施する。
地域窓口においては、以上の取組により、29,568件以上の相談を実施する。

・産業医より地域産業保健センターに過重労働の面接指導に関する電話相談があり、コーディネーターからの回答依頼を受け、産業保健総合支援センターにて回答した。
・地域産業保健センターで登録産業医が事業場訪問の際に、メンタル対策支援の希望があったため、コーディネーターから産業保健総合支援センターに対応要請を受け、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員を事業場に派遣した。

ｃ　積極的な周知・勧奨
労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めている。

ｄ　長時間労働者、ストレスチェックに係る労働者に対する面接指導
平成29年度も引き続き登録産業医に対する研修を実施（地域窓口の登録産業医が525人受講）し、地域窓口において、長時間労働者の面接指導7,357件（11,780人）、高ストレス者の面接指導を644件（683人）実施した。

こうした取組により、平成29年度は地域窓口において、73,549件（達成度248.7%）の相談に対応した。
このうち、実際の職場環境を踏まえた指導等を行うため14,219件については、直接事業場を訪問して対応した。

・小規模事業場等の事業者及び労働者からの相談件数（地域窓口）　（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度
45,703	56,283	64,615	73,549

・相談のうち直接事業場を訪問した件数　（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度
8,920	11,570	12,988	14,219

ウ　ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成
ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による面接指導等を小規模事業場が実施し

ウ　ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成

平成27年度から従業員50人未満の事業場が、医師・保健師等によるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の産業医による面接指導などを実施した場合に、事業主に費用を助成している。平成29年度からはストレスチェック実施前の事前登録をなくすことで利用し易い環境を整えている。
また、平成29年度からは新たに事業場の体制を整備するため、３種類の助成金（小規模事業場産業医活動助成金、職場環境改善計画助成金、心の健康づくり計画助成金）を追加す

			た場合に費用を助成する。		ることにより、事業場における職場の健康づくり等の体制整備の支援を行った。 ・小規模事業場産業医活動助成金 50 人未満の事業場が産業医と契約し職場巡視等を実施した場合に助成金を支給している。 ・心の健康づくり計画助成金 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に助成金を支給している。 ・職場環境改善計画助成金 ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、専門家（メンタルヘルス対策促進員を含む）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に助成金を支給している。 これら４種類の助成金について、のべ 1,959 事業場に助成した。		
	（３）産業保健に関する情報の提供その他の支援	（３）産業保健に関する情報の提供その他の支援	（３）産業保健に関する情報の提供その他の支援		**（３）産業保健に関する情報の提供その他の支援** 地域の産業保健に関する各種情報等を収集・整備し、相談や問い合わせ等に活用するとともに、次の取組により、地域の産業保健関係者、登録産業医等に対して、積極的に最新の産業保健情報の提供に努めた。		
	インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、機構の各種研究結果等の提供に当たっては、さらなる情報の質の	ア　産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、提供する情	ア　本部及び産業保健総合支援センターのホームページについては、産業保健に関する総合的な情報、産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業や活動の広報等最新の情報をわかりやすく紹介する等、利便性・有益性の向上に努める。		**ア　ホームページを活用した最新情報の発信** 本部及び産業保健総合支援センターのホームページで、以下のとおり利用者の利便性の向上を図った。 ・トピックスを頻繁に更新し、積極的に最新の情報提供に努めた（更新回数13,352回）。 ・両立支援に係る情報を集約したサイト「両立支援ポータルサイト」（事業者、労働者本人及び家族向け、医療従事者、産業保健スタッフ向け）を作成し、両立支援に関係する全ての人が簡単に情報を入手できる情報発信の場を整備した。 ・治療と職業生活の両立支援等の専門的研修やセミナーの開催日程、両立支援相談窓口開設の相談対応日時を案内するとともに、ホームページからの申込みを受け付けている。 ・地域窓口の事業や活動を積極的にＰＲし、利用者の拡大に努めている。 ・利用者の声や講師・相談員からのメッセージを積極的にホームページに掲載し、気軽に利用でき、かつ有益であることのＰＲに努めている。 ・産業保健調査研究の成果の情報提供 地域の産業保健活動の活性化を図る目的で産業保健総合支援センターが行った調査研究の成果について、本部が開催する「産業保健調査研究発表会」での発表のほか、学会発表や学会誌や企業向け雑誌への掲載など幅広く公表している。また、産業保健総合支援センターにおける専門的研修のテーマとして活用するとともに、ホームページにも概要を掲載している。 －具体例－ ・「ストレスチェックの実施状況および集団分析方法に関する調査」を「日本産業衛生学会北海道地方会発行「北方産業衛生」第 56 号（2017 年８月）に掲載（北海道） ・「岐阜県の事業場におけるがん対策に関する実状の把握と推進に向けた取り組み」について 2017 年７月開催の国際がん看護学会で発表（岐阜）		

	向上、利便性の向上を図ること。	報の質の向上を図り、中期目標期間中の各年度において、2,132,000 件以上のホームページへのアクセス件数を得る。	イ　労働衛生行政上重点的に取り組むテーマ、社会的関心の高いテーマや地域窓口の活動等を掲載した産業保健情報誌を定期的に発行し、最新の産業保健情報を幅広く提供する。 ウ　メールマガジンについては、研修や相談を通じて広く購読者を募るとともに、産業保健総合支援センター及び地域窓口の行事予定等の産業保健情報を提供する。 エ　産業保健活動に関する動画を作成してホームページに掲載し、実践的かつ有益な情報を視覚的に提供する。 オ　産業保健活動に資する治療就労両立支援センター（部）が実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供する。		**イ　産業保健情報誌「産業保健 21」の発行** ４月に開催した有識者による「産業保健情報誌編集委員会」において、編集方針を決定し、第89号（７月発行）では、「産業医の在り方に関する検討会報告書」に基づき、今後予想される産業医活動の変化、チームとしての産業保健活動について、第90号（10月発行）では、今後さらに増加することが予想される多様な人材への産業保健スタッフとして必要な知識をはじめ、現状と課題、実例を特集するなど、労働衛生行政上の重点課題を取り上げている。また、毎号、事業場における産業保健活動に役立つ実践的な内容を提供している。 ・第89号「産業医制度のこれから」 ・第90号「ダイバーシティ経営と産業保健のかかわり」 ・第91号「ハラスメント対策と産業保健」 ・第92号「中小企業における産業保健活動の取り組み方」 **ウ　メールマガジンの配信** 産業保健総合支援センターにおいて、専門的研修や相談対応を通じて幅広く読者を募り、治療と就労の両立支援、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策関連情報、地域の産業保健に関する最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンを、定期的に配信した（配信件数：808,321 件）。 **エ　動画による情報の発信** 産業保健関係の動画について機構で制作した両立支援啓発動画等産業保健関係の動画について機構のホームページにて閲覧できるようにした。 **オ　ホームページを利用した「治療就労両立支援モデル事業」等に係る情報提供** 産業保健総合支援センターのホームページに「治療就労両立支援モデル事業」のバナーを掲載する等により情報提供している。		

【その他の情報提供及び広報】

① 産業保健総合支援センターにおける専門的研修等の活動を積極的にプレス発表し、地元テレビ、地元新聞、関係機関の会報及び機関誌等に掲載するとともに、取材等にも積極的に応じた。

② また、地域で開催される産業安全衛生大会等の各種イベントにブースを出展（他団体等との協働の場合を含む。）し、積極的なＰＲ活動に努めた。

（47都道府県で実施）

－①の具体例－

・神奈川新聞　：治療と仕事の両立を支援するため、表面に「仕事をやめる必要はありません！」、裏面に相談先を記載した名刺大のカードを作成し患者である労働者の支援を開始（神奈川）

・山陰中央新報　：がん患者の治療と仕事の両立を支援する相談窓口の開設について（島根）

・岐阜新聞　：治療・就労両立支援の出張相談窓口の開設について（岐阜市民病院）（岐阜）

・大分合同新聞　：陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部が熱中症などによる労災を防ぐセミナーを初めて開催し、大分産業保健総合支援センター相談員が熱中症の予防対策について説明した。（大分）

・ＮＨＫ甲府放送局：「事業者のためのがん治療と仕事の両立支援ハンドブック」の作成について（山梨）

・ＮＨＫ山口放送局：山口労災病院に両立支援相談窓口開設について（山口）

－②の具体例－

・10 月に栃木県労働基準協会連合会主催で開催された栃木県労働安全衛生大会にて、産業保健関連資料配布や相談窓口設置による広報　（栃木）

・11 月に中央労働災害防止協会主催で開催された全国労働安全衛生大会の緑十字展にて、ブースを出展して事業の広報周知　（兵庫）

・９月に各労働基準協会で開催している労働衛生準備説明会６か所にて、相談窓口を設け広報　（長崎）

こうした取組により、平成29年度において、1,628,337件（達成度76.4%）のアクセス数を得ている。

ホームページアクセス件数の推移　（単位：件）

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2,168,976	1,997,022	2,206,563	2,237,556	1,628,337

（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア　産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う専門的研修及び相談に係る上記（１）及び（２）イに掲げる取組に対する利用者の評価は、研修終了時又は相談対応の際に実施したア

（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

研修又は相談

（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア　研修、相談

以上の取組により、ホームページのアクセス件数を2,132,000 件以上得る。

（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア　研修、相談

	の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価（※１）を80％以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査（※２）を実施し、有効回答のうち70％以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。 【※１：平成26年度実績　93.3％（研修受講者）、93.8％（相談利用者）】 【※２：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握する	については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80％以上確保する。 イ　利用者に対して、上記（１）から（３）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する事業が与えた効果を把	については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を85％以上確保する。 イ　利用者に対して、上記（１）から（３）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するた		ンケート調査では、研修利用者から有益であった旨の評価が93.9%、相談利用者から有益であった旨の評価が94.7%と、いずれも高い評価を得ることができた。（研修、相談とも年度計画85%以上） －主な評価理由－ 〇専門的研修 ・グループワークで色々な方々の意見、対応方法を知ることができた。先生から具体的に声かけ方法を伺うことができ、勉強になった。 ・ロールプレイを通じて、情報交換ができた上、受け止めていただくことで心が癒された。 ・現場の事例を聞くことができて、大変参考になった。 ・職場に良い人材を増やすためにも、治療と職業生活の両立支援体制を早めに作って行きたい。 ・社員の健康づくりに対する動機付けのヒントを得た。 ・社内教育に使用できる良い資料をいただいた。 〇相談 ・産業医を依頼できる余裕のない中小企業にとって、地産保は大変ありがたい。 ・登録産業医の説明が具体的で理解しやすく、会社での指導に役立っている。 ・健康相談は、社員の健康状態を把握でき、健康管理に大変参考になっている。 ・従業員の健康状態について専門的な意見の聴取ができた。 ・質問に対する回答だけでなく、関係する様々な資料や情報を提供してもらい大変参考になった。 ・メンタルヘルス対策の実施及び対応についての理解が深まった。 ・事業場規模で 50 人未満につき、今後、ストレスチェック制度の導入の際に有益となった。 ・ストレスへの対応の仕方を考えることができた。早期発見・対処に努めたい。 **・研修利用者の有益であった旨の評価** 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 94.5% 93.3% 92.3% 93.0% 93.9% **・相談利用者の有益であった旨の評価** 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 97.6% 93.8% 93.7% 94.3% 94.7% イ　利用者に対して、上記（１）から（３）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施した。実施に当たっては、外部の有識者を招聘した検討会を開催し、昨年度の結果を踏まえ、調査項目等の検討を行った。 調査結果は、次のとおりであった。 ・配付期間：平成 29 年 10 月 16 日～平成 29 年 12 月 14 日 ・回収期間：平成 29 年 10 月 16 日～平成 29 年 12 月 14 日 ・調査票配付件数：16,251 件 ・調査票回収件数： 6,758 件		

	ための利用者に対するアンケート調査。平成26年度実績　91.3%】 【目標設定等の考え方】 　平成24年度実績（研修94.0%及び相談98.8%）を踏まえつつ、新たに地域窓口における相談についてもアンケート対象として追加することを勘案して、約９割と見積もり（80%）、また、何らかの改善につながった割合については、有益だったと回答した相談者割合の約９割と見積もり（70%）、第３期中期目標期間の目標として設定したものである。 【重要度：高】 　独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施す	握・評価するためのアウトカム調査（※）を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。 【※：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。】	めのアウトカム調査を実施して、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。		・回収率：41.59% ・事業場にとって具体的な改善事項がみられた割合：84.3% ・主な改善事 「職場全体の健康に対する意識が向上」 「職場のメンタルヘルス対策が充実」 「健康診断受診率が向上」 「衛生委員会が活性化した」 「作業環境や作業内容が改善された」 　また、サービスを利用した人からは、「労働者に対する健康教育での指導力が向上」、「職場における改善を要する問題の発見能力が向上」等において高い評価を得ることができた。 　以上のように、産業保健活動総合支援事業が、事業場の産業保健スタッフや小規模事業者等にとって、産業保健活動を行う上で何らかの効果を与えていることが明確になった。 **・事業場にとって具体的事項がみられた割合** 26年度：91.3% 27年度：87.6% 28年度：84.5% 29年度：84.3% 　本調査結果を踏まえ、利用者のニーズに応えるためにも、今後の事業に確実に取り入れていくとともに、アウトカム調査を継続して実施する。		

	ること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすものである。 【難易度：高】 過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、また、地域の医師会等関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせて機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。						

	メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。 新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。						

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－５	治療就労両立支援センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号） がん対策推進基本計画（平成 24 年６月８日閣議決定） 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書（平成 24 年８月８日厚生労働省労働基準局） がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書（平成 26 年８月 15 日厚生労働省健康局がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 がん対策推進基本計画（平成 24 年６月閣議決定）において、がん患者の就労支援等に取り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　０４３８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
罹患者の有用度（計画値）	支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。	－	－	80.0%	80.0%	80.0%	
罹患者の有用度（実績値）	－	－	－	94.7%	97.8%	97.6%	
達成度	－	－	－	118.4%	122.3%	122.0%	
支援事例件数（計画値）	支援チームにより、年間 500 件以上の両立支援の事例収集を行う。	－	－	－	－	500 件	
支援事例件数（実績値）	－	－	－	－	－	680 件	
達成度	－	－	－	－	－	136.0%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	978,529	1,050,993	
決算額（千円）	－	－	999,035	996,139	
経常費用（千円）	－	－	995,852	1,002,579	
経常利益（千円）	－	－	16,387	10,841	
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	74,984	933,623	
従事人員数（人）	－	－	50	49	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	７　研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等 　就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と就労の両立支援が重要な課題となる中で、勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭においた医療の提供や支援が行われるよう以下のとおり取り組むこと。	７　研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等 　就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と就労の両立支援が重要な課題となる中で、勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭においた医療の提供や支援が行われるよう以下のとおり取り組む。	７　研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等	＜主な定量的指標＞ ○支援した罹患者にアンケートを行い、80％以上から有用であった旨の評価を得ること。 ○両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、年間 500 件以上の両立支援の事例収集を行う。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○治療就労両立支援センター（部）における両立支援コーディネーターの養成及びスキルアップを図るため、研修等を実施したか。 ○治療就労両立支援センター（部）において、がんや脳卒中等の罹患者に対し	**７　円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等**	＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ 　円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援に必要な人材を育成し、その人材による両立支援の実践と事例収集、そこから得られた各種知見の普及・展開という一環した医療の提供や支援は、他の研究機関ではなし得ないものである。 　こうした中、前年度からの指標である「罹患者の有用度」に加え、今年度は新たな達成目標として「支援事例件数」を設定し、質と量の観点から業務を遂行してきたが、いずれにおいても達成度120％を超えて目標を達成した。 　数値目標の設定はないものの、両立支援の普及のために作成した「医療機関向けマニュアル」は、ダウンロード数は5000件を超えるなど想定	評定	＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞
	（１）就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進 　適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専	（１）就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進 　適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専	（１）就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進 　治療就労両立支援センター（部）において、治療と就労の両立支援のモデル		**（１）円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進** 　平成 28 年度に引き続き、中期計画に定めた治療と就労の両立支援のモデル事業を着実に実施するため、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの疾病４分野について、平成 29 年度においては、次のような取組を実施した。 　こうした取組は、社会全体として関心が高まっている両立支援の一端を担い、平成 30 年度診療報酬改定では、「がん」と診断された患者の療養・就労両立支援指導料やこれに係る			

	念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行うこと。 また、作業と	念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する場合がある等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行う。 そのため、治療就労両立支援センターにおいて、治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及するため、次のとおり取り組む。 また、作業と	事業を実施し、労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及するため、次のとおり取り組む。	て、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行ったか。	相談体制充実加算が新設される等、診療報酬面でも影響を与え、当機構の取組が国の政策にも大きく寄与した。	していなかった程度の実績が認められた。 2017 年 3 月に政府が決定した「働き方改革実行計画」では、両立支援コーディネーターの養成が明記されたが、その政府方針の実行を担う形で、受講対象者を一般オープン化して拡大対応し、1 年で 525 名（前年度 47 名･1,117%増）の受講者を輩出した。さらに、「両立支援コーディネーターの養成に関する委員会」で、両立支援コーディネーターの役割や養成方法等について検討し、厚生労働省へと提言した。その内容は国の方針（国が定める今後の養成カリキュラム）として反映され、平成 30 年度診療報酬改定では、コーディネーターの存在を前提として、療養・就労両立支援指導料やこれに係る相談体制充実加算が新設される等、目標策定時に想定した以上の政		

	関連した疾患増悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用すること。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。	関連した疾患憎悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用する。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。 ①　研修会等の開催 治療就労両立支援センターにおける復職（両立支援）コーディネー	関連した疾患憎悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用する。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。 ①　研修会等の開催 両立支援コーディネーターの養成を図るため、労災病院以外の医療		**①研修会等の開催** 治療と仕事の両立に向けて、労働者(患者)、主治医、会社・産業医等のコミュニケーションの中心として機能する「両立支援コーディネーター」の養成を図るため、前年度に引き続き、基礎研修及び応用研修を開催した。 特に平成29年度は、両立支援コーディネーター制度の普及を図るため、受講対象者を労災病院職員に限定することなく、一般の医療機関や企業等の担当者にも拡大し、一般	策実現に大きく寄与した。 以上より、年度計画で定める数値目標を大きく上回るとともに、当機構の取組が国の政策にも大きく寄与したと判断できることから、評価を「S」とした。	

		ターの養成及びスキルアップを図るため、研修等を実施する。	機関従事者等も受講対象とする研修会を開催する。 なお、研修会参加者からのアンケート結果を踏まえ、適宜カリキュラムの見直しを行い、質の向上を図る。		公募形式で実施した。 基礎研修は合計4回(5月、7月、9月、11月)開催し、525名の受講を得た(うち8割は当機構職員以外の方)。多職種の参加が見込まれたことから、「両立支援コーディネートの実際」として事例検討のグループワークを新設する等、研修内容の充実を図り、業務に最大限活用できるよう努めた結果、受講者アンケートでは87.7%から「今回の研修内容を今後実施する両立支援業務に役立てたい」という評価を得た。 応用研修は基礎研修を修了し医療機関で業務に従事する方を対象として開催し、50名の受講を得た(うち4割は当機構職員以外の方)。各分野の支援事例についてケーススタディーによるグループディスカッション型研修とした結果、受講者アンケートでは97.8%から「今回の研修内容を今後実施する両立支援業務に役立てたい」という評価を得た。 研修実施とは別に「働き方改革実行計画」に記載された両立支援コーディネーターの養成に関し、当機構がこれまで行ってきた取組と実績を踏まえ、これらを検討するための委員会を設置した。4回に渡る委員会を経て、両立支援コーディネーターに求められる役割・能力、育成カリキュラムなどについてとりまとめ、11月にこれを厚生労働省へ提言した。 提言の内容は、国が定める今後の養成カリキュラムとして反映され、平成30年度診療報酬改定で新設された「療養・就労両立支援指導料」の相談体制充実加算施設基準の対象研修とされる等、診療報酬面でも影響を与えた。		
		② 支援事例の収集 治療就労両立支援センターにおいて、労災疾病等研究、重点研究の成果、病職歴データベースを活用する等により、がん、脳卒中、精神疾患等の罹患者に対して、復職（両立支援）コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。	② 支援事例の収集 平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを活用して、コーディネーターを中心とした支援チームにより、年間500件以上の職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。		**②支援事例の収集** 平成29年度は支援事例件数を新たな評価指標として設定したが、治療就労両立支援センター（部）において、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより取り組んだ結果、680件の職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行った。 平成28年度に引き続き、本部において四半期ごとに各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、両立支援の実践や疑問点等の解消を図ることができるよう、全施設へフィードバックを行うとともに、「治療就労両立支援センター所長・事務長会議」を開催し、センター間での情報共有を図った。 更に新たな取組として、がん、糖尿病分野の中核的施設主催による実務担当者会議を開催し、事業の更なる推進を図った。		
		③ 医療機関	③ 医療機関		**③医療機関向けマニュアルの作成及び普及**		

	向けマニュアルの作成及び普及 支援事例の分析・評価を行って医療機関向けのマニュアルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。	向けマニュアルの作成及び普及 平成 28 年度に作成した医療機関向けマニュアルについて、研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて普及を図る。	支援事例を集積した上で、コーディネーターを中心とした両立支援のノウハウを他の医療機関でも活用できるようにした「医療機関向けマニュアル（平成 29 年３月完成)」について、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストや産業保健総合支援センターと連携した講習会で活用した他、関係機関宛てに配付し、広く普及を図った。 マニュアルは当機構ホームページからの無料ダウンロードを可能としており、あらゆる機会でこの旨を周知した結果、6,428 件のダウンロード件数を得た。		
	④　アンケートの実施 支援した罹患者にアンケートを行い、80％以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	④　アンケートの実施 支援した罹患者にアンケートを行い、80％以上から有用であった旨の評価を得るとともに、次期医療機関向けマニュアルの改定の際にアンケート結果を反映させるためにその結果の分析等を行う。	**④アンケートの実施** 平成 28 年度に引き続き、治療と就労の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、平成 29 年度中のアンケート提出者のうち、97.6%から有用であった旨の評価を得た。 なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見については、医療機関向けマニュアルに反映させることができるよう、疾病４分野の各中核的施設にフィードバックを行っている。		
		⑤　両立支援データベースの構築 治療と就労の両立支援のモデル事業によって収集した両立支援事	**⑤両立支援データベースの構築** 脳卒中分野において、両立支援データベースシステムを構築し、職場復帰や治療と就労の両立支援の事例等についてデータ収集を開始した。		

			例等のデータベースシステムを構築する。			
	（２）就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援 企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正しい知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われず、結果的に離職に至ったり、雇用の機会を喪失する等の課題が生じている。 このため、産業保健総合支援センターにおいて行う、仕事と治療の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産	（２）就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援 企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正しい知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われず、結果的に離職に至ったり、雇用の機会を喪失する等の課題が生じている。 このため、産業保健総合支援センターにおいて行う、仕事と治療の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産	（２）就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援 産業保健総合支援センターにおいて行う、治療と就労の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携する。	**（２）就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援** 産業保健総合支援センターと連携し、仕事と治療の両立を支援するため、９箇所の治療就労両立支援センター（北海道中央、東北、東京、関東、中部、大阪、関西、中国、九州）及び 15 箇所の労災病院（釧路、千葉、燕、新潟、富山、浜松、旭、神戸、山陰、岡山、山口、香川、門司、長崎、熊本）に「両立支援相談窓口」を設置し、産業保健総合支援センターで委嘱した「両立支援促進員」を配置した。当該窓口において、がん等の患者（労働者）だけでなく、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応した（相談件数 1,652 件）。また、企業に対する正しい知識・理解の普及のため、事業場を訪問しての個別の支援 7 件を実施した。 加えて、労災病院以外の医療機関（がん拠点病院等）にも両立支援（出張）相談窓口を順次設置（平成 29 年度末現在 72 か所（新規：56 か所））し、同様の相談に対応し（285 件）、啓発セミナーに講師として出席した（18 件）。		

	業保健総合支援センターと連携すること。 　また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。 【重要度：高】 　がん対策推進基本計画（平成24年６月閣議決定）において、がん患者の就労支援等に取り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。	業保健総合支援センターと連携する。 　また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。	また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。		また、労災病院（産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等が連携）及び労災病院以外の医療機関（がん拠点病院等）の両立支援相談窓口において、個別の患者（労働者）に係る企業との連絡調整等に対する支援を48件実施した。		

４．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－６	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号） がん対策推進基本計画（平成 24 年６月８日閣議決定） 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書（平成 24 年８月８日厚生労働省労働基準局） がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書（平成 26 年８月 15 日厚生労働省健康局がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　０４３８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
職場・自宅復帰率（医リハ）（計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80％以上確保する。	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
職場・自宅復帰率（医リハ）（実績値）	－	90.7% (H21-25 平均)	95.4%	92.9%	89.3%	89.2%	
達成度	－	－	119.3%	116.1%	111.6%	111.5%	
職場・自宅復帰率（せき損）（計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80％以上確保する。	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
職場・自宅復帰率（せき損）（実績値）	－	80.4% (H21-25 平均)	80.2%	80.4%	80.9%	86.4%	
達成度	－	－	100.3%	100.5%	101.1%	108.0%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	6,774,368	8,928,227	
決算額（千円）	－	－	6,525,304	8,805,108	
経常費用（千円）	－	－	6,527,099	8,480,017	
経常利益（千円）	－	－	△341,372	△120,266	
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	△1,222,275	1,532,927	
従事人員数（人）	－	－	370	460	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
８　重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保すること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績　医療リハビリテーションセンター（平均）90.7%、総合せき損センター（平均）80.4%】	８　重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上（※）確保することとし、次のような取組を行う。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績　医療リハビリテーションセンター（平均）90.7%、総合せき損センター（平均）80.4%】	８　重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度専門的医療を提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	＜主な定量的指標＞ ○医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 ○総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保すること。 ＜その他の指標＞ なし	**８　重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等**	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 （１）重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等においては、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのいずれについても、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、ＭＳＷなどが相互に連携して評価等を行い、より一層治療効果が高まったこと、頸損患者や高齢な患者が増える中、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、目標値である医学的に職場・自宅復帰可能で	評定	
						＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
	（１）医療リハビリテーションセンターの運営	（１）医療リハビリテーションセンターの運営	＜評価の視点＞ ○四肢・脊椎の障害、中枢神経	**（１）医療リハビリテーションセンターの運営**			

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進を図る。

また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム等の研究開発及び成果の活用等を通じて対象患者のＱＯＬの向上に取り組む。

麻痺患者に対するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80％以上確保されたか。

〇外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の推進等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が 80%以上確保されたか。

以下のとおり患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、患者の職場・自宅復帰を支援した。

・対象患者が、重度の四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺などであり、肺炎、排尿障害、感染症、褥瘡などの様々な病気を併発することから、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、ＭＳＷ、栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。

・頸損患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ（平成29年度における県外からの患者受入：リハ入院患者全体の54.1%）。

・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。

・なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。

職業リハビリテーションセンターとの連携状況

区　分	28年度	29年度
運営協議会	1回	1回
職業評価会議	12回	12回
ＯＡ講習	8件	7件

・退院後のＱＯＬ向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。

・三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図の改造案を３ＤＣＧ化した家屋図やその中で日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高める手助けを行うとともに自宅の改造前に問題点に気づくための支援を行った。（平成29年度 支援実績３件）

・せき損患者に対する自立支援機器等について、医用工学研究・開発などの工学的技術支援を実施するとともに、医師、リハビリテーション技師、看護師などと密接に連携して、自院でもその開発・商品化に取り組み、患者のＱＯＬ向上に努めた。

・頸損患者がコンピュータを操作できるよう「あご操作マウス」を商品化するとともに宣伝活動に取り組んだ。

・従前からの自立支援機器等について、「国際福祉機器展2017東京」（ブース来訪者数約200人）などへ出展して広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が89.2%となり、ある退院患者の割合 80%以上を確保することができた。

また、医用工学研究など難易度の高い項目への取組も継続的に実施した。

＜課題と対応＞

－

目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

26年度	27年度	28年度	29年度
95.4%	92.9%	89.3%	89.2%

（２）総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報を発信する。

（２）総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携により受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努める。

また、総合せき損センターにおいて実践している高度専門的医療の手法等に関する研修会を実施し、診断・評価、看護訓練等の事例等を紹介した冊子の配布等を通じ情報提供に努め、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行う。

（２） 総合せき損センターの運営

以下のとおり患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、患者の職場・自宅復帰を支援した。

・対象患者が、外傷による脊椎・脊髄損傷患者であり、肺炎、排尿障害、感染症、褥瘡などの様々な病気を併発することが多いため、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、ＭＳＷ、栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。
・頸損患者及び高齢な患者が増える中、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ。
・総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた（実績：29年度 36件）。
また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ（実績：29年度 41件）、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。

ヘリコプターによる緊急受入数（単位：件）

区　分	28年度	29年度
緊急受入数	44	77

※平成28年10月からは、交付金施設になった北海道道せき損センターの実績を含む。

脊髄損傷の新規入院患者数（単位：人）

区　分	28年度	29年度
脊髄損傷の新規入院患者数	130	160

※平成28年10月からは、交付金施設になった北海道道せき損センターの実績を含む。

・脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」（医師対象）と脊髄損傷患者への看護方法を発信するための「せき損看護セミナー」（看護師対象）を開催した。
・医学研究室において、慶応大学を中心としたヒト肝細胞増殖因子（ＨＧＦ）を用いた新規脊髄損傷治療の治験に参加した。
・医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談（現地調査含）などの相談・支援活

動を行った。
・頸損患者向けスマートフォン操作補助装置「スイッチスマホコール」を商品化し、宣伝活動とそのバージョンアップ版の開発を行った。
・従前からの自立支援機器等について、「国際福祉機器展2017」（ブース来訪者数約350人）などに出展して広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が86.4%となり、目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

26年度	27年度	28年度	29年度
80.2%	80.4%	80.9%	86.4%

※平成28年10月からは、交付金施設になった北海道道せき損センターの実績を含む。

４．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－７	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第３号） 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第７条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 27 年４月 23 日参議院厚生労働委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第３号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第６号 業務方法書第４条第１項第６号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成 21 年４月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、平成 27 年４月の参厚労委の附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー　０４３８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均２５日以内を維持	－	25.0 日	25.0 日	25.0 日	25.0 日	
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	－	19.4 日	16.2 日	15.8 日	16.6 日	19.5 日	
達成度	－	－	135.2%	136.8%	133.6%	122.0%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	11,926,607	9,954,517	
決算額（千円）	－	－	8,459,828	8,754,394	
経常費用（千円）	－	－	5,974,082	7,497,197	
経常利益（千円）	－	－	2,797	5,854	
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	5,876,305	7,503,621	
従事人員数（人）	－	－	7	5	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅱ　労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 １　未払賃金の立替払業務の着実な実施 （１）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内（※）を維持し、	Ⅱ　労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 １　未払賃金の立替払業務の着実な実施 （１）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア　迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約７割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、審査業務の標準化の徹底を図り、原則週１回払いを堅持し、不備事案を除き請求書の受付日	Ⅱ　労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 １　未払賃金の立替払業務の着実な実施 （１）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア　迅速かつ適正な立替払の実施 迅速かつ適正な立替払を実施するため、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するとともに、次の措置を講ずる。 （ア）職員研修や、疑義事例検討会を定期的に開催し、審査業務の標準化を徹底する。 （イ）原則週１回の立替払を堅持する。 （ウ）各弁護士会などへの研修や日本弁護	＜主な定量的指標＞ ○中期目標期間中に不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均25日以内を維持すること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営を図り、定量的目標の平均日数が維持されているか。 ○審査業務の標準化を徹底し、計画的な支払が実施されているか。 ○適正かつ迅速な支払を促進するため、弁護士等を対象とした研修会また裁判所等への協力要請	**Ⅱ　労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項** **１　未払賃金の立替払業務の着実な実施** **（１）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償** **ア　迅速かつ適正な立替払の実施** 未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速な支払いに努めた。 この結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は19.5日であり、「平均25日以内」の目標を上回る迅速な支払いとなった。 **支払期間の推移** 区　分 / 25年度 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 支払日数 / 15.1日 / 16.2日 / 15.8日 / 16.6日 / 19.5日 （ア）職員研修及び疑義事例検討会を計９回開催し、担当職員の審査事務処理の標準化に努めた。 （イ）原則週１回の立替払を堅持した。 （ウ）未払賃金立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有しているものの、実際には当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分理解しているとは言えないため、以下の活動を積極的に行っ	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している （１）未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速な支払に努めた。 ①　平成29年度においては、適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は19.5日となっており、「平均25日以内」の目標を上回る迅速な支払とな	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

		から支払日までの期間について、平均で25日以内を維持する。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）19.4日】	士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、証明にあたっての留意点等について説明等を行うとともに、各地方裁判所の破産再生専門部（係）を訪問し、未払賃金立替払制度への協力要請を行う。 （エ）大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。 （オ）特に調査を要する事案等については、引き続き、労働基準監督署等の関係機関と一層の連携を	を行っているか。 〇大型請求事案について、現地に出向き事前調整を行うなど、迅速処理を図っているか。 〇立替払後の求償権の行使について、事業主等に通知や裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。 〇再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督励を行い、さらに履行督励はされているか。 〇立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにしているか。	た。 平成22年度から開始した都道府県弁護士会等の主催による弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会については、29年度は過去１度しか実施していない弁護士会及び大都市である福岡県弁護士会に対して働きかけを行い、全国13か所で実施することができた。 研修会も８年目に入り、これまで各地で研修会を開催し、蓄積してきた説明ノウハウや、平成27年度に取りまとめた「未払賃金立替払事業に関する不正請求の防止及び審査の迅速化に関する検討会」の検討結果報告書の内容を取り入れるほか、昨年度より開催している（カ）の会議において弁護士からの意見を参考に、都道府県労働局の研修会への参加や、研修会実施先のニーズを把握しその内容を研修会に盛り込むことにより、破産管財人の証明書作成上の留意事項等の説明から実務的事例の紹介を行うなど、さらに充実した研修会を実施している。 また、出席弁護士の経験年数等を把握し、その分析結果を次年度へ反映させている。 （29年度の出席者：弁護士522名含む計759名。22年度からの出席者累計：計92回、弁護士等6,970名） 当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」と未払賃金立替払制度に関する定期協議（平成29年11月）にて、本制度の適用の判断が困難な事例について、厚生労働省と相談し、解決した事例を紹介して本制度への一層の理解を促した。 また、各地方裁判所（11地裁）に赴き、当制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 （29年度の参加者11地裁、裁判官25名、書記官89名、計114名。22年度の訪問開始からの参加者累計：最高裁２度、裁判官２名、事務職員３名、計５名、82地裁、裁判官166名、書記官488名、計654名） （エ）大型請求事案や破産管財人が証明に苦慮した事案については、破産管財人事務所や破産会社等に直接担当者が出向き、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るため打合せや事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図れた。 （29 年度現地訪問実績　　14 件） （例）神奈川県のＡ社：請求者 665 名について平均 10.9 日で支払 大阪府のＣ社：請求者 253 名について平均 9.3 日で支払 神奈川県のＣ社：請求者 141 名について平均 9.8 日で支払 （オ）客観的資料が乏しく破産管財人による証明が困難な事案については、労働基準監督署と連携し、労働基準監督署の確認事案とするとともに、労働基準監督署等の関係機関からの未払賃金立替払状況照会についても的確に対応するなど、関係機関との連携強化に努め、厚生労働省とも認識を共有した。 （平成 29 年度照会回答実績） 労働基準監督署　４件、国税局・税務署　２件、都道府県警察署関係　４件、 検察庁　１件、地方裁判所　１件、　他 13 件、　計　25 件	った。 ・職員研修及び疑義事例検討会を計９回開催し、担当職員の審査事務処理の標準化に努めた。 ・原則週１回の立替払を堅持した。 ・弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会について、平成 29 年度は全国 13 か所で実施した。（29 年度の出席者：弁護士 522 名含む計 759 名。22 年度からの出席者累計：弁護士等約 6,970 名） ・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との協議において、本制度の適用の判断が困難な事例について、厚生労働省	

			図り、的確に対応する。 （カ）破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、破産管財人等を対象として未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。	（カ）不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、未払賃金立替払業務運営推進委員会を29年11月に開催した。破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点や、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項や未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。	と相談し、解決した事例を紹介して本制度への一層の理解を促した。 ・全国11か所の地方裁判所に赴き、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営に協力依頼を行った。（29年度の参加者11地裁、裁判官25名、書記官89名、計114名。22年度からの参加者累計：最高裁２回、裁判官２名、事務職員３名、計５名、82地裁、裁判官166名、書記官488名、計654名）	
		イ　立替払金の求償	イ　立替払金の求償	**イ　立替払金の求償**			
	代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）19.4日】 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績をもと	立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督励及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能な	賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。 （ア）事業主等への求償等周知 立替払後、事業主等に対し、債権の代位取得及び求償権の行使について通知する。 （イ）清算型における確実な	適切な債権の保全管理や確実な回収を図るため、機構の業務処理手引（国の債権管理法に準拠）において、定期的に実施する必要のある全ての事業主等に対する立替払金の求償について、立替払後の求償通知、裁判所への確実な債権届出、事業主に対する債務承認書・弁済計画書提出督励及び弁済督励等の取組を実施した。 **（ア）事業主等への求償** 立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所（1,979事業所）に延べ1,807回の求償通知を行った。通知後、宛所不明で返戻された案件（160件）については、変更後の住所確認を行ったうえで再通知（88件）を行い事業主への求償に努めた。 **（イ）清算型における確実な債権保全**	・大型請求事案や破産管財人が証明に苦慮した事案につい	

に、第２期中期目標期間の目標値である30日以内から５日の短縮となる25日以内を第３期中期目標期間の目標として設定したものである。

ものについて最大限確実な回収を図る。

債権保全

破産事案等弁済が配当等によるものについては、破産管財人等と連携を図りながら、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。

（ウ）再建型における弁済の履行督励

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があった際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督励を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督励を行う。

裁判所への債権届出については、当該賃金債権についての届出状況を破産管財人に確認し、未届であれば債権届出書、届出済であれば名義変更届出書として届出（248回）を行い、裁判所の破産手続に参加するとともに、官報検索システムを活用して裁判所における破産手続の進捗状況を収集した。その結果730事業所から延べ780回の配当を受けた。

破産債権届出及び配当状況

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
債権届出事業所数	431	907	485	375	248
延べ配当回数	1,207	1,044	900	827	780
弁済事業所数	1,122	1,027	843	764	730

（ウ）再建型事案における弁済の履行督励

① 求償通知後に債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し、未提出となっている事業所（25事業所）について、文書等による提出督励（延べ146回）を行った。その結果、12事業所から提出（延べ25回）があった。

債務承認書・弁済計画書の提出督励状況

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ提出督励回数	150	85	63	15	146
延べ提出回数	36	8	10	4	25
提出事業所数	25	7	9	4	12
【参考】債務承認書・弁済計画書の未提出事業所数	42	18	18	8	25

② 弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない事業所（44事業所）に対して、弁済督励を確実に（延べ373回）行った。その結果、50件の弁済がなされた。

弁済督励状況

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ弁済督励回数	114	155	168	42	373
弁済件数	32	36	30	13	50
【参考】弁済計画未履行事業所数	24	31	24	19	44

ては、破産管財人事務所や破産会社等に直接担当者が出向き、未払賃金立替払請求手続に関する打合せや事前調整を行い、適正な処理を図った。（29年度訪問実績　14件）

・破産管財人が証明に苦慮している請求事案については、破産管財人証明が迅速に行われるよう当機構主導で所轄労働局・労働基準監督署と連携し、各種情報の共有化を図った。

・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、未払賃金立替払業務運営推進委員会を29年11月に開催した。破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連

（エ）事実上の倒産の適時適切な求償

事実上の倒産の事案（認定事案）については、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督励、弁済の履行督励を行う。その際、一定の事案については、対象となる債権の的確な確認を行った後、必要な場合には現地調査も実施して、差押え等による回収も図る。

（エ）事実上の倒産の適時適切な求償

① 立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所（805事業所）に対し、延べ1,557回の求償通知を行った。事実上の倒産事案においては、求償通知が宛所不明で返戻されるケース（160件）があり、これについては、当該事業所を管轄する労働基準監督署に事業主の住所確認を依頼し、変更後の住所が明らかになったもの（88件）については、再通知を行い可能な限り事業主への求償通知に努めた。

その結果、132事業所から債務承認書・弁済計画書の提出があり、また、12事業所から弁済がなされた。

求償通知状況

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ求償通知回数	2,439	2,091	1,853	1,695	1,557
債務承認書等提出事業所数	317	308	235	158	132
弁済事業所数	15	11	15	2	12
【参考】立替払対象事業所数	1,179	1,021	914	804	805

② 債務承認書・弁済計画書の提出がなされていない全ての事業所（1,922事業所）に対し、１か月督促、６か月督促、１年督促、２・３年督促、時効前督促等事業場の状況に応じて定期的に提出督励（延べ2,742回）を行った。その結果、158事業所から債務承認書・弁済計画書の提出があり、また、14事業所から弁済がなされた。

債務承認書・弁済計画書の提出督励状況

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ提出督励回数	4,161	3,587	2,843	2,302	2,742
債務承認書等提出事業所数	239	233	167	124	158
弁済事業所数	22	25	10	1	14
【参考】債務承認書・弁済計画書の未提出事業所数	3,844	3,279	1,999	1,704	1,922

③ 弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない全ての事業所（100事業所）に対し、弁済督励（延べ218回）を行った。その結果、50事業所から債務承認書の提出があり、また、25事業所から弁済がなされた。

弁済督励状況

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ弁済督励回数	299	280	305	266	218
弁済計画書等提出事業所数	36	29	36	42	50
弁済事業所数	15	20	21	13	25
【参考】弁済計画未履行事業所数	119	124	127	128	100

携を図り、日頃審査を行ううえで苦慮している疑問点や、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項や未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。

② 代位取得した賃金債権について、求償を実施し、平成29年度の累積回収率（制度発足以来のすべての立替払額に対する回収額の割合）は、25.7%となった。

・立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所に対して求償通知を行い、求償通知後に宛所不明で返戻となった事業所へも変更後

	（２）情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。 【重要度：高】 「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未	（２）情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。	（２）情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。		④　当該事業所の売掛金等債権について、各所轄の労働基準監督署への照会及び第三債務者への債務調査を実施し、その結果、債権の確認ができた事業所（９事業所）に対して差押命令申立てを行った。その結果、１事業所から債権を回収することができた。 **差押命令申立て状況** 区　分 / 25年度 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 差押命令申立て事業所数 / 3 / 5 / 4 / 5 / 9 回収事業所数（注） / 1 / 6 / 3 / 1 / 1 （注）前年度に差押命令の申立てをしたものを含む。 上記の取組の結果、平成 29 年度末の累積回収率は 25.7%となった。 **累積回収率** 区　分 / 25年度 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 累積回収率 / 25.2% / 25.4 % / 25.5% / 25.7% / 25.7% 制度が発足した昭和51年度以来のすべての立替払額に対する回収額の割合 **（２）情報開示の充実** 未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開しており、当機構ホームページにもリンクさせている。 **立替払状況の推移** 区　分 / 25年度 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 企業数 / 2,980件 / 2,573件 / 2,187件 / 2,029件 / 1,979件 支給者数 / 37,143人 / 30,546人 / 24,055人 / 21,941人 / 22,458人 立替払額 / 15,173百万円 / 11,811百万円 / 9,533百万円 / 8,361百万円 / 8,664百万円 回収額 / 4,997百万円 / 3,941百万円 / 3,075百万円 / 3,081百万円 / 2,087百万円	の住所確認のうえ再通知を行った。 ・清算型事案においては、裁判所の破産手続に際し、破産管財人に賃金債権の届出状況を確認のうえ、的確な届出を行い、破産手続へ参加し回収に努めた。 ・再建型事案等においては、債務承認書・弁済計画書未提出の事業所への提出督励を定期的に行うとともに、弁済計画の履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない事業所に対して弁済督励を行い回収に努めた。 ③　賃金未払立替払事業の立替払額や回収金額は業務実績報告書及び当機構のホ	

	払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成21年４月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。						ームページにおいて、情報を公開した。 <課題と対応> －	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－８	納骨堂運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第２号）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第２号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第７号 業務方法書第４条第１項第７号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。 毎年挙行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第 12 次労働災害防止計画」（平成 25 年２月 25 日厚生労働大臣策定）の重点施策（３）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　０４３８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
遺族等の満足度調査（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を 90%以上得る	－	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	
遺族等の満足度調査（実績値）	－	91.8%	94.5%	95.0%	95.5%	94.2%	
達成度	－	－	105.0%	105.6%	106.1%	104.7%	
遺族等の満足度調査（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足の割合）を 50%以上得る	－	－	－	50.0%	50.0%	
遺族等の満足度調査（実績値）	－	－	－	－	55.7%	51.6%	
達成度	－	－	－	－	111.4%	103.2%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	249,014	65,791	
決算額（千円）	－	－	186,392	68,445	
経常費用（千円）	－	－	79,919	68,554	
経常利益（千円）	－	－	△328	△654	
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	101,281	106,774	
従事人員数（人）	－	－	1	1	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90％以上（※）得ること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）91.8%】 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績をもとに、第３期中期目標期間の目標として設定したものである。 【重要度：高】 納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者	２　納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、納骨等に関する遺族からの相談の実施、遺族への収蔵案内及び草花類の植栽等により環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90％以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。 さらに、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。 【※：平成21年度から平成25年度	２　納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰霊式を挙行するほか、遺族からの遺骨（遺品）収蔵等に関する相談の実施、遺族への収蔵案内及び草花類の植栽等により霊堂の環境整備に取り組む。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場にふさわしいとの評価を90％以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。 さらに、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。	＜主な定量的指標＞ ○相談窓口の対応及び環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を90%以上得る。 ＜その他の指標＞ ○遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足の割合）を 50%以上得る。 ＜評価の視点＞ ○納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。 ○満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されているか。 ○相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足	**２　納骨堂の運営業務** （１）平成29年10月11日に、皇太子同妃両殿下御臨席の下、産業殉職者の御遺族、関係団体代表等873人の参列により産業殉職者合祀慰霊式を開催した。 産業殉職者合祀慰霊式では満足度調査結果等を踏まえ、下記の取組について実施した。 ・式場に収容できない参列者の発生に備え、第2会場（遺族休憩所）を準備した。（平成29年度） ・参列者が昼食を取る場所を確保するため、遺族休憩所前に喫食用テントを設置した。（平成28年度～） ・式場入場時の負担を軽減するため、式場の座席を全席指定とした。（平成27年度～） ・仮設トイレを設置した。（平成25年度～） ・式場の参列者向けにＴＶモニターを設置した。（平成23年度～） ・管理事務所と霊堂間の坂道に対するキャリーカートを運行した。（平成22年度～） ・高尾駅と霊堂間の送迎バスを運行した。（平成21年度～） （２）納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による環境整備に努めた。 （３）納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営を図るため、満足度調査に基づく日々の参拝者からの要望等について検討会を４回開催し、接遇、環境整備等の改善に努めた。 （４）産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、遺族等の94.2%（内訳：慰霊式93.7%、日々の参拝者98.5%）から慰霊の場にふさわしい（総合的に満足）との評価を得た。 **慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合** （５）産業殉職者合祀慰霊式の様子をホームページで紹介（平成29年10月19日）するとともに、納骨堂を紹介するパンフレットについて、遺族（補償）給付が決定した産業殉職者遺族（1,011部）及び47労働局及び326労働基準監督署（7,930部）に送付し、また、労働災害防止協会5団体の全国大会で配布（8,900部）して、事業周知に努めた。 また、慰霊式終了後には、慰霊式への出欠を問わず、お手紙にて故人の御霊を厳かなうちに奉安した旨を報告するとともに、資料を附して慰霊式の様子を紹介している。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 （１）産業殉職者合祀慰霊式参列者、日々の参拝者に対して実施する満足度調査で、次の取組等が奏功し、遺族等の94.2％から慰霊の場にふさわしいとの評価を得た。 ・参列者からの要望等について検討を行い、会場の環境整備を推進 ・納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による霊堂の環境整備を推進 （２）産業殉職者遺族、労働局及び労働基準監督署、労働災害防止協会に対して、パンフレ	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
「非常に満足」、「満足」	91.1%	94.5%	95.0%	95.5%	94.2%
「非常に満足」【再掲】	－	－	－	55.7%	51.6%

	及びその遺族の援護を図るための施設である。 　毎年挙行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第12次労働災害防止計画」（平成25年２月25日厚生労働大臣策定）の重点施策（３）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。	までの実績（平均）91.8%】		度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が90%以上得られたか。 〇産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努めたか。		ットを送付して納骨堂の紹介を行うとともに、ＨＰへの掲載を行い事業周知に努めた。 <課題と対応> －	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２－１	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　０４３８，０４５９

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
管理部門の削減（計画値）	統合後の管理部門について中期目標期間中に１割程度の人員を削減	－	－	２人	４人		
管理部門の削減（実績値）	－	－	－	２人	４人		
達成度	－	－	－	100.0%	100.0%		
一般管理費（百万円）（計画値）	中期目標期間終了時までに、平成 26 年度の予算と比べて 12%節減	4,998	4,859 （3%）	4,687 （6%）	4,541 （9%）		
上記削減率（%）	－	－	2.8%	6.2%	9.1%		
達成度	－	－	93.3%	103.3%	101.1%		
事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）（百万円）（計画値）	中期目標期間終了時までに、平成 26 年度の予算と比べて４%節減	1,608	1,592 （1%）	1,542 （2%）	1,488 （3%）		
上記削減率（%）	－	－	1.0%	4.1%	7.4%		
達成度	－	－	100.0%	205.0%	246.7%		

※26、27 年度については旧安衛研の一般管理費を含む。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	＜主な定量的指標＞ ○法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員を削減する。	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞
１　業務の合理化 法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員を削減する等、運営体制の合理化を行うこと。	１　業務の合理化 法人全体として統合効果を発揮し、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員を削減する等、運営体制の合理化を行う。	１　業務の合理化 法人全体として統合効果を発揮するため、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員削減に向け、引き続き業務の効率化等を含め着実に取り組む。 29年度においては、管理部門で４人削減を行う。 各施設で研修を開催するよりも効果的かつ効率的であることから、本部主催の集合研修等を更に推進する。 独立行政法人国立病院機構（以	○運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費（退職手当を除く。）の中期計画予算については、平成 26 年度の予算と比べて 12%に相当する節減額を、また、事業費（専門医療センター事業、研究・試	**１　業務の合理化** **○業務の効率的な運営** 法人全体の統合効果として、29 年度においては、管理部門で４人削減を行い、業務の効率化を図った。 施設基準の認知症ケア加算の算定要件を満たす看護師数を効率的に確保するために、認知症対応力向上研修を本部主催研修として４月に開催、32 病院から計 90 名が受講した。 高額医療機器共同購入については、当機構、国立病院機構及び地域医療機能推進機構（以下、「ＪＣＨＯ」という。）の３法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。また、医薬品に	（１）業務の合理化においては、①法人全体の統合効果として、管理部門で４人削減を行った。②人事・給与制度の見直しについて、役員給与は、業績及び法人の業績を総合的に勘案し、勤勉手当の引き上げは行わず、現状の年間 155/100 とした。 （２）機動的かつ効率的な業務運営においては、毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進に配慮した予算を理事長の下で決定し、機動的な運営を行った。	

			下「国病機構」という。）等との医療機器等の共同購入を推進し、当該契約業務を本部へ集約化する。	験事業、災害調査事業を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて４％に相当する節減額を見込んだものとする。	ついては、全ての労災病院を対象に国立病院機構との共同購入を継続実施し、支出削減と当該契約業務の本部への集約による事務手続の軽減を図った。	（３）一般管理費、事業費の効率化においては、①一般管理費（退職手当を除く。）について、平成26年度に比べ457百万円節減（対26年度比△9.1%）した。②事業費について、平成26年度に比べ120百万円節減（対26年度比△7.4%）した。③専門医療センター事業の運営について、平成20年度運営費交付金割合 0.6%から3.0%となり、2.4ポイント超過となった。④給与水準の検証・公表について、「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、ホームページに公表している。⑤調達等合理化計画を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。⑥一般競争入札等により行う契約において、競争性、公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間	
	また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。 ただし、これまで安衛研で実施してきた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行うこと。	また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進める。 業務の合理化に当たっては、これまで安衛研で実施してきた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行う。	また、役職員の人事・給与制度については、医療の質や医療安全、労災医療等をはじめとした救急医療等の推進のための人材の確保に考慮しつつ、機構の事業実績、社会情勢等を勘案した見直しを検討する。	＜その他の指標＞ ○医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）の運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。 ＜評価の視点＞	**○役職員の人事・給与制度** ・役員報酬については、平成29年度の勤勉手当を年間155/100月分（平成24年度から据置）とした。 ・労働安全衛生総合研究所の研究・技能労務職員、日本バイオアッセイ研究センター職員の平成29年度期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 ・上記以外の職員の平成29年度の期末・勤勉手当については、国は、4.4月であるが、当機構においては、人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.16月の支給とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25%の対象者を10%、12%の対象者を４%とそれぞれ削減措置を講じた。		
	また、機構内に専用回線を敷設する等により、電子（ＷＥＢ）会議、電子決裁の導入を進めることにより、コストの削	また、ＷＥＢ会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入を進めることにより、コストの削減を図る。	また、ＷＥＢ会議の運用拡大を図るとともに、研究関連部署間において、平成28年度に導入した電子決裁を活用することにより、コ	○一般管理費（退職手当を除く）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除	・全施設で電子（Web）会議を実施できるよう会議システムを整備しており、平成29年度においては機構全体で31回のテレビ会議を開催した。 ・機構本部に電子決裁システムを導入することについて、各システムベンダーが提供することができる機能等や他団体の導入状況等の調査を行い、業務の効率化及びコスト削減効果の把握等に取り組んだ。		

	減を図ること。		スト削減を図るとともに、費用対効果を考慮の上、電子決裁の導入拡大について検討する。	く。）の効率化について、中期目標を達成することが可能な程度（平成26年度に比して一般管理費については毎年度３％程度削減、事業費については毎年度１％程度削減）に推移しているか。		、資格要件等の改善に努めた。⑦「調達等合理化計画」の目標を達成するために、契約監視委員会における指摘事項の周知徹底等により改善の取組を進めた。⑧共同購入等の促進については、当機構、国立病院機構及びＪＣＨＯの３法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。	
	２　機動的かつ効率的な業務運営 　経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。	２　機動的かつ効率的な業務運営 　経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。	２　機動的かつ効率的な業務運営 　経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、企画立案機能の強化等を図り、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。	〇医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合については、労災リハビリテーションエ学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、中期目標の水準を維持するために必要な取組が行われているか。	**２　機動的かつ効率的な業務運営** 　毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進に配慮した予算を理事長の下で決定し、機動的な運営を行っている。また、法人全体として統合効果を発揮するため、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員削減に向け、業務の効率化等を図った。 　運営費交付金債務については、自立的なマネジメントの実施のため、平成28年度から独立行政法人会計基準第 81 の２に規定する業務達成基準（管理部門のみ期間進行基準）を適用し、内部統制の更なる充実・強化を図った。	＜課題と対応＞ －	
	３　業務運営の効率化に伴う経費節減等 （１）業務運営の効率化に伴う経費節減等 　運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業	３　一般管理費、事業費等の効率化 （１）業務運営の効率化に伴う経費節減等 　運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営	３　一般管理費、事業費等の効率化 （１）業務運営の効率化による経費節減 　ア　一般管理費、事業費の削減 　運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分及	〇運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く。）に係る予算・収支計画及び資金計画が作成・執行され、	**３　一般管理費、事業費等の効率化** **（１）業務運営の効率化による経費節減** ア　一般管理費、事業費の削減 ①　一般管理費（退職手当を除く。）については、平成26年度予算に比べて457百万円節減（対26年度比△9.1%）した。 　平成29年度の一般管理費節減の主な取り組みは以下のとおりであり、安衛研との法人統合に伴い基礎・応用研究機能と臨床研究機能が一体化による相乗効果を発揮するための経費節減に努めた。 ・人件費の抑制 　管理部門で４人削減による業務の効率化。		

	務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成26年度予算に比して、一般管理費（退職手当を除く。）については12％程度の額、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については４％程度の額を、それぞれ削減すること。 また、安衛研の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限発揮するとともに、安衛研の調査研究業務の実施体制	の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費（退職手当を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて12％に相当する節減額を、また、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて４％に相当する節減額を見込んだものとする。 また、安衛研の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限発揮するとともに、安衛研の調査研究業務の実施体制を維持するための経費を	び安衛研の人件費を除き、一般管理費（退職手当を除く。）及び事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については、節電及び節水による省エネルギーなど日常的な経費節減に努めるとともに、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき業務の効率化、一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費、保守料、賃借料の節減に努める。 また、安衛研との法人統合に伴い基礎・応用研究機能と臨床研究機能が一体化による相乗効果を発揮するための経費確保に努めるために、一般管理費について経費節減を含め適切	各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 ○運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点） ○運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。 ○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について（特に給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合）、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ア　給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準	・「調達等合理化計画」の推進 一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費の節減（対28年度△1.4%）。 ・本部事務所賃借料の節減 平成28年９月１日より本部事務所を移転したことによる減。（対28年度△62.6%） ②　事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については、平成26年度予算に比べて120百万円節減（対26年度比△7. 4%）した。29年度は以下のとおり取り組んでいる。 ・「調達等合理化計画」の推進 一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費及び雑役務費の節減。（対28年度△8.3%） ・消耗器材費の節減 価格交渉の積極的な実施等による減。（対28年度△10.8%）		

	を維持するための経費を確保するため、前記１の管理部門の合理化等による経費節減の上乗せを図るほか、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。	確保するため、前記１の管理部門の合理化等による経費節減の上乗せを図るほか、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。	に対応する。	を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得が得られるものとなっているか。 イ　法人の給与水準自体が社会的な理解が得られる水準となっているか。 ウ　国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況がチェックされているか。 （政・独委評価の視点） エ　国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切であるか。 ○法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、以下のような必要な見直しが行われているか。 ア　レクリエー			
	さらに、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）の運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとすること。	さらに、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）の運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。	イ　専門医療センター事業の運営 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）については、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴		**イ　専門医療センター事業の運営** 収入においては、院長等が医師確保のために大学医局等への要請を行うとともに、積極的な他医療機関の訪問による患者確保等に努めたが、医療リハビリテーショセンターにおいて、医師未充足等により、入外患者数が減少し、収入が減少した。 一方、支出においては、後発医薬品の採用拡大、仕様の見直しによる保守料の節減、価格照会及び医療材料分析システムを活用した価格交渉による医療材料費の節減等により支出削減に努めたが、収入の減少を補うまでには至らず、結果として、平成20年度運営費交付金割合0.6%から3.0%となり、2.4ポイントの超過となった。 なお、医療リハビリテーションセンターにおいては、本部と病院が一体となって経営改善を進めるための個別指導・支援（行動計画の作成、フォローアップ）を実施し、収入確保及び支出削減を図っており、30年度も引き続き実施することとしている。 また、医療リハビリテーションセンターにおける最優先課題である医師確保については、大学医局等へ積極的に働きかけ、引き続き医師の確保に努め、医療水準の維持・向上を図ることとしている。		

			う業務移管によるものを除き、平成 20 年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。	ション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動がされているか。（政・独委評価の視点）	**（２）適正な給与水準の検証・公表** ・当機構の平成 28 年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、平成 29 年６月 30 日にホームページに公表した。 また、給与水準について、以下のとおりチェックを行った。 ① 職種別対国家公務員指数は以下のとおりであった。 ・病院医師（対国家公務員指数 98.3） 病院医師の対国家公務員指数は、対平成 28 年度比較では 2.2 減となり、100 を下回った。 今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、適切な給与水準について検討していきたい。 ・病院看護師（対国家公務員指数 105.4） 現在の給与水準は対国家公務員指数が 100 を上回っている。 なお、平成 28 年度対国家公務員指数（106.2）と比較して 0.8 減となった。 労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況を考慮しつつ、適切な給与水準の確保に努めたい。 ・事務・技術職員（対国家公務員指数 97.3） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、対平成 28 年度比較では 0.9 減となり、平成 29 年度においても引き続き 100 を下回っている。 ② 国と異なる、又は法人独自の諸手当（初任給調整手当、特別調整手当、特殊勤務手当、早出勤務手当及び待機勤務手当）については、以下のとおり適切であると考えている。 〇初任給調整手当 医師確保のため、国と同様、医師又は歯科医師に対し、支給対象施設の適用区分及び免許取得後の経過年数に応じて支給する手当。国の最高支給額が 414,300 円であるのに対し、359,900 円とするなど国の基準以下の手当額を設定している。今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、適切な給与水準の範囲内で手当額について検討したい。 〇特別調整手当 職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。支給割合俸給月額の 6/100 国は定額制であるのに対し、定率制であるが、実際の支給額は国とほぼ同じ水準であり、適		
	（２） 適正な給与水準の検証・公表 機構の給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当	（２）適正な給与水準の検証・公表 給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、適正な給与水準のあり方について今後も以下のような観点を踏まえ厳しく検証を行い、その検証結果や措置状況について公表する。 ア 国からの	（２）適正な給与水準の検証・公表 医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、平成28年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。 ア 国からの	イ 法定外福利費の支出は適切であるか。 〇契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 〇契約事務手続に係る執行体制や審査体制について整備・執行等の適切性等必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 〇公正かつ透明		

	を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。	財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 イ　給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 イ　給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。 ○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。	切であると考えている。 なお、国（俸給の調整額）と異なり退職手当には反映していない。 ○特殊勤務手当 （支給対象職員） ・感染症の病原体に汚染されている区域における業務、放射線医療業務等に従事した職員 その従事した日１日につき 320 円 ・神経科病棟に勤務した職員 その従事した日１日につき 160 円 ・解剖介助業務に従事した職員 その従事した日１日につき 2,200 円　等 病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約６割が特殊勤務手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。 ○早出勤務手当 業務の必要性から６時までに出勤した職員に勤務１回当たり 1,000 円、７時までに出勤した職員に勤務１回当たり 800 円を支給する手当。 病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約５割が早出手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。 ○待機勤務手当 国は実際に呼出しを受けた場合に夜間看護等手当を支給するのに対し、当機構では、救急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務（呼出し対応のため自宅等に拘束するとともに、病院からの照会への対応、自宅等からの電話指示を実施）を命ずることとしており、それに対して支給する手当。 医　師：勤務１回 5,800 円 看護職又は医療職：勤務１回 2,900 円 病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約８割が待機手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。 さらに、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、福利厚生費について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の医療健康費用及び労災病院内保育所の設置・運営に係るライフサポート費用が適切に支出されていることを確認した。		
	（３）契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。	（３）契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	（３）契約の適正化 契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合		**（３）契約の適正化** 契約については、平成 27 年５月 25 日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化計画の取り組みの推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。		

			理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。 なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。				
	ア　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	ア　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	ア　「調達等合理化計画」に基づく取組 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。	**ア　「調達等合理化計画」に基づく取組** **（１）調達の現状と要因の分析** 平成29年度の契約状況は、表１のようになっており、契約件数は 2,476件、契約金額は 864.4億円である。また、競争性のある契約は 2,206件（89.1%）、 835.1億円（96.6%）、競争性のない随意契約は270件（10.9%）、29.3億円（3.4%）である。 前年度と比較して、競争性のない随意契約の件数では△9件（△3.2%）と減少している一方、金額では0.1億円（0.3%）増加している。件数が減少した主な要因は、再リース終了等に伴う賃借契約の減少等によるもので、僅かではあるが金額が増加した主な要因は、放射線機器等の高額な医療機器の修理が多かったこと等によるものである。 **表１　平成 29 年度の労働者健康安全機構の調達全体像**　（単位：件、億円） 平成 28 年度 件数 / 金額 ／ 平成 29 年度 件数 / 金額 ／ 比較増△減 件数 / 金額 競争入札等：（ 77.6%）1,997 / （ 87.7%）742.5 ／ （ 73.8%）1,827 / （ 84.0%）726.1 ／ （△8.5%）△170 / （△ 2.2%）△16.4 企画競争・公募：（ 11.5%）295 / （ 8.8%）74.6 ／ （ 15.3%）379 / （ 12.6%）109.0 ／ （ 28.5%）84 / （ 46.1%）34.4 競争性のある契約（小計）：（ 89.1%）2,292 / （ 96.5%）817.1 ／ （ 89.1%）2,206 / （ 96.6%）835.1 ／ （△3.8%）△ 86 / （ 2.2%）18.0 競争性のない随意契約：（ 10.9%）279 / （ 3.5%）29.2 ／ （ 10.9%）270 / （ 3.4%）29.3 ／ （△3.2%）△ 9 / （ 0.3%）0.1 合　計：（100%）2,571 / （100%）846.3 ／ （100%）2,476 / （100%）864.4 ／ （△3.7%）△ 95 / （ 2.0%）18.1 （注１）　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２）　比較増△減の（　）書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。 平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表２のようになっており、１者以下の契約件数は 705 件（33.4%）、契約金額は 188.2 億円（23.7%）である。 前年度と比較して、件数では 49 件（7.5%）増加している一方、金額では△25.9 億円（△12.1%）と減少している。件数が増加した主な要因は、医療機器等の保守契約の締結が多かったこと等に		

よるもので、金額が減少した主な要因は、比較的、金額の大きな給食業務や医事業務等の業務委託契約において、一者応札・応募の改善が見られたこと等によるものである。

表２　平成 29 年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況　（単位：件、億円）

		平成 28 年度	平成 29 年度	比較増△減
２者以上	件数	1,552（ 70.3%）	1,403（ 66.6%）	△ 149（△ 9.6%）
	金額	567.4（ 72.6%）	604.7（ 76.3%）	37.3（ 6.6%）
１者以下	件数	656（ 29.7%）	705（ 33.4%）	49（ 7.5%）
	金額	214.1（ 27.4%）	188.2（ 23.7%）	△25.9（△12.1%）
合　計	件数	2,208（ 100%）	2,108（ 100%）	△ 100（△ 4.5%）
	金額	781.5（ 100%）	792.9（ 100%）	11.4（ 1.5%）

（注 1）　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注 2）　本表は、表１の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。
（注 3）　比較増△減の（　）書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

（２）重点的に取り組む分野

平成29年度調達等合理化計画においては、一者応札・応募の改善努力を継続するために、昨年度実施した調達案件の入札説明書を受け取ったものの応札（応募）しなかった者に対するアンケート調査を踏まえ、調達等合理化検討会において策定した改善策【①公告期間の延長（20営業日以上）②資格要件（過度な要件となっていないか等）の見直し③仕様書（業務内容が具体的に記載されているか等）の見直し④合理的な統合・分割等⑤入札から履行までの充分な期間の確保】への取組状況についてフォローアップの調査を実施し、調達等合理化検討会において改善事例や今後の取り組むべき課題等について取りまとめ、各施設に周知した。

また、労災病院等で共通的に調達されているレンタル医療機器等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

（３）調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随契を除く）については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているか、指摘事項等が契約手続に適正に反映されているかの確認を行い、必要に応じた指導を行うため、各施設への個別業務指導を年間５件以上行うことを目標とし、新潟労災病院、富山労災病院、愛媛労災病院、熊本労災病院、北海道せき損センター、北海道中央労災病院両立支援センター、労働安全衛生総合研究所の７施設において実施した。

（４）推進体制等

調達等合理化計画の推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達合理化に努めることとし、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随契を除く）については、事前に当機構に設置されている「随意契約審査会」により、「会計規程における随意契約によることが出来る事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

	イ　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	イ　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	イ　競争性、公平性の確保 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。 なお、一者応札・一者応募の改善については、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。 また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保される		また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。 さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、本部主催で開催した「全国会計・用度・管理課長会議」（平成29年９月１日）「会計業務打合会（平成29年10月16日～17日）においても周知・徹底した。 **イ　競争性、公平性の確保** 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」（年４回開催）において一者応札・応募の改善状況について点検を受け、点検結果や指摘事項等を開催の都度、各施設に通知し、また本部主催の「全国会計・用度・管理課長会議」等においても周知徹底することにより、公告期間や、履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担になっていないかの見直し、仕様書の改善を図った。 また、企画競争や総合評価方式の採用に当たっては、入札参加資格者に対して評価基準書を配布し評価基準を明確にするとともに、同方式により業者選考を行う場合においては、１件の予定価格が３千万円を超える工事、１千万円を超える設計及び建設コンサルタント業務については、契約担当部門だけでなく複数の部署の職員により構成された「入札・契約手続運営委員会（年 12 回開催）」において競争参加資格等の適切性等について調査審議することにより、競争性、透明性を確保した。さらに、プロポーザル方式により、設計事務所を選定するに当たっては、外部有識者を選定委員に加えることにより、より一層、透明性・公平性を確保した。		

			よう契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配布し、評価基準を明確にする。				
	ウ　監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	ウ　監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	ウ　契約監視委員会の審議等 監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。	**ウ　契約監視委員会の審議等** 入札･契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を平成 29 年度は年４回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札･一者応募割合の推移を報告するとともに、個別契約について点検（個々の契約について、随意契約理由の妥当性、最低価格落札方式以外の方式を採用する場合であっても予定価格積算の適正性や公告期間の妥当性等）を受け、それを踏まえた見直しを行った。 具体的には、「契約監視委員会」の開催毎に、機構全体の随意契約割合や一者応札・一者応募割合の推移を報告するとともに、個別契約について、随意契約の場合には、契約方式の妥当性や契約価格が他の取引事例に照らして適切か否かの確認、一般競争による場合であっても、真に競争性が確保されているか、見直し計画の具体的取組事項に沿った取組がなされているか等の点検を受け、それを踏まえた見直しを行った。 また、新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。 点検結果については、本部主催の「全国会計・用度・管理課長会議」等において契約監視委員会等の指摘事項を説明する等、情報の共有に努めるとともに、内部監査や本部契約課による施設への業務指導においても必要な指導を行った。		
	エ　独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器の	エ　独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器の入手に際	エ　共同購入等の促進 国病機構等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器等の入手に際して、経営的観点か	**エ　共同購入等の促進** 高額医療機器共同購入については、当機構、国立病院機構及びＪＣＨＯの３法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。また、医薬品についても、全ての労災病院を対象に国立病院機構との共同購入を継続実施し、支出削減と当該契約業務の本部への集約による事務手続の軽減を図った。 （参考：平成 29 年度実績） ・医薬品の共同購入について、平成 29 年７月に共同入札を実施（ 9,080 品目）。 ・ＣＴ、ＭＲＩ等の高額医療機器について、平成 29 年７月及び 10 月に共同入札を実施（７機種 15 台）		

	入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用すること。（附帯決議関係） また、統合後のスケールメリットを生かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進めること。	して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用する。 また、統合後のスケールメリットを生かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進める。	ら調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用する。 また、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に引き続き取り組み、業務の効率化を進める。				

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３－１	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　０４３８

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第４　財務内容の改善に関する事項 １　外部資金の活用等 外部資金については、重点研究の５分野への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。	第３　予算、収支計画及び資金計画 １　外部資金の活用等 外部資金については、重点研究の５分野への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図る。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。	第３　予算、収支計画及び資金計画 １　外部資金の活用等 外部研究資金については、重点研究の５分野への活用も考慮しつつ、競争的研究資金への応募を積極的に行うとともに、業界団体や企業等に働きかけるなどにより、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図る。 また、ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等に取り組み、研究施設・設備の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化、寄附金等により自己収入の拡大	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。（政・独委評価の視点） ○労災病院については、経営基盤の確立に向けて本部の施設運営支援、経営指導等が効果的に行われたか。 ○当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が	**第３　予算、収支計画及び資金計画** **１　外部資金の活用等** ア　競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得に努めている。 イ　施設・設備の有償貸与の促進を図るためホームページに貸与可能研究施設・設備リストを掲載し、周知を図っている。 ・引き続き、大学等の研究機関や民間企業との間で共同研究により施設の共同利用を進めている。 ・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の確保を図っている。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成していることから、自己評定を「Ｂ」とした。 （１）繰越欠損金については、平成29 年度では利益剰余金 472 億円を計上した。（繰越欠損金は解消） （２）①個人未収金については、平成26 年度に比して医療事業収入が約46 億円増加となり、個人未収金の残高は平成26 年度に比して約４億円減少となっている。結果、医業未収金比率については平成26 年度に比して0.16 ポイントの低減となった。 （３）保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき随時検討するとともに、処分予定の土地については売却に向けた準	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

			を図る。	法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）		備作業を進めた。 また、不要財産の処分に当たり、未処分となっている資産について、評価額の見直し、不動産仲介業者を活用した買受勧奨等を実施するなどの取組を行った。一部の対象資産について、売却収入又は現物により国庫納付を行った。 燕労災病院については、平成30年3月30日付けで新潟県と売買契約等手続きを締結した。 <課題と対応> －	
	２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第３　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。	２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位ごとの予算と実績を管理する。	〇繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	**２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施** 運営費交付金を充当して行う事業については、「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行っている。 また、運営費交付金債務については、平成28年度より、自立的なマネジメントの実現のため、独立行政法人会計基準第81の２に規定する業務達成基準（管理部門のみ期間進行基準）を適用している。		
	３　労災病院の経営改善 （１）国病機構との連携等 高額医療機器	３　労災病院の経営改善 （１）国病機構との連携等 高額医療機器	３　労災病院の経営改善 （１）国病機構との連携等 ア　国病機構	〇貸付金、未収	**３　労災病院の経営改善** **（１）国病機構との連携等**		

	等の共同購入等、国病機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。	等の共同購入等、国病機構等の公的医療機関と連携を行うほか、厚生年金基金の国への代行返上、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。	との人材交流の一環として研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効率的活用に取り組む。 イ　高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。 ウ　業務運営の効率化・財務内容の改善を図るため、国病機構との連携を進めつつ、他法人との連携についても検討を行う。	金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、ⅰ）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ⅱ）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）	ア　平成29年度における両機構研修制度への相互参加については、当機構が主催する４研修について国立病院機構から31名、国立病院機構が主催する11研修に当機構から27名が参加した。これにより、情報の共有化やスキルアップ等の効果が得られ、両法人間での連携が強化された。 イ　国立病院機構及び地域医療機能推進機構（以下、「ＪＣＨＯ」という。）とＣＴ等７機種15台の高額医療機器について共同購入を実施した。（削減効果額△373百万円。） ウ　日赤、済生会等214病院が加入する民間のＧＰＯ（Group Purchasing Organization：共同購買組織）への参加を継続し、医療消耗品等に係る共同購入の対象分野を拡大することで、更なる支出の削減に努めた。（削減効果額△265百万円）		
	（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、平成２６事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。	（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、平成２６事業年度分から個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。	（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。	〇保有資産「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について（平成26年9月2日総務省行政管理局）」	**（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等** 本部及び個別病院ごとの財務状態の把握、管理を行い、ガバナンス機能の向上につなげるため、個別病院単位で財務関係書類を作成している。 なお、平成28事業年度分については、独立行政法人会計基準に基づく財務諸表に係る厚生労働大臣承認後、早急にホームページにおいて公表を行っている。		

	（３）繰越欠損金解消計画の策定 繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各労災病院における年度ごとの解消額、目標期限を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を図ること。	（３）繰越欠損金の解消計画の策定 繰越欠損金については、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を図ることにより、平成28年度を目途に解消する。	（３）繰越欠損金の解消計画の策定 繰越欠損金については、平成28年度で解消される見込みとなっている。 なお、経営改善の取組が必要な病院については、引き続き病院との連携の下、経営指導・支援に当たっていく。	に基づき、保有資産の利用実態調査により必要性及び処分可否等について検討を行っているのか。 ○重要な財産譲渡の計画が順調に行われているか。	**（３）繰越欠損金の解消計画の策定** ア　繰越欠損金については、厚生年金基金の代行返上等により平成 28 年度で解消した。なお、引き続き本部と各病院が連携し、経営改善に向けた取組を継続して実施している。 イ　経営改善に向けた取組み等 労災病院が地域の公的中核病院としてこれまで以上に地域医療に貢献するとともに勤労者医療の中核的な役割を果たしていくために、個別の労災病院ごとに、目指すべき役割や機能等について評価等を行った上で、病床機能分化への対応策の検討・実施を行うとともに、経営状況の悪化を改善し、自己資金による今後の増改築工事と計画的な機器整備を安定した経営基盤のもとに確実に実施していく必要があることから、中期目標、中期計画、年度計画の達成に向けて、本部主導のもと、次のような様々な取組を行った。 **【本部において取り組んだ事例】** （ア）医師確保対策 医師不足の解消に向け、労災病院間の医師派遣等の医師確保支援制度を活用するなど医師確保に努めている。 （イ）経営改善推進会議 外部の視点を積極的に導入する観点から、平成 26 年度から経営監を経団連より招聘し、毎月２回開催している「経営改善推進会議」において、リアルタイムで各病院の状況について把握した上で、経営改善に向けた次の取組を実施した。 ・経営状況が特に悪化傾向にある病院に対する個別指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、本部職員による業務指導、病院幹部職員等へのヒアリングの実施、収入増加及び支出削減対策についての個別具体的支援） ・年度当初から入院収入が当初計画を大幅に下回っている病院（11 病院）に対し事務局長ヒアリングを実施の上、病院の現状を踏まえ早期改善策を指導。 ・上半期の経営状況を分析し、特に年間計画収支差の確保が危ぶまれた病院（15 病院）に対し事務局長ヒアリングを実施の上、計画収支差確保に向けた改善策を指導。 ・病床機能分化への対応策の検討・実施 ・共同購入・共同入札の実施 （ウ）期末勤勉手当の抑制 ・労働安全衛生総合研究所研究・技能労務職員及び日本バイオアッセイ研究センター職員以外の平成 29 年度の期末・勤勉手当については、国は、4.4 月であるが、当機構においては、人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.16 月の支給とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25%の対象者を 10%、12%の対象者を４%とそれぞれ削減措置を講じた。 （エ）共同購入・共同入札 ・国立病院機構及びＪＣＨＯとの高額医療機器に係る共同購入		

（削減効果△373 百万円）

・労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札
（削減効果△159 百万円）

・日赤・済生会等 214 病院が加入する民間のＧＰＯ（Group Purchasing Organization：共同購買組織）への参加による医療消耗品等の共同購入（削減効果 265 百万円）

【本部と病院が共同で取り組んだ事例】

（ア）医療材料ベンチマークシステム導入後のフォローアップの実施

医療材料費の削減に向けて、全国労災病院会計・用度・管理課長会議及び医療材料分析システム研修会において外部講師を招聘し、システムを活用した価格低減につながる効果的な購買マネジメント研修を実施し、更なる契約単価の見直し等を推進した。

（イ）後発医薬品の採用拡大

更なる支出削減を図るため、平成 27 年６月 30 日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2015」における新たな目標値（平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする。）に基づき、病院協議において病院ごとの目標値を設定し、採用拡大に取り組んだ結果、目標を達成した。（平成 28 年度実績 79.8%→平成 29 年度目標 81.45%→平成 29 年度実績 82.0%）なお、平成 29 年６月の閣議決定を受け、平成 32 年９月までに各労災病院が 80%を達成しなければならないことについて、９月に開催した全国労災病院会計・用度・管理課長会議において、改めて指示した。

（ウ）経営悪化病院への対応

特に経営が悪化している６病院を「経営改善指定病院」に指定し、各病院は経営改善に係る行動計画を策定の上これに基づき積極的に経営改善を進めるとともに、本部においては、随時、行動計画の進捗についてフォローアップを行った。また、当該６病院に対して本部職員による業務指導等を行うとともに、病院幹部職員等からのヒアリングを通じて、個別に収入増加及び支出削減対策について、具体的な指導を行うなど、本部と病院が一体となって経営改善に努めた。

（エ）病院協議

施設別病院協議において、平成 30 年度診療報酬改定への迅速な対応を含め、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。

ウ　平成 29 年度経営状況

収益面においては、多数の病院における医師の退職等により新入院患者数及び入外患者数が減となったものの、上位施設基準の取得、高額手術や抗がん剤治療件数の増等により診療単価については増となったことにより、経常収益については、平成 28 年度と比較して 18 億円の増となった。

また、費用面においては、医療の質確保に係る医療職等の増員、退職給付費用の増

等による役職員給与の増及び高額手術や抗がん剤治療件数の増等による医療材料費の増等により経常費用は平成 28 年度と比較して 130 億円の増となり、その結果、平成 29 年度の経常損益は、△38 億円となった。

以上により、経常損益については、平成 28 年度に対して△112 億円の悪化となるものの、特殊要因である代行返上、数理差異の影響を除いた場合は 21 億円の改善となった。なお、当期損益については、平成 28 年度に厚生年金制度の見直し等に伴う臨時利益があったことから、結果として△1,179 億円の悪化となった。

労災病院の損益

区　分	28年度	29年度
経常損益	74億円（△68億円）	△38億円（△47億円）
当期損益	1,115億円（△81億円）	△64億円（△74億円）
繰越欠損金又は利益剰余金	536億円（△660億円）	472億円（△734億円）

※（　）は代行返上及び数理差異の影響を除いた額

【収益と費用の分析】

（ア）経常収益 18 億円の増

①　診療単価増の影響　　45 億円

・高額手術の増による手術料収入の増　（ 22 億円）

・高額な抗がん剤増等による薬品収入の増　（　6 億円）

・リハビリテーション技師増員によるリハビリテーション料収入の増（　5 億円）

・その他特定入院料等の増　（ 12 億円）

②　患者数減の影響　　△29 億円

多数の病院における医師の退職等による患者数の減。

（イ）経常費用　　130 億円の増

・給与費の増　（　1 億円）

・高額医薬品、手術材料等の医療材料費の増　（ 10 億円）

・雑役務費の増　（　7 億円）

・業務委託費の増　（　5 億円）

・退職給付費用の増　（107 億円）

（４）医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収

（４）医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収

（４）医業未収金の適切な回収

医療未収金について、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りな

（４）医業未収金の適切な回収

医業未収金については、請求先が保険者等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人とに分けられるが、平成 29 年度末の医業未収金約 465 億円のうち約 442 億円については、保険者に係るもので、請求後１～２か月後には支払われるものである。

保険者以外の個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組のより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医業未収金比率（医

を行うこと。

を行うことにより、平成26年度に比して、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）の低減に取り組む。

がら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進を図る。また、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴収等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、平成26年度に比して、医業未収金比率（医業事業収入に対する個人未収金の割合）の低減に取り組む。

（５）再建型における弁済の履行督励

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があった際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督励を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督励を行う。

４　本部事務所

４　本部事務所

療事業収入に対する個人未収金の割合）は 0.77%となり、平成 26 年度の 0.93%に対して△0.16 ポイントの改善となった。

（参　考）

年度別個人未収金内訳表　（単位：百万円）

区　分	保険者（支払基金等）	個人未収金					合　計	医療事業収入
		一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	小計	対医療事業収入割合（%）		
①26 年度	42,185	1,320	672	654	2,646	0.93	44,831	284,775
②27 年度	46,670	1,223	637	517	2,377	0.82	49,047	291,377
③28 年度	44,446	1,145	625	453	2,224	0.77	46,670	288,875
④29 年度	44,219	1,233	610	396	2,239	0.77	46,458	292,335
⑤差(④-①)	2,261	△175	△47	△201	△422	△0.16	1,839	4,100

（５）再建型における弁済の履行督励

①　求償通知後に債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し、未提出となっている事業所（25事業所）について、文書等による提出督励（延べ146回）を行った。その結果、12事業所から提出（延べ25回）があった。

債務承認書・弁済計画書の提出督励状況

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	２９年 度
延べ提出督励回数	150	85	63	15	146
延べ提出回数	36	8	10	4	25
提出事業所数	25	7	9	4	12

②　弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない事業所（44事業所）に対して、弁済督励を確実に（延べ373回）行った。その結果、50件の弁済がなされた。

弁済督励状況

区　分	25年度	26年度	27年度	28年度	２９年 度
延べ弁済督励回数	114	155	168	42	373
弁済件数	32	36	30	13	50

	の移転 本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うこと。	の移転 本部事務所については、移転を図り、経費の削減を行う。					
	５　保有資産の見直し （１）保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。 また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。	５　保有資産の見直し ア　機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。 また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）附則第７条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供	４　保有資産の見直し ア　機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。 また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。		**４　保有資産の見直し** ア　保有する資産について 保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、随時検討するとともに、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記、不動産鑑定評価を実施し、売却に向けた準備作業を進めた。 なお、保有資産検討会議において、神戸労災病院宿舎（藤江宿舎）及び九州労災病院門司メディカルセンター宿舎（片上宿舎）を処分可能な資産として新たに選定し、順次、測量・登記、不動産鑑定評価を実施した。		

		を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。					
	（２）特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。	イ　特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第１の４（６）の取組等により、特許収入の拡大を図る。	イ　特許権については、特許権の維持費用、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるとともに、企業との共同開発による共有特許の推進等を通じて特許収入の増加を図る。		**イ　特許権について** ・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案しつつ、判断している。 ・知的財産の活用促進を図るため、登録特許について、安衛研のホームページにその名称、概要等を公表している。		
		６　予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙１のとおり	５　予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙２のとおり。				
		７　収支計画 別紙２のとおり	６　収支計画 別紙３のとおり。				
		８　資金計画 別紙３のとおり	７　資金計画 別紙４のとおり。				
		第４　短期借入金の限度額	第４　短期借入金の限度額		**第４　短期借入金の限度額**		
		１　限度額	１　限度額				

	3,077 百万円（運営費交付金年間支出の12分の３を計上） ２　想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 機構法附則第７条の規定に基づく資産については、売却により国庫納付を行うとともに、それ以外の資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）により原則として現物により国庫納付することを中期目標期間の最終年度までに完了するよう努める。	4,591百万円 ２　想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 中期計画に掲げる不要財産の処分に当たり、機構法附則第７条の規定に基づく資産の中で未処分となっている資産については、評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却手続を進める。 また、それ以外の資産については、国庫納付の必要な手続を進める。		労働安全衛生融資貸付債権に係る返済資金として、平成 29 年 10 月に 232 百万円を借り入れた。 **第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画** **○機構法附則第７条に基づく資産** ・旧岩手労災病院職員宿舎（松倉宿舎）及び水上荘については、再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。取組の結果、水上荘については、平成 29 年 12 月８日に売却が完了し、平成 30 年１月５日付けで売却収入の国庫納付を行った。 **○上記以外の資産** ・労災リハビリテーション宮城作業所については、平成 28 年 10 月に実施した厚生労働省との現地確認を踏まえ、職員宿舎の一部解体工事及び除草作業を実施し、平成 29 年 11　月 15 日付け国庫納付（現物納付）を完了した。		

		機構法附則第７条の規定に基づく資産 　旧岩手労災病院職員宿舎、旧岩手労災病院付添者宿泊施設、水上荘 それ以外の資産 　労災リハビリテーション宮城作業所、労災リハビリテーション長野作業所、労災リハビリテーション福岡作業所					
		第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 　中期目標期間の最終年度までに売却が完了するよう努める。 千葉労災病院本体敷地の一部、九州労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎、燕労災病院（第１Ｉ９（７）に基づく移譲を行う場合）	第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 　中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分に当たり、未処分となっている資産については、評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却手続を進める。 　また、中期計画第１　Ｉ９（７）に基づく燕労災病院及び鹿島労災病院の譲渡が行われる場合に		**第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画** ・九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎（大久保宿舎）、秋田労災病院（駐車場用地）については、鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ・秋田労災病院職員宿舎（御坂宿舎）については不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ・九州労災病院門司メディカルセンター駐車場敷地の一部については、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を公告している。 ・燕労災病院については、平成 30 年４月の円滑な移譲に向け、随時新潟県との間で財産譲渡に関する調整等を行うとともに、土地及び建物の再鑑定評価を実施した。取組の結果、平成 30 年３月 30 日付けで新潟県と売買契約等を締結した。		

			ついては、適切な手続を進める。			
	第７　剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。	第７　剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。		**第７　剰余金の使途** 平成 29 年度は、472 億円の利益剰余金を計上しているが、その全額が厚生年金基金の代行返上等によるもので、この剰余金は、資金回収を伴っていないため、将来の資金決済の生じない費用に充てるための積立金とすることとしている。		
	第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項		**第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項**		
	１　人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。	１　人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。		**１　人事に関する計画** **○職員数の適正化** 法人全体の統合効果による業務の簡素化、効率化に努め管理部門で４人の削減を行った。		
	２　施設・設備に関する計画 （１）労災病院に係る計画	２　施設・設備に関する計画 （１）労災病院に係る計画		**２　施設・設備に関する計画** **（１）労災病院に係る計画** **〔整備を完了した施設〕** 富山労災病院〔平成 30 年 1 月〕 **〔引き続き整備を進める施設〕** 旭労災病院（平成 32 年５月完了予定） 山陰労災病院〔平成 36 年３月完了予定〕 **〔施設整備の検討を行った施設〕**		

	中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙４のとおりとする。	富山労災病院、旭労災病院及び山陰労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院、福島労災病院及び大阪労災病院について、施設整備計画の検討を行う。		北海道中央労災病院、福島労災病院、大阪労災病院		
	（２）労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。	（２）労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。		**（２）労災病院以外の施設に係る計画** 労災病院以外の施設について、平成 29 年度には施設整備費補助金により次のとおり施設整備を実施している。		
	ア　施設名 機構本部、釧路労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、安衛研	ア　施設名 釧路労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校及び安衛研		**ア　施設名** ・岡山労災看護専門学校（平成 30 年度３月完了） ・釧路労災看護専門学校（平成 28 年度着工、平成 30 年度完了予定） ・上記以外の施設については、受変電設備更新工事等を実施		
	イ　予定額 14,376 百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）	イ　予定額 総額3,549百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）		**イ　実績額** 当初予定額 3,552 百万円に平成 28 年度からの繰越額 404 百万円を含めた 3,956 百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）に対し、2,878 百万円を執行した。 繰越理由については、釧路労災看護専門学校における工事着工後に判明した地中障害物の処理等によるものであるが、平成 30 年度内には完了する見通しである。		
	ウ　上記の計	ウ　上記の計				

		画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。 ３　中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。 ３　中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。		**３　中期目標期間を超える債務負担** 中期目標期間を超える債務負担の実績はない。		

４．その他参考情報

〔目的積立金等の状況〕

（単位：百万円、％）

	平成 26 年度末（初年度）	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	0	0	18	9	－
目的積立金	0	0	0	0	－
積立金	0	0	53,637	47,293	－
うち経営努力認定相当額					－
その他の積立金等	0	0	0	0	－
運営費交付金債務	474	668	1,273	1,060	－
当期の運営費交付金交付額(a)	7,111	7,186	9,896	9,726	－
うち年度末残高（b）	497	404	274	329	－
当期運営費交付金残存率　(b÷a)	7.0	5.6	2.8	3.4	－

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４－１	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	（参考情報）当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
研修の有益度（計画値）	有益度調査において全研修平均で 80%以上	―	80.0%	80.0%	80.0%	85.0%		
研修の有益度（実績値）	―	86.9%	88.3%	88.0%	88.8%	89.0%		
達成度	―	―	110.4%	110.0%	111.0%	104.7%		
労災看護専門学校生の国家試験合格率（計画値）	全国平均以上の看護師国家試験合格率	―	90.0%	89.4%	88.5%	91.0%		
労災看護専門学校生の国家試験合格率（実績値）	―	98.6%	99.4%	98.9%	98.0%	99.7%		
達成度	―	―	110.4%	110.6%	110.7%	109.6%		
正常債権の回収額（百万円）（計画値）	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額	―	104	62	29	―	―	
正常債権の回収額（百万円）（実績値）	―	242	179	99	102	―	―	
達成度	―	―	172.1%	159.7%	351.7%	―	―	
破産更生債権を除いた債権の回収額（百万円）（計画値）	弁済計画に基づいた年度回収目標額	―	―	―	―	25		
破産更生債権を除いた債権の回収額（百万円）（実績値）	―	―	―	―	―	47		
達成度	―	―	―	―	―	188.0%		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第５　その他業務運営に関する重要事項 １　人事に関する事項 （１）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。 （２）優秀な研究員の確保・育成 研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。	第９　その他業務運営に関する重要事項 １　人事に関する事項 （１）能動的な人事管理 質の高い業務運営を行うため、優秀な人材の確保に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、職務の特性に応じた業績評価等を適切に反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。 （２）優秀な研究員の確保・育成 ア　研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付	第９　その他業務運営に関する重要事項 １　人事に関する事項 （１）能動的な人事管理 質の高い業務運営を行うため、優秀な人材の確保に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、職務の特性に応じた業績評価等を適切に反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。 （２）優秀な研究員の確保・育成 ア　研究ニーズの優先度が高い分野から新規研究員を採用する。研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後	＜主な定量的指標＞ ○研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で 85%以上の有益度を得る。 ○労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とする。 ○労働安全衛生融資については、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額を回収する。	**第９　その他業務運営に関する重要事項** **１　人事に関する事項** **（１）能動的な人事管理** 研究員の業績評価として、以下の取組を行った。 ・部長等管理職に着目した評価項目による評価の実施。 ・研究員について、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行う。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び所長による総合的な評価により実施。 評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員 、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を５月に表彰。 **（２）優秀な研究員の確保・育成** **ア　研究員の採用** ・研究開発力強化法に基づき、平成 23 年１月１日付けで策定した「人材活用等に関する方針」を安衛研のホームページに引続き公表して当該方針に基づく取組を推進している。 ・研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等により、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付き研究員の採用活動を行っている。 ・新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、原則、３年間の任期付研究員として採用し、３年後、それまでの研究成果等を評価した上で、任期を付さない研究職員として採用している。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 （１）人事に関する事項における研修の有益度については、研修終了後のアンケート調査等を元に研修カリキュラムの見直しを図った結果、有益度は、平成 29 年度の全ての研修の平均で 89.0%となり、計画値 85%のところ 104.7%の達成度であった。 また、労災看護専門学校生の国家試験合格率については、全国平均を上回る合格者を輩出し、労災病院の看護師確保に貢献した。 （２）労働安全衛生融資については、積極的な債権回収に努めたところ、目標額を上回る 47 百万円を回収した（達成度	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

		さない研究員として登用する。	一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。	＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進しているか。		188.0%）。 （３）内部統制の充実・強化等、公正で適切な業務運営に向けた取組、決算検査報告指摘事項への対応、適切な情報セキュリティ対策の推進については、年度計画を達成している。	
	また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。	また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用する。	また、任期の定めのない研究員の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用する。	○「独立行政法人整理合理化計画等」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、労災リハビリテーション作業所については、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止に計画的に取り組んでいるか。	・任期を付さない研究職員を採用する場合は、研究経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている。	＜課題と対応＞	
			イ　新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに、新たに採用した若手研究員及び外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。	○内部統制機能の充実強化を図るため、コンプライアンス委員会を中心として、適切にリスクの評価と対応に取り組んでいるか。	**イ　若手研究員等の自立と資質向上の促進** ・新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援している。		
	機構においては、女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努めることはもとより、	イ　女性や障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。	ウ　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックス	○政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し	**ウ　研究環境の整備** ・フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ることにより、育児・介護と仕事の両立ができるような環境整備に努めている。 ・専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児・介護と仕事の両立ができるような環境整備に努めている。 ・採用に当たって個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、車椅子の方に対しては、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、環境の整備に努めている。		

			タイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。	ているか。			
	研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 さらに研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場	ウ　研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 さらに研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労働災害防止団体、業界団体、さらには、労災	エ　研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による科研費等の外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 さらに研究員の能力開発を図るため、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うよう、労働災害防止団体、業界団体、さらには、		**エ　研究職員の海外派遣制度の活用等** ・安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループにとらわれない柔軟な配置を行っている。 ・プロジェクト研究等について、年度計画に定める研究を計画的に行っている。 ・新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援し、外部資金の獲得方法等を指導している。 ・研究職員の資質・能力の向上等を図るため、研究職員を外国の大学若しくは試験研究機関等に派遣する制度について検討し、在外研究員派遣規程を制定（平成 27 年１月）しており、研究職員の海外派遣制度を導入し、活用している。 ・研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行っている。		

	等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施すること。	病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施する。	労災病院を含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施する。			
	（３）医療従事者の確保 ア　労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図るとともに、ＯＪＴ等により、その専門性を高めること。	（３）医療従事者の確保 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成及び労災病院グループ内の連携について充実・強化を図るとともに、ＯＪＴ等により、その資質の向上に努める。 ア　優秀な医師の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師の育成	（３）医療従事者の確保 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成及び労災病院グループ内の連携について充実・強化を図るとともに、ＯＪＴ等により、その資質の向上に努める。 ア　優秀な医師の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを実施する。 また、労災病院の医師の中から臨床研修指導医講習会世話人（講習会企画責任者が行う企画、運	**（３）優秀な人材の確保等の充実・強化** 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るとともに、その資質の向上に努めている。 **ア　優秀な医師の育成等** 「全国労災病院臨床研修指導医講習会」の実施により、研修医に対する適切な指導体制の確保に努めるとともに、勤労者医療に関する講義を行い、勤労者医療に関する理解の向上に努め、勤労者医療を実践できる優秀な医師の育成に取り組んだ。 講習会は、平成29年度は６月と１月に開催し、66名が受講した。開催に当っては、受講生の理解度をより高めるとともにより魅力ある講義内容とするべく、講習会の世話人である労災病院医師25人（副院長２人、部長医師17人、副部長医師２人、医師４人）が事前の世話人会において「研修医をどのように指導していくか」、という観点から検討し、チーム医療の観点から、近年多職種との連携強化が重要視されていることから、臨床研修委員会等で初期臨床研修医の評価を担当している看護職10名（看護副部長４名、看護師長６名）を初めて受講生として受け入れた。また、医療安全対策については、外部講師を新たに招聘しプログラム内容を刷新した。また、前回に引き続きグループワークにチームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れた結果、引き続き高い理解度を達成することができた。 また、機構、労災病院及び勤労者医療に関する理解の向上を目的とした「初期臨床研修医		

	に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。	営、進行等に協力する医師）を選任し、勤労者医療に関する内容を盛り込んだプログラムによる機構独自の指導医講習会を開催するとともに、初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医師の育成、確保に努める。	研修」については、11月に開催し、国立病院機構からの７名を含む90名の医師が受講した。 臨床研修指導医講習会受講者数推移 26年度 27年度 28年度 29 年度 65名 65名 63名 66 名 初期臨床研修医研修受講者数推移 26年度 27年度 28年度 29 年度 72名 76名 88名 90 名 受講者理解度（アンケート結果） 28年度 29年度 臨床研修指導医講習会 95.0% → 95.9% 初期臨床研修医研修 93.5% → 96.4%		
	イ　臨床研修医及び専攻医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のＰＲを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。	イ　臨床研修医及び専攻医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のＰＲを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。	**イ　臨床研修医の確保** 将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、医学生・研修医の総合情報サイトで人気がある「レジナビ」の「臨床研修指定病院合同説明会」（全国４都市で開催）に参加し、各労災病院個々の特色等について PR を行い、優秀な研修医の確保に努めた。 上記取組の結果、当該説明会参加者から、35 名の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至った。（全採用者数 133 名） 初期臨床研修採用者数（各年度４月１日） 26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 30 年度 119 名 121 名 120 名 117 名 133 名 平成 29 年度末で初期臨床研修を修了した労災病院の研修医 119 名のうち、平成 30 年４月以降も引き続き自院に勤務した医師は 33 名、他の労災病院に勤務した医師は６名となった。 新専門医制度への対応については、各病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか、大学との協力体制の構築、研修プログラムの作成などを検討した結果、７領域で 14 施設が基幹施設となり、専攻医募集の活動を行い、39 名の専攻医を確保することができた。		
	ウ　医師等の働きやすい環境の整備 医師等の人	ウ　医師等の働きやすい環境の整備 本部におい	**ウ　医師等の働きやすい環境の整備** 院内保育所の設置・利用状況等について毎月施設から報告を受け、個別の事情を踏まえつ		

		材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。	ては、院内保育所の設置・利用状況等について定期的に調査を行うとともに、労災病院に対しては、個別の事情も踏まえつつ、新設等に向けた検討等を指導する。	つ保育施設の開設準備を支援した。その結果、平成 29 年度 11 月には新たに１施設で開設し、全体としては 23 施設に設置している。 また、国立病院機構、ＪＣＨＯ等の病院グループの中で、当機構が唯一制度化している「育児のための医師短時間勤務制度」（小学校就学前の子の育児のための８時間勤務が困難な医師を対象とし、勤務時間を１日６時間以上とすることに加え、宿日直勤務、時間外勤務の免除を認める制度）については積極的な活用を指導した結果、平成 29 年度は９名（平成 28 年度は 10 名）の女性医師が当該制度を利用しており、在職医師の安心感や女性医師の病院選択の一つの目安となっている。 このほか、医師の負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進し、労災病院全体で 693 名を配置した。 これらの取組により医師等の人材確保・定着及びモチベーションの向上に寄与している。 院内保育所数推移 25年度：19施設 26年度：21施設 27年度：21施設 28年度：22施設 29年度：23施設		
また、機構内の人材交流のみならず、 他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。	エ　人材交流の推進等 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、 国病機構との人材交流等について計画的に実施する。	エ　人材交流の推進等 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用に努め、施設間の人事交流を推進する。 また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。	**エ　人材交流の推進等** ① 施設間の人事交流の推進等 柔軟な人事交流の推進のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事異動を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図っている。 ② 他法人の事例を参考とした取組等 平成 29 年度　における両機構研修制度への相互参加については、当機構が主催する４研修について国立病院機構から 31 名、国立病院機構が主催する 11 研修に当機構から 27 名が参加した。これにより、情報の共有化やスキルアップ等の効果が得られ、両法人間での連携が強化された。		
	オ　専門看護師・認定看護師等の育成 看護師については、患者・家族に良質で	オ　専門看護師・認定看護師等の育成 看護師については、チーム医療の推進や、	**オ　専門看護師・認定看護師等の育成** 医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められている。 そこで、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護		

効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。

医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルが求められることから、専門看護師・認定看護師等の計画的な育成に努める。

師の育成に努めた。

その結果、専門看護師　７分野19名、認定看護師　20分野324名の有資格者を確保することができた。

有資格者数の推移（各年度４月１日時点）　（人）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
専門看護師	8	8	14	16	19
認定看護師	238	264	297	314	324

（参考）
特定行為研修修了者　９名

カ　各職種の研修プログラムの検証

高度・専門医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。

カ　各職種の研修プログラムの検証

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で 85%以上の有益度を得る。

カ　各職種の研修プログラムの検証

平成 29 年度の本部集合研修は、26 研修を実施し、1,451 名が受講した。

本部主催各種職員研修の実施状況（29年度）
（実施研修数：26研修、参加者数：1,451名）

職　種	実施研修数	研修名
医　師	3研修	臨床研修指導医（２回実施）、初期臨床研修医
事務職	5研修	事務局長、新規採用者、採用後３年目他
看護職	8研修	管理者Ⅰ、中堅看護師(３回実施)、認知症対応力向上他
医療職	3研修	中央放射線部長、診療放射線技師研修、医療職中堅
共　通	7研修	新任管理職、安全対策、管理職２年目他

毎年度、研修終了後のアンケート調査等を基に検証を行い、研修プログラムの見直しを図っており、有益度調査（「講義内容を業務に活かすことができる」）では、年間計画(85%)を超える高い有益度（89.0%）となっている。

有益度調査の推移

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
86.1%	86.9%	88.3%	88.0%	88.8%	89.0%

・平成 29 年度は、研修プログラムを次のとおり実施した。
（ア）施設基準の認知症ケア加算の算定要件を満たす看護師を育成するために、認知症対応力向上研修を実施した。
（イ）看護職の管理者研修Ⅰ・Ⅱのカリキュラム「勤労者看護」において治療と就労の両立支援についてのグループディスカッションを新たに実施した。

（ウ）中央放射線部長研修においては、「部内職員の専門性をいかにして高めていくか」グループディスカッションを新たに実施するとともに、情報セキュリティ対策を新たに実施した。

（エ）医療メディエーション教育講習会においては、患者と医療者との対話促進及び関係調整等に係る医療メディエーションマインドの浸透を図ることで病院機能を更に向上させるために、既に受講した上級者を対象として「フォローアップ」プログラムを実施した。

（オ）事務局長研修では、コンプライアンス強化の一環として労務管理の更なる徹底によるリスク回避を目的とし顧問弁護士による講義を新たに実施した。

（カ）管理職を対象とした研修及び中央放射線部長において、資質向上の観点から、機構の社会的使命を自覚して行動すべく業務活動に関わる法令遵守（コンプライアンス）の更なる強化を図るためプログラムを見直した。

（キ）管理職を対象とした研修では、グループワークにおいて現場で直面している問題等に対する実践的な研修を行うことで、労務管理の知識修得に努め、離職防止ひいては働きやすい職場環境整備により一層の医療の質の向上が図れるよう取り組んだ。

また、各研修における勤労者医療に関するプログラムに関しては、勤労者医療の中核的医療機関としての労災病院が果たすべき役割等を説明するとともに、管理職２年目研修では演習問題を実施したことにより、平成 29 年度は 89.0%（前年度 88.8%）の理解度が得られた。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者は受講後に伝達研修を行い、研修の実践と展開を図る。

研修効果を上げるために各施設における伝達研修の実施日を研修受講報告書に記載するよう義務付けており、受講者以外の施設職員への波及が図られている。

伝達研修実施状況調における推移（実施人数／受講人数）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29 年度
92.7%	93.4%	93.7%	93.8%	93.8%	93.9%

イ　労災看護専門学校においては、労災病院

キ　専門性を有する看護師の養成

キ　専門性を有する看護師の養成

キ　勤労者医療の専門的知識を有する看護師の養成

	における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上（※）とすること。 【※：平成22年度から平成26年度の全国平均　90%】	勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。	労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため以下の取組みの充実を図る。 （ア）勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルヘルスマネジメント、治療と就労の両立支援、災害看護等の講義を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行う。 （イ）勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行	労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。 労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率の推移 区分 / 25年度 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 労災看学 / 98.6% / 99.4% / 98.9% / 98.0% / 99.7% 全国平均※ / 89.8% / 90.0% / 89.4% / 88.5% / 91.0% ※出典：平成30年３月26日厚生労働省発表「国家試験合格発表」 その上で、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。 （ア）勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。 ・勤労者医療概論やメンタルヘルス、両立支援、災害看護等の特色ある授業の実施。 ・基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入。 ・治療と就労の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施。 （イ）平成29年度においても、近接する13の労災病院において、延べ約34,000日の臨地実習を継続的に実施した。 また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結びつけて理解できるよう、以下のとおり、勤労者医療カリキュラムの充実を図った。 ・平成28年度に全校に配布した勤労者看護ハンドブックによって、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。 ・勤労者医療概論テキストの内容を刷新し、平成29年４月から各校において新テキストによる授業を開始している。		

			う。 　また、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と就労の両立支援等、勤労者医療に関する教育内容について見直しを行い、勤労者医療カリキュラムの更なる充実を図る。			
	ウ　医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。	ク　労災病院間における医師の派遣 　医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。	ク　労災病院間における医師の派遣 　医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。	**ク　労災病院間における医師の派遣** 　労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、ブロック会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。 　医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整すべき問題があるが、取組の結果、平成 29 年度は、11 件の労災病院間の医師派遣（計 29 名）が行われ、地方の医師不足が深刻な労災病院を支援した。 【平成 29 年度労災病院間医師派遣実績】 東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科） 東北労災病院→青森労災病院（耳鼻科） 千葉労災病院→鹿島労災病院（健康管理手帳健診） 千葉労災病院→鹿島労災病院（形成外科） 東京労災病院→鹿島労災病院（健康管理手帳健診） 関東労災病院→鹿島労災病院（健康管理手帳健診） 横浜労災病院→鹿島労災病院（内科） 横浜労災病院→鹿島労災病院（健康管理手帳健診） 横浜労災病院→鹿島労災病院（産業医） 横浜労災病院→鹿島労災病院（眼科） 中部労災病院→旭労災病院　（麻酔科） ※派遣医師数計　29 名		
	（４）産業医等の育成支援体制の充実	（４）産業医等の育成支援体制の充実	（４）産業医等の育成支援体制の充実	**（４）産業医等の育成支援体制の充実**		

	事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。	事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。	高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センター（部）を含む）において産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。		産業医科大学医学部卒業生の産業医活動２年義務化に対応するため、同大学や関係機関と情報交換や打合せを行うとともに、機構内においては各種全国会議などにおいて、制度や体制整備等に関する周知・注意喚起を行い、産業医育成体制の充実に努めた。 なお、平成 29 年度は、２施設の勤労者医療総合センターにおいて、対象となる卒業生が同センターに配置され、産業医活動が行われた。		
	（５）障害者雇用の着実な実施 障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、	（５）障害者雇用の着実な実施 ア　障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。	（５）障害者雇用の着実な実施 ア　障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回る。		**（５）障害者雇用に係る取組** ・本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者雇用の状況について理事会にて情報共有を図るとともに、障害者雇用に係る必要な指導、助言等に当たっている。 ・平成 30 年３月１日現在の障害者雇用率は 2.92%と法定雇用率（2.3%）を上回る状況を継続しており、平成 30 年４月１日からの法定雇用率の引上げに向けて、引き続き障害者雇用の促進、職場定着に取り組むよう、会議等において指示した。		
	雇用した障害者	イ　障害者の募	イ　平成 28 年度		・「障害者雇用サポートマニュアル」や「障害者雇用研修ガイドブック」の内容を補完すると		

	の定着を図ること。	集、採用から配置、定着に至るまでに実施するマニュアルを作成し、円滑な障害者雇用の促進、定着を図る。また、当該マニュアルについては障害者雇用の実情に応じた内容改訂を行うとともに、成果の普及を行う。	に作成した障害者雇用に関するマニュアルについては、障害者雇用の実情に応じた必要な改訂を行うとともに、当該マニュアルに基づく研修の実施等より円滑な障害者雇用の促進、定着を図る。		ともに、最新の情報を提供するために、障害の種類と特性など障害者雇用に関して参考となる情報を「障害者雇用通信」として発行し、各施設の障害者雇用担当者等の障害者雇用に係る理解を深めることにより、障害者雇用の定着支援の一助としている。 ・管理職等を対象とした集合研修において、関係法令や障害者に対する合理的な配慮等に係る理解の向上を図った。また、機構本部の相談窓口において、各施設の担当者や障害者からの相談に対応し、障害者雇用の促進や定着支援を行っている。 ・障害者雇用に関し、これまでの取組を振り返り、継続的な取組に繋げていくため、外部有識者によるチェックを実施することとした。		
	２　労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（※）の廃止に取り組み、平成 27 年度末までに全施設を廃止すること。 ※　27 年度末までに全施設廃止済み	２　労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（※）の廃止に取り組み、平成 27 年度末までに全施設を廃止する。 ※　27 年度末までに全施設廃止済み					
	３　労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行うこと。	３　労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付債権について、回収計画を策定し、適切な回収を行う。	２　労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付債権について、平成 28 年度は目標額 29 百万円を上回る額を回収したところであるが、平		**２　労働安全衛生融資貸付債権の適切な管理・回収** 労働安全衛生融資については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく回収計画を策定し、その実施状況について評価を行った。また、繰上償還等により約定償還の回収計画に変更が生じるため、回収計画の見直しを行っている。財政投融資については平成21年度償還期限が到来したことから、償還を完了した。 なお、平成29年度は、破産更生債権を除いた債権について47百万円を回収した。		

			成 29 年度は破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額 25 百万円を回収する。	破産更生債権を除いた債権の回収額（単位：百万円） 区　分 ｜ 29年度 回収目標額 ｜ 25 回収実績額 ｜ 47 債権区分別回収状況（平成 29 年度）　（単位：百万円） 区　分 ｜ 期首債権額 ｜ 回収額 ｜ 償却額 ｜ 期末残債権額 正常債権 ｜ 52 ｜ 34 ｜ － ｜ 18 貸倒懸念債権 ｜ 52 ｜ 13 ｜ － ｜ 40 破産更生債権 ｜ 255 ｜ 4 ｜ 44 ｜ 207 合計 ｜ 359 ｜ 50 ｜ 44 ｜ 264
	4　内部統制の充実・強化等 内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日行政管理局長通知）及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働ＷＧ等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどう	4　内部統制の充実・強化等 （１）内部統制の充実・強化 内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日行政管理局長通知）及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、理事長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうか	3　内部統制の充実・強化等 （１）内部統制の充実・強化 内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションの遂行の適正を確保するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施する。 ア　業務の有効性及び効率性 中期目標の遂行において、業務の進捗状況を理事会に報告するとともに、内部統	**３　内部統制の充実・強化等** **（１）内部統制の確立** 内部統制の充実・強化については、以下のとおり取り組んでいる。 平成 29 年度は本部及び 35 施設の内部監査を実施。 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について監査し、内部監査結果報告書により理事長及び監事への報告を行った。 （参考）平成 29 年度実施内訳 本部、病院 11 か所、看護専門学校 3 か所、治療就労両立支援センター5 か所、産業保健総合支援センター13 か所、労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）・（登戸地区）、日本バイオアッセイ研究センター **ア　業務の有効性及び効率性** 業務の実施状況等については、理事会等において進捗管理を行うとともに、外部有識者により構成される業績評価委員会に諮っている。 平成 29 年３月に開催した内部統制委員会における審議結果に基づき、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等について、他法人の先行例等を参考に作業を進め、研究会に

	かの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図ること。	の点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図る。 また、内部統制の構築・運用状況について、内部監査室においては本部に関して毎年度、施設に関しては原則３年に１度の監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。	制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに取り組む。 また、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。 なお、病院運営等については、業務の有効性及び効率性を向上させるため、機構本部と病院とで協議を行う。 イ　法令の遵守 今後、規程についての必要な見直しを検討し、内部統制の充実・強化等を図る。また、コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えて継続的な研究を行うとともに、その成果を踏まえ各種会議、研修会等		おいて取組結果をとりまとめた上でコンプライアンス委員会にて内容検討し、平成 29 年度の内部統制委員会に報告し、審議した。 **イ　法令の遵守** 職員の法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議、総務業務打合会）等の機会を捉えて、コンプライアンスに係る留意事項等についての徹底等を図るほか、本部が主催する集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）や施設で実施する研修会や講演会等において、法令遵守の重要性について、意識の醸成を図った。 また、平成 26 年度から実施しているコンプライアンス強化週間においては、個人情報の取扱いやハラスメント防止等をテーマとして、各施設において研修会の実施等の取組を行うとともに、本部においても全役職員に対して関係規程や留意事項について改めて周知、徹底を図った。		

			を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。				
			ウ　資産の保全 機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。	**ウ　資産の保全** 固定資産等の適正な管理について、平成 29 年度は会議において周知・徹底するとともに、各施設に対して物品管理調査を実施、更に、契約及び管財業務マニュアルに基づいて業務指導を実施した。 ＜会議＞ ・「全国労災病院会計･管理用度課長会議」（平成 29 年９月） ・「全国労災病院事務局長会議」（平成 29 年 10 月） ・「会計業務打合会」（平成 29 年 10 月） ＜調査＞ ・「管理する物品の点検状況等に関する調査」（平成 29 年 10 月～平成 29 年 12 月） ＜業務指導＞ ・「経理部会計業務指導」（平成 29 年９月～平成 29 年 12 月）		
			エ　財務報告等の信頼性 財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行う。	**エ　財務報告等の信頼性** 平成 28 事業年度財務諸表に対しては、監事及び会計監査人の監査を受けたうえで、その意見を付して記載内容が適正であることを確認している。			
		（２）業績評価の実施	（２）業績評価の実施 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させるとともに、内部業績評価制	**（２）業績評価の実施** ア　各事業においてバランス・スコアカード（以下、「ＢＳＣ」という。）を用いて、５つの視点（利用者、質の向上、財務、効率化、組織の成長と学習）から平成29年度の目標を定めるとともに、平成28年度ＢＳＣ年間評価を実施し、目標と実績に乖離があった事項に関しては原因分析を行い、ＰＤＣＡサイクルによる業務改善を図り、平成29年度の業務に役立てた。また、平成29年度上半期評価において計画に対する実績を検証し、年間の目標達成に向けた更なる業務改善を促した。 イ　ＢＳＣ制度の定着及び職員の理解度向上のため、新任管理職研修においてＢＳＣの運用方法等についての講義を行った。		

		外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。	度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。 また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。		ウ　業績評価委員会の実施と評価結果等の公表 学識経験者４名、経営者団体代表者２名、労働者団体代表者２名からなる業績評価委員会を６月と 12 月に開催し、外部有識者の意見・提言を踏まえ、業務運営に反映させた。 【第１回業績評価委員会】（平成 29 年６月 26 日開催） ・平成 28 年度の業務実績について 【第２回業績評価委員会】（平成 29 年 12 月 22 日開催） ・厚生労働大臣による平成 28 年度業務実績評価について ・平成 29 年度上半期業務実績について ・第１回業績評価委員会における提言、意見への対応状況について 業績評価委員会における主な提言・意見については、「治療と就労の両立支援については社会的な急務であり、国を挙げた取組みとして注目されているところであるが、今後は労災病院、治療就労両立支援センターでカバーしきれない地域において民間、とりわけ医療従事者ではない事業者を中心に展開していくことを検討いただきたい。」との提言を受け、治療と就労の両立が当然との社会的機運を醸成するため、機構内部の連携はもとより、関係機関とも連携を図って事業者等に対する周知を行っていくとともに、平成 29 年度から両立支援コーディネーター養成研修の対象を他の医療機関や企業の関係者にも広げており、両立支援の取組の促進を図っている。 また、業績評価委員会による業績評価の結果及び上記含む委員会における提言のあった事項に係る改善策についてホームページで公表した。		
		（３）事業実績の公表等 毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営	（３）事業実績の公表等 決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する		**（３）事業実績の公表** 各事業の業務実績をホームページで公表するとともに、当該サイト内の「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」のページにおいて、国民等から広く意見を聴取するよう取り組んでいる。		

		計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。	意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。				
		５　公正で適切な業務運営に向けた取組 　諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。	４　公正で適切な業務運営に向けた取組 　諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。	**４　公正で的確な業務の運営** 〇情報の公開 ・平成 29 年度における情報公開開示請求は 47 件であった。 ・情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開した。			
		とりわけ、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行	特に、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うこ	〇　研究不正の防止 ・「研究活動における不正行為の取扱いに関する規程」及び「科研費補助金等取扱規程」等に基づき研究不正の防止に取り組んでいる。 〇　研究倫理審査 ・研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員６名及び内部委員 10 名からなる研究倫理審査委員会を 4 回開催し、25 件の研究計画について厳正な審査を行った。同委員会の議事要旨を、安衛研ホームページで公開した。 ・利益相反審査・管理委員会規程に基づき、利益相反審査・管理委員会において科学研究費及び厚労科研費などの外部資金による研究について審査を実施している。 ・公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団により「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する指針」に適合していると認定されている動物実験委員会を開催し、厳正な審査を行った。		

		うことができるよう必要な措置を講じる。	とができるよう必要な研修を実施する。				
	5　決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。	6　決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告(会計検査院)で受けた指摘を踏まえ､見直しを行うものとする。	5　決算検査報告指摘事項への対応 ア　土地の処分 平成 24 年度決算検査報告において改善の処置を要求された７労災病院の有効に利用されていない土地の中で、処分することとした土地について､登記及び不動産鑑定評価を実施し､順次売却手続きを進める。 イ　少額随意契約による契約手続 平成 27 年度決算検査報告において不当事項とされた分割して随意契約とした契約手続については､契約の決裁時に少額随意契約に係る自己点検を行うとともに､内部監査におけるチェック体制を一層強化し再発防止に万全を期す。 また､各種会議	**5　決算検査報告指摘事項への対応** **ア　平成 24 年度決算検査報告における改善処置要求への対応** ・有効に利用されていない土地の利用計画等 平成 24 年度決算検査報告において改善の処置を要求された７労災病院の有効に利用されていない土地については、平成 26 年６月 30 日付け会計検査院報告に基づき、処分する土地は不動産鑑定評価及び入札手続を実施し、順次売却に係る作業を進めた。 九州労災病院門司メディカルセンター駐車場敷地の一部については、一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を繰り返し行っている。また、和歌山労災病院移転後跡地については、敷地内を通る市道の建設計画について和歌山市と協議を進め、速やかに売却範囲を特定し売却手続きを進める。 **イ　施設整備費補助金を原資とした整備の事務処理** 平成 26 年度決算検査報告において不当事項とされた施設整備費補助金を原資とした整備の事務処理については、各施設から入札に関する公告の官報掲載依頼を受けた場合に必ず当該調達の予算財源が確保されているかについて確認する等、再発防止のため、本部におけるチェック体制を強化した。 また、各種会議や研修において、適正な経理処理等について周知･徹底を行っている。		

			や研修において、適正な経理処理等について周知･徹底する。				
					ウ　少額随意契約による契約手続 平成 27 年度決算検査報告において不当事項とされた分割して随意契約とした契約手続については、契約の決裁時に少額随意契約に係る自己点検を行うとともに、内部監査時にはその状況を確認するなど再発防止のための内部けん制体制を強化した。 また、各種会議等において適正な経理処理等について周知・徹底した。		
	６　情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、対策を講じること。	７　情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する診療情報等の個人情報については､外部に流出することがないよう､個人情報保護の重要性を周知徹底する等の対策を講じる。	６　適切な情報セキュリティ対策の推進 個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。		**６　適切な情報セキュリティ対策の推進** **ア　個人情報保護の周知徹底** ・個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底した。		
	また、政府の方針（平成27年７月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離す	また､政府の方針（平成27年７月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等）を踏まえ､情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに､適切な情報セキュリティ対策(保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する､確固たる	また、政府の方針に応じて、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時見直すとともに、所有する診療情報等の個人情報については、継続して、外部に流出することのないよう、保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する等、確固たる情報セキュリティ対		**イ　情報セキュリティポリシーの周知徹底及び適切な情報セキュリティ対策の推進** 全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（H29 年度：306 回）を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種全国会議や担当者打合会において、情報セキュリティ対策の徹底等について指示等を行った。 また、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないよう、引き続き基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。 さらに、12 月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント対応訓練を本部において実施した。		

	る、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。	セキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。	策を推進する。 また、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、標的型メール攻撃対応訓練等を実施する。			
	また、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じること。	また、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。	なお、労災病院等においては、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した情報セキュリティ対策の着実な推進のために、システムの運用に係る指導を行うとともに、指導結果にて判明した問題点を把握・分析し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	**ウ　情報セキュリティ指導及び情報セキュリティ対策の改善** 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成 29 年５月第５．０版）」を遵守した情報セキュリティ対策に関する指導を５病院に対して実施するとともに、国等が実施する監査に準じたシステムの運用等に係る情報セキュリティ監査及び指導を１５施設に対して実施した。 また、これらの指導結果について、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、ＰＤＣＡサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。 上記の取組により、平成 29 年度においては重大な情報セキュリティインシデントの発生はなかった。		
	さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施すること。	さらに、国の監査に準じたマネジメント監査を実施する。	さらに、国の監査に準じたマネジメント監査を実施する。			
	７　既往の閣議	８　既往の閣議				

	決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。					

４．その他参考情報
特になし